
保健福祉委員会

保 健 福 祉 局

— 内 容 —

保健福祉局関係予算
保健福祉施策
指導監査
高齢社会対策
介護保険
社会福祉
障がい者福祉
高齢者福祉
児童福祉
母子・父子福祉
医療福祉
保健所
国民健康保険

1. 保健福祉局関係予算

(単位：千円)

科 目	年 度	H30 (決算)	R 1 (最終)	R 2 (当初)
社 会 福 祉 費		16,672,483	18,036,882	18,235,055
障 が い 福 祉 費		12,418,878	13,260,945	13,118,189
老 人 福 祉 費		1,969,273	1,639,064	1,257,893
児 童 福 祉 費		29,258,012	34,107,864	33,006,735
生 活 保 護 費		13,021,353	13,493,391	13,078,843
法 外 援 護 費		1,994,883	148,585	137,699
災 害 救 助 費		2,278,377	249,231	61,544
保 健 衛 生 費		7,877,230	8,602,725	8,340,340
公 害 保 健 費		2,011,928	2,115,989	2,043,302
計		87,502,417	91,654,676	89,279,600

2. 保健福祉施策

市民福祉の向上を図るためには、従来の福祉施策と保健衛生施策が一体的に進められる必要がある。市民一人ひとりの健康状況とその一人ひとりに必要とされる福祉施策は密接不可分であり、生活の質（QOL）を高めるには両施策の連携が不可欠であることが高齢化の進展とともに強く認識されるに至ってきたからである。

こうした視点に立って、これまで高齢化対策を長寿社会対策として保健、福祉施策の総合的推進を図ってきたが、今後は少子化時代の児童対策や完全参加と平等をめざす障がい者対策においても連携の一層の強化が求められている。

(1) 福祉のまちづくり条例の制定

高齢社会を迎えた今日、子どもからお年寄りまで、すべての人が一人の人間として尊重され、住み慣れた家庭や地域で生きがいを持ちながら、安心して生活できる社会を実現することが強く求められている。そのため、市、市民、事業者が一体となって人にやさしい福祉都市づくりを推進するための基本的事項を定めた「福祉のまちづくり条例」を制定した。（平成9年4月1日公布・一部施行 平成10年4月1日全面施行）

(2) 福祉のまちづくりの推進

「福祉のまちづくり条例」に基づき、福祉のまちづくりに果たすべき市、市民及び事業者の役割と責務を明らかにすることにより、福祉のまちづくりの総合的推進を図る。

また、平成12年度からバリアフリーのまちづくり推進事業として、倉敷市バリアフリー市民会議を設置、歩道の段差等の問題箇所を実地にチェックして意見をいただき、予算の範囲内でバリアフリー改修を行う。

(3) いきいきふれあいフェスティバル（第27回倉敷健康福祉まつり）

だれもが気軽に集い、健康づくりや生きがいづくりなど楽しみながら体験できる場をつくり出し、ハンディのある人もない人もお互いに尊敬し支えあえる社会づくりに資することを目的として毎年実施している。

- ① 主催 いきいきふれあいフェスティバル実行委員会
- ② 共催 倉敷市、(福)倉敷市社会福祉協議会、(福)倉敷市総合福祉事業団
- ③ 日時 令和2年10月18日（日）午前10時～午後3時（新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止）
- ④ 会場 倉敷市玉島の森（体育館、中央広場等）

(4) くらしき健康福祉プラザ・市保健所の整備

くらしき健康福祉プラザについては、子どもからお年寄りまで、すべての市民の生涯にわたる健康づくり、高齢者や障がい者の自立や社会参加の支援、保健福祉に関する情報提供、地域福祉活動の支援などを行う拠点施設として整備した。

また、市保健所については、平成6年に保健所法（改正後の法律名：地域保健法）が改正され、同法による基本指針で、人口30万人以上の市について保健所政令市への移行が求められた。本市においても、関係団体及び学識経験者等による保健所設置懇談会の提言をふまえ、厚生省・岡山県と協議し、本市にふさわしい保健所の体制を整備し、平成13年4月から保健所政令市に移行した。

さらに、保健・福祉の緊密な連携を図るため、両施設を複合施設として整備した。

－施設の概要－

敷地面積 約32,450㎡

(プラザ, 保健所, リハビリテーション広場, 多目的広場, 緑地等)

総事業費 10,010,406千円 (用地取得費2,300,119千円を含む)

開館年月日 平成13年4月1日

(令和2年4月1日現在)

区 分	くらしき健康福祉プラザ	保 健 所
所在地	倉敷市笹沖180番地	倉敷市笹沖170番地
構造・規模	鉄筋コンクリート造り 地上5階(1部6階), 地下1階	鉄筋コンクリート造り 地上4階(1部5階), 地下1階
建築面積	2,588㎡ (水浴棟含む。)	2,215㎡ (障がい者デイサービスセンター含む。)
延床面積	9,316.95㎡ ()	6,272㎡ ()
駐車場	324台 (保健所含む。)	
開館時間	午前9時から午後9時	午前8時30分から午後5時15分
休日	毎週月曜日, 年末年始	毎週土, 日曜日, 祝日, 年末年始

① くらしき健康福祉プラザの事業内容

- 健康づくり支援拠点機能
- 自立・社会参加の支援拠点機能
- 総合相談・情報提供拠点機能

ア 保健福祉相談

- (a) 保健・福祉の一般的初期相談事業を行う。
- (b) 障がい者, 高齢者等を対象に専門相談事業を行う。
- (c) 相談内容ごとに, 給付を受けることのできるメニュー, 利用できる施設, 専門的相談窓口等を個々の事例により具体的に回答する。
- (d) 保健福祉相談室では申請等の受け受理は行わない。
- (e) 手話通訳者を配置して聴覚障がい者の相談に対応している。

令和元年度 くらしき健康福祉プラザ 保健福祉相談室 利用状況集計表

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
開館日数(日)	24	23	26	26	27	25	26	26	24	24	24	25	300	
相談室利用者数	173	222	215	216	207	155	171	188	190	224	173	116	2,250	
部門別相談件数 (件)	生活福祉	0	2	5	3	0	0	1	1	0	0	3	16	
	児童福祉	2	5	6	4	10	3	9	1	5	7	3	55	
	高齢福祉	97	118	150	144	114	93	103	109	109	116	100	63	1,316
	障がい福祉	40	58	22	33	51	21	31	53	18	42	19	8	396
	介護保険	34	43	67	58	27	39	20	24	26	26	26	31	421
	医療保険	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
	保健	13	31	12	16	18	13	16	16	8	27	20	5	195
	その他	16	10	21	12	13	12	5	17	40	27	25	28	226
計	202	267	284	270	233	182	185	221	206	245	196	136	2,627	
手話通訳利用者	93	131	87	104	60	103	106	118	76	110	103	50	1,141	
展示コーナー来場者数	150	166	186	223	207	458	219	766	192	207	485	79	3,338	
情報提供コーナー利用者数	117	89	118	148	110	111	147	135	110	110	97	64	1,356	
高齢者疑似体験セット利用者数	6	30	0	0	21	40	80	26	70	0	0	0	273	
合計	539	638	606	691	605	867	723	1,233	638	651	858	309	8,358	
平成30年度合計	548	606	887	557	526	712	656	619	394	644	822	587	7,558	

イ 情報提供事業

- (a) 保健, 福祉に関する市, 県, 国等の情報を総合的に提供する。
- (b) 福祉施設, 医療・介護施設, 福祉機器, 福祉イベント等のリアルタイムの情報を提供する。

(c) 保健、福祉に関する図書、資料を収集・整理し閲覧により提供する。

(d) 提供方法は、以下の方法等可能な限り多様な方法で対応する。

窓口職員により来所、電話による情報提供

情報端末による情報提供

図書・資料による情報提供

インターネットによる情報提供

ウ 福祉機器展示事業

●市民活動の支援拠点機能

ボランティア活動の推進と支援を行う。

●令和元年度研修室等利用実績

ア 部屋別利用者数

部屋名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
101 研修室	504	519	472	515	464	640	540	527	461	496	603	422	6,163
102 研修室	1,125	1,030	1,090	914	979	1,161	1,205	1,041	1,005	838	1,077	816	12,281
201 研修室	2,160	2,134	2,399	2,370	2,022	2,117	2,207	2,189	2,106	2,080	2,495	1,131	25,410
301 研修室	876	877	1,177	1,016	958	992	1,051	923	832	998	1,022	506	11,228
和室研修室	545	772	839	687	744	822	878	829	636	849	759	399	8,759
工芸室	649	751	709	745	632	713	777	750	709	649	740	446	8,270
視聴覚室	794	861	968	942	905	918	1,118	985	670	840	1,085	440	10,526
調理室	212	442	702	678	614	613	719	643	592	505	591	75	6,386
水浴訓練室	622	728	804	1,131	1,070	871	786	657	332	546	578	207	8,332
体育館	2,313	2,567	2,940	2,651	2,618	2,842	2,642	2,097	2,049	2,199	2,193	725	27,836
プラザホール	3,203	3,474	5,116	4,977	3,950	4,612	5,139	4,863	3,967	2,433	3,539	728	46,001
計(人)	13,003	14,155	17,216	16,626	14,956	16,301	17,062	15,504	13,359	12,433	14,682	5,895	171,192
平成30年度	12,795	14,424	17,539	11,220	10,023	13,358	11,312	12,074	11,513	12,612	15,030	15,563	157,463
対前年度比	102%	98%	98%	148%	149%	122%	151%	128%	116%	99%	98%	38%	109%

※30年度は、201研修室（8月30日～10月31日）、体育館（7月10日～11月30日）を避難所として利用

イ 部屋別利用回数

部屋名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
101 研修室	64	61	61	59	55	68	61	63	57	55	66	48	718
102 研修室	63	56	64	57	58	67	61	64	52	52	52	46	692
201 研修室	54	54	62	64	51	57	59	51	52	50	54	27	635
301 研修室	50	49	57	54	48	51	57	49	42	52	54	26	589
和室研修室	42	49	55	48	47	52	52	47	44	48	51	31	566
工芸室	52	52	52	55	43	52	60	53	47	45	48	29	588
視聴覚室	44	48	49	49	43	50	60	52	32	46	56	23	552
調理室	12	22	31	29	22	24	30	24	26	21	24	4	269
水浴訓練室	38	42	44	49	53	44	42	41	19	38	38	15	463
体育館	99	104	93	96	100	91	95	91	94	92	90	53	1,098
プラザホール	24	25	34	30	27	28	35	32	24	19	24	7	309
計(回)	542	562	602	590	547	584	612	567	489	518	557	309	6,479
平成30年度	525	543	611	461	470	489	471	466	480	494	572	604	6,186
対前年度比	103%	103%	99%	128%	116%	119%	130%	122%	102%	105%	97%	51%	105%

※30年度は、201研修室（8月30日～10月31日）、体育館（7月10日～11月30日）を避難所として利用

《参考》

開館日数	25	27	26	26	27	25	27	26	24	24	25	26	308
------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

② くらしき健康福祉プラザ利用料金

※料金計算後10円未満の端数がある場合は切捨てて納入

※下記料金は令和元年10月1日以降の予約に適用

(その1)

施設名	定員	基本使用料 (単位 円)						備考
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで	
プラザホール	289人	1,540	2,640	3,190	4,180	5,830	7,370	冷暖房使用の場合 1時間につき 1,320円を加算
工芸室	24人	440	770	990	1,210	1,760	2,200	
視聴覚室	30人	770	1,320	1,650	2,090	2,970	3,740	
調理室	42人	1,210	1,540	1,870	1,980	2,640	3,080	電磁調理器使用の 場合1回につき 440円を加算
101研修室	12人	220	330	440	550	770	990	
102研修室	32人	550	770	990	1,320	1,760	2,310	
201研修室	64人	1,210	1,980	2,530	3,190	4,510	5,720	
301研修室	30人	550	770	990	1,320	1,760	2,310	
和室研修室	36人	770	1,210	1,540	1,980	2,750	3,520	

※プラザホールの使用料には親子室及び講師控室も含む。

(その2)

施設名	使用料			備考
	昼間	夜間	全日	
	9時から17時 1時間までごとに	17時から21時 1時間までごとに	9時から21時	
体育館	770円	990円	8,470円	・ 8時30分から9時までの 繰上げ使用の場合、当該 使用料に462円を加算 ・ 冷暖房使用の場合、1時 間ごとに660円を加算

(その3)

施設名	種別	使用料		備考
水浴訓練室	専用使用	1,100円 (1時間)		9:30~12:30
	個人使用	高校生以下	50円 (2時間)	12:30~14:30
		その他	110円 (2時間)	15:00~17:00

※1 専用使用できるのは日曜日。(年末年始をのぞく)

営業目的の専用使用はできない。(専用使用の予約ができるのは、前週の土曜日まで。)

※2 個人使用できるのは土曜日と日曜日。(年末年始をのぞく)

土曜日は12:30から17:00までで、障がい者・高齢者のみ使用できる。

[その他料金]

・市外居住割増し (市外に居住する人又は市外に事務所を有する法人が使用する場合)

基本使用料の100パーセント加算

・営業割増し (営業の宣伝などの目的、2,000円以上の入場をもって入場させる場合)

基本使用料の500パーセント加算

※市外居住割増しがある場合の基本使用料は、加算後の額

- ・超過時間等割増し（30分までごとに使用時間の前後が繰上げ又は超過となる場合）

基本使用料の20パーセントを加算

- ア 8時30分から9時までの繰上げ又は12時から12時30分までの超過のとき 午前の使用時間区分
 - イ 12時30分から13時までの繰上げ又は17時から17時30分までの超過のとき 午後の使用時間区分
 - ウ 17時30分から18時までの繰上げのとき
- 又は101研修室及び102研修室における21時から23時までの超過のとき 夜間の使用時間区分

- ・附属設備の使用料

品名	使用料	使用できる施設
	1回の金額	
映写機	1,320円	プラザホール
ワイヤレスマイク	330円	全室
拡声装置	660円	プラザホール
照明装置	3,520円	プラザホール
電磁調理器	440円	調理室

※上記以外の附属設備は無料。

(5) 倉敷市真備健康福祉館（まびいきいきプラザ）の整備

倉敷市真備健康福祉館（まびいきいきプラザ）については、市民の健康づくりや、福祉活動等を支援し、世代を超えた交流ができる施設として整備した。

－施設の概要－

敷地面積 9,340.66㎡

（屋内：温水プール・トレーニング室・広間・和室・食育活動室 等）

（屋外：多目的広場・駐車場・駐輪場 等）

開館年月日 平成23年4月1日

所在地	倉敷市真備町川辺2271番地
構造・規模	鉄骨造平屋建
延床面積	2,387.77㎡
駐車場	126台
開館時間	午前9時から午後10時
休館日	毎週火曜日、祝日の翌日、年末年始

① 倉敷市真備健康福祉館（まびいきいきプラザ）の事業内容

●市民の健康づくりの支援

温水プールやトレーニング室、介護予防室及び軽運動室において、健康・体力づくりを支援する。

●地域の子育て支援

こどもひろばを中心に、親子が気軽に集える場を提供するとともに、水泳教室やおやつづくり等を実施する。

●障がい者、高齢者等の社会参加の支援

市内障がい者福祉施設等の授産製品等を展示・販売するほか、高齢者・中高年を対象とした健康体操や水中歩行などの講座を実施する。

●世代間交流の支援

広間を活用し、歌や踊りなどの市民ステージを実施する。

●地域福祉活動の支援

地域福祉活動の場として、各種事業が円滑に行えるように支援する。

●令和元年度貸館等利用人数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
開館日数	-	-	-	-	-	-	8	25	24	24	25	25	131
貸館	多目的室	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	広間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	和室1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	和室2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	和室3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	食育活動室	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	会議室	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	実践活動室	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	多目的広場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	温水プール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
軽運動室・トレーニング室・ 介護予防室 利用者	-	-	-	-	-	-	48	275	278	315	332	11	1,259
温水プール 利用者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
こどもひろば 利用者	-	-	-	-	-	-	18	138	169	234	211	74	844
基幹事業	53	138	156	205	288	89	139	128	137	231	154	0	1,718
自主事業	-	-	-	40	-	127	9	161	160	261	226	0	984
インターネット 利用者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
見学者	-	-	-	-	-	-	6	18	12	4	13	2	55
物品販売	-	-	-	-	-	-	0	0	1	1	0	0	2
展示販売	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	53	138	156	245	288	216	220	720	757	1,046	936	87	4,862
平成30年度合計	8,379	8,514	9,803	1,868	999	109	311	77	38	65	497	98	30,758
対前年度比	1%	2%	2%	13%	29%	198%	71%	935%	1,992%	1,609%	188%	89%	16%

※10月22日までは、事務所をまきび荘に置いて一部事業を行った。

- ② 倉敷市真備健康福祉館（まびいきいきプラザ）利用料金
 ※料金計算後10円未満の端数がある場合は切捨てて納入
 ※下記料金は令和元年10月1日以降の予約に適用
 (その1)

施設名	定員	基本利用料（単位 円）							備考
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日		
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで		
多目的室	全室	48人	880	1,210	880	2,530	2,530	3,850	
	片側	24人	440	605	440	1,265	1,265	1,925	
広間	全室	144人	2,310	3,080	2,310	6,270	6,270	9,460	プロジェクター 照明装置 マイク
	片側	72人	1,155	1,540	1,155	3,135	3,135	4,730	
和室1		8人	110	110	110	330	330	440	
和室2		8人	110	110	110	330	330	440	
和室3		8人	110	220	110	440	440	660	
会議室	全室	36人	770	990	770	1,980	1,980	3,080	マイク
	片側	18人	385	495	385	990	990	1,540	
食育活動室		20人	550	660	550	1,430	1,430	2,200	
実践活動室		24人	550	660	550	1,430	1,430	2,200	
温水プール (専用使用)		20人	2,750（1時間）						貸出可能時間 9：30～11：30
多目的広場			無料 ゲートボール4面分						貸出可能時間 9：30～11：30

(その2)

施設名	種別	通常料金（円）	夜間料金（円）	備考
		9：30～11：30 12：30～14：30 15：00～17：00 17：30～19：30	20：00～21：30	
温水プール	小学生以下	110	80	・団体利用可（25名以上） ・専用使用可（9：30～11：30のみ）
	中学生・高校生	160	120	
	大人	220	160	
	高齢者（70歳以上）	110	80	
	障がい者	無料	無料	
運動室等	小学生以下	110	80	トレーニング室 介護予防室 軽運動室 } が対象
	中学生・高校生	160	120	
	大人	330	240	
	高齢者（70歳以上）	160	120	
	障がい者	無料	無料	

※温水プールの専用使用は保健又は福祉の関係団体が保健又は福祉を目的として使用する場合に限る。

[その他料金]

- ・市外居住割増し（市外に居住する人又は市外に事務所を有する法人が使用する場合）

基本料金の100パーセント加算

- ・営業割増し（営業の宣伝などの目的、2,000円以上の入場料をもって入場させる場合）

基本料金の500パーセント加算

- ・超過時間等割増し（30分までごとに使用時間の前後が繰上げ又は超過となる場合）

基本料金の20パーセントを加算

- ア 8時30分から9時までの繰上げ又は12時から12時30分までの超過のとき 午前の使用時間区分
- イ 12時30分から13時までの繰上げ又は17時から17時30分までの超過のとき 午後の使用時間区分
- ウ 17時30分から18時までの繰上げ又は21時から22時00分までの超過のとき 夜間の使用時間区分

- ・附属設備の使用料

品 名	利 用 料	利 用 で き る 施 設
	1回の料金（円）	
プロジェクター	1,320	全室
ポータブルワイヤレスアンプ	660	全室・屋外（広間・会議室は室料に含まれています。）
将棋盤・将棋駒 一式	110／1H	全室
碁盤・碁石 一式	110／1H	全室
ビリヤード 一式	110／1H	軽運動室（別途軽運動室の使用料が必要です。）
卓球 一式	110／1H	軽運動室（別途軽運動室の使用料が必要です。）

※上記以外の附属設備は無料。

(6) 保健福祉総合情報システム

すべての市民が必要な時に必要な相談や情報、サービスが手軽に受けられるよう、また、窓口事務の効率的かつ効果的な運営を行うため、平成13年度から保健福祉の総合的な情報システムを運用している。

(7) 地域福祉基金

本市では、高齢者や障がい者等の在宅福祉の普及向上及び健康・生きがいづくり等の推進を図るため、平成5年7月に、地域福祉基金を設置した。基金（基金現在高592,773千円）は、市の積立金527,000千円及び寄付金をもって充て、事業は基金の運用益等を用いて行う。またこの基金を管理、運営するため、倉敷市地域福祉基金運営委員会を設置している。

令和元年度実績

（単位：円）

1 助成事業	951,956	交付12件
(1) 在宅福祉の普及、向上に関する事業	0	交付0件
(2) 健康、生きがい、社会参加推進事業	901,956	交付11件
(3) ボランティア活動活発化事業	50,000	交付1件
(4) その他委員会が必要と認める事業	0	交付0件
2 委託事業	1,396,000	
(1) 障がい者・ボランティア国内宿泊研修事業	1,098,000	障がい者とボランティアが宿泊を共にし、より理解を深め、福祉についての意識の向上を図る研修会
(2) 地域共助型ボランティア育成事業	298,000	倉敷ボランティアセンターの行う講座、研修会
3 その他		
事務費・予備費	49,737	
合 計	2,397,693	

(8) 福祉読本の作成

福祉教育推進の一環として小学校高学年用に福祉読本を作成・配布し、学校教育に活用することで、高齢者をはじめ、障がい者、友達などを思いやる心豊かな子どもたちの育成を図る。令和元年度は市内65校に5,200部を配布。

3. 指導監査

(1) 社会福祉法人・社会福祉施設の指導監査

社会福祉法人に対する指導監査は、関係法令、通知等に基づき、運営全般について必要な助言、指導等を行うことによって、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るために実施するものです。

また、社会福祉施設に対する指導監査は、関係法令、通知等に基づき、福祉サービスの質の向上を図るために、人員の確保や利用者の処遇などについて適正に実施されているかどうかをチェックし、必要に応じて助言・指導等を行うことによって、社会福祉事業の円滑な運営を図るために実施するものです。

令和元年度指導監査実施状況

区 分	社会福祉法人	社 会 福 祉 施 設				合 計
		生活保護施設等	障がい者支援施設	老人福祉施設	児童福祉施設	
指導監査対象数	76法人	3施設	7施設	133施設	103施設	246施設
指導監査実施数	37法人	3施設	4施設	34施設	91施設	132施設

(2) 介護保険施設の指導監査

介護保険施設に対する指導は、関係法令、通知等に基づき、人員、設備及び運営に関する基準、介護給付費の算定及び取扱いに関する基準によって、介護給付対象サービス等の質の確保と保険給付の適正化を図るために実施するものです。

また、監査は、設備及び運営の基準に重大な違反があると疑われる場合、介護給付対象サービスの内容及び介護報酬の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等に事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を講ずるために実施するものです。

令和元年度指導監査実施状況

区 分	居 宅 介 護 事 業 所	地域密着型サービス事業所	居 宅 介 護 支 援 事 業 所	介 護 老 人 福 祉 施 設	介 護 老 人 保 健 施 設 等	介 護 予 防 支 援 事 業 所	合 計
介護保険施設数	415事業所	215事業所	114事業所	24施設	19施設	25事業所	812事業所
実地指導実施数	104事業所	58事業所	31事業所	7施設	10施設	5事業所	215事業所

(3) 障がい福祉施設の指導監査

障がい福祉施設に対する指導は、関係法令、通知に基づき、人員、設備及び運営に関する基準、障がい福祉サービス費用の額の算定に関する基準によって、障がい福祉サービスの質の確保と介護給付・訓練給付の適正化を図るために実施するものです。

また、監査は、障がい福祉サービスの内容に重大な運営基準違反が疑われる場合等に事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を講ずるために実施するものです。

令和元年度指導監査実施状況

区 分	障がい福祉サービス事業所	障がい者支援施設	障がい児通所支援事業所	地域相談支援事業所等	合 計
障がい福祉施設数	314事業所	7事業所	105事業所	104事業所	530事業所
実地指導実施数	94事業所	4事業所	27事業所	19事業所	144事業所

4. 高齢社会対策

急速な高齢化の進展は、高齢者だけにとどまらず全ての世代の生活や社会の仕組みに様々な影響を及ぼすものと予想されることから、保健・医療・福祉などの社会保障や生涯学習、雇用、生活環境など広範囲な分野における課題を把握し、対応策を検討・推進するため、庁内・庁外の組織を整備するとともに、来るべき超高齢社会に向けた計画を作成し、高齢社会対策を総合的に推進する。

(1) 高齢者人口の動向

(R2. 3. 31現在)

科 目	地 区	倉 敷 (庄、 茶屋町舎)	水 島	児 島	玉 島	船 穂	真 備	計
	総 人 口	男	112,116	45,471	32,659	30,754	3,786	10,069
女		120,563	43,704	35,132	32,670	4,051	10,567	246,687
計		232,679	89,175	67,791	63,424	7,837	20,636	481,542
65 歳 以 上	男	24,905	10,740	9,694	8,100	1,022	3,265	57,726
	女	32,129	12,986	12,835	10,709	1,299	3,925	73,883
	計	57,034	23,726	22,529	18,809	2,321	7,190	131,609
同人口比率	男	22.2%	23.6%	29.7%	26.3%	27.0%	32.4%	24.6%
	女	26.6%	29.7%	36.5%	32.8%	32.1%	37.1%	30.0%
	計	24.5%	26.6%	33.2%	29.7%	29.6%	34.8%	27.3%

※住民基本台帳人口

(2) 倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画（平成30年度～令和2年度）

倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画は、平成28年度・29年度で見直しを行い、平成30年度から令和2年度までの3年間を計画期間とする第7期計画を策定した。

5. 介護保険

(1) 介護保険事業の概要

介護保険は、要介護・要支援認定者に対し必要な保険給付を行うため、市町村が保険者となり、特別会計を設けて、保険料と公費により事業運営を行っている。また、平成18年度の法改正により地域支援事業が法に位置付けられ、高齢者支援センターを設置し、総合相談等に取り組んでいる。さらに、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう地域包括ケアシステム構築を進めるため、平成28年3月からは介護予防・日常生活支援総合事業を実施。平成28年度からは地域づくりを中心的に行う生活支援コーディネーターを配置し、地域づくりを通じた介護予防の充実等を図るとともに、認知症施策を強化するため認知症初期集中支援チームによる支援等の取組みを進めている。

・根拠法令：介護保険法（平成9年12月17日 法律第123号）

・加入対象者

第1号被保険者（65歳以上）：全員加入

第2号被保険者（40歳以上～65歳未満）：医療保険加入者

・保険料の算定

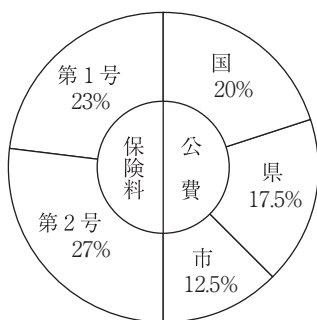
第1号被保険者：市町村が算定

第2号被保険者：加入している医療保険者が算定

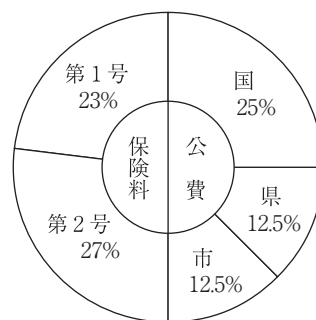
介護保険の財源

標準給付費

施設等給付費

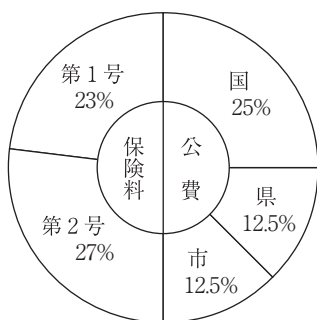


その他給付費

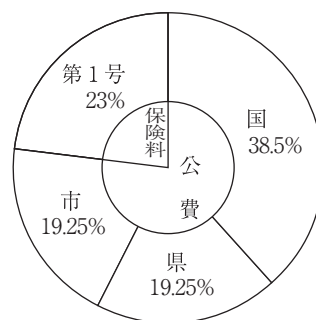


地域支援事業費

介護予防・日常生活支援総合事業費



包括的支援事業費及び任意事業費



(2) 令和2年度介護保険事業特別会計予算

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
科 目	2年度当初	科 目	2年度当初
1. 介護保険事業収入		1. 介護保険事業費	
1 保険料	8,810,103	1 総務費	758,932
5 使用料及び手数料	9,059	総務管理費	397,713
10 国庫支出金	9,987,993	賦課徴収費	23,009
15 県支出金	6,131,515	介護認定審査会費	338,210
20 支払基金交付金	11,389,726	5 保険給付費	40,751,883
23 財産収入	2,072	13 地域支援事業費	2,168,460
25 繰入金	7,356,250	20 準備基金積立金	2,073
一般会計繰入金	6,747,970	25 諸支出金	10,262
介護給付費等準備基金繰入金	608,280	償還金・還付金	9,262
30 繰越金	1	高額介護サービス費貸付金	1,000
35 諸収入	4,891		
歳 入 計	43,691,610	歳 出 計	43,691,610

(3) 一般会計からの繰入状況

(単位：千円)

区 分	令和元年度（決算見込）	令和2年度（予算）
歳 入	42,970,126	43,691,610
歳 出	42,477,564	43,691,610
差	492,562	0
繰 越 明 許	-	-
次 年 度 償 還 金	59,041	-
準 備 基 金 積 立 金	392,805	-
一 般 会 計 繰 入 額	6,226,355	6,747,970

(4) 要介護認定

要介護認定申請受付や訪問調査を実施し、保健・医療・福祉の専門家で構成される介護認定審査会において要介護認定の審査を行った。

(令和元年度実績)

- ・要介護認定申請件数 延 21,751件
- ・要介護認定審査件数 延 20,568件
- ・介護認定審査会開催件数 延 820件

① 要介護認定対象者

- ・第1号被保険者
- ・第2号被保険者で、16種類の特定疾病該当者

② 認定状況（令和2年3月31日現在）

(単位：人)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
第1号	3,872	5,206	5,454	4,807	3,524	2,972	2,105	27,940
第2号	49	112	58	90	60	58	42	469
合 計	3,921	5,318	5,512	4,897	3,584	3,030	2,147	28,409

(5) 保険給付

要介護・要支援認定者に対してサービス費の給付業務を行った。

- ・給付割合 9割（一定以上所得のある人8割または7割）
- ・介護保険給付費
 - 要支援・要介護認定者に対する在宅・施設サービス費

- ・ 審査支払手数料
介護報酬の審査支払に係る手数料
- ・ 高額介護サービス費
市民税課税世帯 上限 月44,400円
市民税非課税世帯で合計所得金額+課税年金収入額の合計額が80万円を超える人 上限 月24,600円
市民税非課税世帯で合計所得金額+課税年金収入額の合計額が80万円以下の人、市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者、生活保護世帯 上限 月15,000円
- ・ 特定入所者介護サービス費 市民税非課税世帯に対して施設に入所（短期入所含む）した場合の食費・居住費を減額

① 受給者の状況（令和2年3月中受給者） （単位：人）

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
在宅	1,436	2,869	5,244	4,868	3,193	1,942	1,148	20,700
施設	0	0	151	292	683	1,053	884	3,063
合計	1,436	2,869	5,395	5,160	3,876	2,995	2,032	23,763

(注) 事業対象者：76人
介護予防・日常生活支援総合事業において基本チェックリストで事業利用の対象者となった方。

② 介護給付費の執行状況（令和元年度）

- ・ 在宅等 25,689,898,666円
- ・ 施設 13,492,614,569円

③ 介護保険対象サービスの利用状況

サービス種類		元年度見込事業計画値	令和元年度	
			利用実績	事業計画比
居宅サービス	訪問介護	58,072回/月	51,764回/月	89.1%
	訪問入浴介護	759回/月	716回/月	94.3%
	訪問看護	20,604回/月	20,606回/月	100.0%
	訪問リハビリテーション	3,420回/月	4,930回/月	144.2%
	居宅療養管理指導	2,682人/月	2,606人/月	97.2%
	通所介護	47,989回/月	50,076回/月	104.3%
	通所リハビリテーション	27,292回/月	22,935回/月	84.0%
	短期入所生活介護	19,121日/月	18,818日/月	98.4%
	短期入所療養介護	919日/月	561日/月	61.0%
	特定施設入居者生活介護	1,163人/月	1,211人/月	104.1%
	福祉用具貸与	9,677人/月	9,744人/月	100.7%
	特定福祉用具販売	2,724件	2,137件	78.5%
地域密着型サービス	地域密着型通所介護	13,836回/月	13,285回/月	96.0%
	認知症対応型通所介護	2,551回/月	2,291回/月	89.8%
	小規模多機能型居宅介護	710人/月	779人/月	109.7%
	認知症対応型共同生活介護	1,262人/月	1,263人/月	100.1%
	地域密着型特定施設入居者生活介護	54人/月	55人/月	101.9%
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	456人/月	396人/月	86.8%
	定期巡回随時対応型訪問介護看護	59人/月	38人/月	64.4%
看護小規模多機能型居宅介護	121人/月	66人/月	54.5%	
住宅改修	2,712件	2,244件	82.7%	
居宅介護支援	13,848人/月	13,955人/月	100.8%	
施設サービス	介護老人福祉施設	1,610人/月	1,590人/月	98.8%
	介護老人保健施設	1,426人/月	1,330人/月	93.3%
	介護療養型医療施設	183人/月	156人/月	85.2%
	介護医療院	-	34人/月	-
	施設入所者計	3,219人/月	3,110人/月	96.6%

(6) 介護保険料

① 第1号被保険者（65歳以上）の令和2年度の保険料額（年額） (単位：円)

段階	1段階	2段階	3段階	4段階	5段階	6段階	7段階	8段階	9段階	10段階	11段階
金額	21,780	29,040	47,190	61,710	72,600	87,120	94,380	108,900	123,420	134,310	145,200

※原則として、公的年金（老齢福祉年金を除く。）が年額18万円以上ある人は、保険料は年金から天引き（特別徴収）され、それ以外（普通徴収）の人は、納付書や口座振替で納付する。

② 第1号被保険者保険料の収納状況 (単位：円)

区 分		調 定 額	収 納 額	収納未済額	還付未済額	収 納 率
R1 年度	特別徴収	8,125,629,910	8,125,629,910	0	9,635,450	100.0%
	普通徴収	987,012,940	916,448,570	70,564,370	740,520	92.9%
	合 計	9,112,642,850	9,042,078,480	70,564,370	10,375,970	99.2%

(7) 地域支援事業

① 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援認定等を受けた人が利用できる介護予防・生活支援サービス事業とふれあいサロンなど65歳以上のすべての人が利用できる一般介護予防事業があり、住み慣れた地域で可能な限り暮らすことができるよう、地域づくりを通じた介護予防の充実等を推進している。

（倉敷市社会福祉協議会に地域づくりを中心的に行う生活支援コーディネーターを5名配置し、地域づくりの取組みを推進している。）

② 認知症施策

・認知症初期集中支援チームによる支援（平成28年4月1日～）

認知症が疑われる方等の自宅に専門のチームが訪問し、本人の様子の確認や家族への助言などの支援を、初期に色々な面から集中的に行い、必要な医療・介護サービスにつなげ、自宅での自立生活のサポートを行う。

・認知症サポーター養成講座

認知症について学び、正しい知識を持って、認知症の方やその家族の方たちを見守り、支える認知症サポーターを養成する。養成者数 3,723人（令和元年度）

・認知症カフェ運営補助（平成28年4月1日～）

認知症の人およびその家族、地域住民等が気軽に集い、専門家のアドバイスを得ながら、認知症状の悪化防止、相互交流、情報交換等を行う認知症カフェについて、その運営を行う団体等に、運営費用の1/2を助成する。（上限年間5万円） 認知症カフェ数 17ヶ所（令和元年度）

③在宅医療介護連携事業

中・重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるように、在宅医療を進めるとともに、医療介護の連携を強化するために、連合医師会等の関係団体と連携し、①在宅医療の体制整備、②在宅に向けた多職種連携（顔の見える関係づくり）、③在宅医療・介護を支える基盤整備（在宅医療・介護を支える地域づくり）の3つの視点で取組みを推進している。

④ 高齢者支援センター（地域包括支援センター）運営事業（平成18年4月1日施行）

市内25箇所にセンターを設置し、在宅の高齢者及びその家族等に対し、総合的な相談・支援、権利擁護、介護予防マネジメント等を実施し、地域での日常生活が維持・向上するよう支援し、高齢者及びその家族の福祉の向上を図る。

地区	名 称	所 在 地	電話番号
倉 敷	倉敷中部高齢者支援センター	鶴形1-9-7 ケアハウスつるがた内	430-6703
	倉敷南高齢者支援センター	粒江2500-1 特養浮洲園内	420-1355
	老松・中洲高齢者支援センター	老松町4-4-7 倉敷在宅総合ケアセンター内	427-1191
	大高高齢者支援センター	新田2689 倉敷市保健医療センター内	427-8811
	倉敷西高齢者支援センター	中島770-1 誠和会在宅センター内	466-3156
	帯江・豊洲高齢者支援センター	亀山679-1 老健亀龍園内	429-2714
	中庄高齢者支援センター	徳芳504 杉の子デイサービスセンター内	461-2357
	天城・茶屋町高齢者支援センター	藤戸町藤戸1573-1 藤戸クリニック内	428-1661
	庄北高齢者支援センター	山地1297 特養庄の里内	461-0085
	倉敷北高齢者支援センター	下庄700-1 老健サンライフ倉敷内	463-7760
水 島	水島高齢者支援センター	水島南春日町13-1 倉敷医療生協会館内	446-6511
	福田高齢者支援センター	東塚5-4-50 老健和光園内	455-5132
	連島高齢者支援センター	神田2-3-27 特養みどり荘内	444-3200
児 島	琴浦高齢者支援センター	児島下の町5-2-17 特養王慈園内	473-9001
	児島中部高齢者支援センター	児島柳田町355-1 特養倉敷シルバーセンター内	473-0847
	児島西高齢者支援センター	児島駅前4-83-2 児島障がい者支援センター内	472-0221
	赤崎高齢者支援センター	児島阿津2-7-53 老健オアシスK-3内	472-2941
	下津井高齢者支援センター	下津井吹上2-6-4 下津井病院内	479-8271
	郷内高齢者支援センター	申田660 老健倉敷あいあいえん内	470-2005
玉 島	玉島東高齢者支援センター	玉島750-1 プライムホスピタル玉島内	523-6235
	玉島中部高齢者支援センター	玉島中央町1-4-8 老健秀明荘内	523-5322
	玉島南高齢者支援センター	玉島勇崎1044-3 地密特養あすなろテラス内	528-3266
	玉島北高齢者支援センター	玉島陶856-1 特養グリーンピア瀬戸内内	525-1339
	船穂高齢者支援センター	船穂町船穂1861-1 高齢者福祉センター内	552-9005
	真備高齢者支援センター	真備町箭田2159 シルバーセンター後楽内	698-5999

(8) その他

① 住宅改造補助事業

介助を必要とする高齢者等が、自宅において暮らしやすい生活を送ることができるように住宅改造する場合に、その費用の一部を補助する。

区分 \ 年度	H29	H30	R 1
補 助 件 数	109	83	80
事 業 費 (円)	36,582,000	26,006,000	28,464,000

② 広報事業

介護保険制度や自分らしい暮らしを続けるために健康を保つための取組み等を広く市民に理解してもらうため、広報くらしきや出前講座を実施し広報活動に努める。

・出前講座 実施回数 10回 参加者 241人 (令和元年度)

③ 倉敷市介護保険適正運営協議会の設置

介護保険事業の適切かつ円滑な運営を図るために、苦情・相談事例や制度運営上の課題などを調査審議する機関として、「倉敷市介護保険適正運営協議会」を設置している。

・委員数 9人

6. 社会福祉

(1) 社会福祉行政の推進

人々が生活を営んでいく中で病気や災害、失業、あるいは高齢で働けなくなるなどさまざまな障がいがあるが、こうした生活上の困難に際しては、個人の努力や家族の助け合いだけでは乗り越えられない場合がある。

生涯にわたって安定した生きがいのある生活を営んでいくために、それらの生活不安や障がい除去されるような制度を社会的に整備しておく必要から、社会保険や社会福祉、公的扶助等の社会保障制度が設けられている。国民生活水準の向上、人口構造高齢化、核家族化の進行といった社会経済の変化により、これら社会保障制度に対する市民ニーズが変化するなかで、社会福祉の各分野においても新しい対応が求められており、種々の施策を展開しているところである。

今後は、市民一人ひとりが社会福祉活動に参加し協力していきけるような地域社会の形成に努力し、社会福祉を行政だけのものとせず、市民全体の連帯意識の高揚を図りながら人間尊重の理念に基づき総合的に推進する。

(2) 福祉都市宣言（昭和42年12月23日）

倉敷市は水島臨海工業地帯を中核として地域的に人口的にも飛躍的な発展を示し、産業構造の近代化とともに高度の経済成長を遂げております。

およそ市政は市民の福祉増進と幸福のためにこそ行われるべきものであり、またこれが究極の目的であります。

今日近代産業の急速な発展によっていかに市勢が伸展し、市民個々の所得が増加し、経済的に安定いたしましても人間尊重を基盤とする社会福祉行政がなおざりにされ、あるいは精神文化の発達が遅滞して真の発展はあり得ないところであります。

すなわち工業発展に伴う公害によって生活環境が悪化し、市民の健康がむしばまれることのないよう、また生産活動に直接参加できない老人・幼児・病弱虚弱者あるいは心身障がい者に対し、物心両面に亘る積極的福祉対策を推進することこそ焦眉の急であり大きな市政の柱であります。

われわれ倉敷市民は華々しい発展の陰にこうした多くの人々がひたすら市政に期待し温かい援護措置を待望していることを忘れることなく打って一丸となって福祉都市実現のため努力することを決意するものであり、ここに全国にさきがけ倉敷市は福祉都市であることを宣言します。

(3) 民生委員

① 定 数

(単位：人)

区 分 \ 地 区	倉 敷	水 島	児 島	玉 島	計
平成25年一斉改選時 (H25. 12. 1)	326	147	133	161	767
平成28年一斉改選時 (H28. 12. 1)	334	151	136	169	790
令和元年一斉改選時 (R 1. 12. 1)	334	151	136	169	790
地 区 協 議 会	18	10	8	8	44

※平成6年1月1日から、主任児童委員設置

② 報 償 費

会 長 年額29,400円 副会長 年額26,460円

委 員 年額23,520円

③ 活 動 費

民生委員・児童委員活動費 58,200円

民生委員・会長活動費 11,920円

(4) 生活保護

① 年次別被保護世帯、人員

区分	年度	H29	H30	R 1
		H30.3.31	H31.3.31	R2.3.31
人口	住民基本台帳人口 (外国人登録人口)	482,790 (5,644)	481,844 (6,121)	481,542 (6,788)
世帯	〃 世帯 (〃 世帯)	208,905 (3,409)	210,821 (3,891)	213,391 (4,523)

※ () は外国人で内数

区分	年度	H29	H30	R 1
被 保 護 人 員		7,299	7,175	7,123
〃 世 帯		5,278	5,258	5,296
保 護 率 (1,000分率)		15.1	14.9	14.8

② 生活保護実施状況

区分		生活	住宅	教育	介護	医療	出産	生業	葬祭	計	保護施設 事務費	
(区分)年度												
人員 (人)	年 間	H30	77,967	73,969	6,771	17,665	75,915	7	2,301	87	254,682	1,099
		R 1	76,170	72,954	6,328	17,819	76,081	18	2,088	71	251,529	1,098
	1 カ 月 平 均	H30	6,497	6,164	564	1,472	6,326	1	191	7	21,223	91
		R 1	6,348	6,080	527	1,485	6,340	1	174	6	20,961	91
扶助費 (千円)	年 間	H30	3,795,106	1,640,402	71,045	316,857	5,972,036	1,713	38,036	19,355	11,854,550	172,911
		R 1	3,644,543	1,631,692	57,584	317,621	6,332,526	2,795	31,540	16,084	12,034,385	173,009
	1 カ 月 平 均	H30	316,258	136,700	5,920	26,404	497,669	142	3,169	1,612	987,879	14,409
		R 1	303,712	135,974	4,799	26,468	527,711	233	2,628	1,340	1,002,865	14,417
構成比 (%) (扶助費の年間)		H30	32.02	13.84	0.60	2.67	50.38	0.01	0.32	0.16	100.00	
		R 1	30.28	13.56	0.49	2.64	52.62	0.01	0.32	0.16	100.00	

※保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を積み立て、安定就労により保護廃止にいたったときに就労自立給付金を支給する。(平成26年7月1日施行)

〈令和元年度実績〉 38人 2,065,196円

※高等学校等を卒業して大学等に進学する方に対して、進学の際の新生活の立ち上げ費用として進学準備給付金を支給する(平成30年6月8日施行)

〈令和元年度実績〉 18人 3,200,000円

③ 生活保護ケースワーカー

(R2. 4. 1現在)

地 区	倉 敷	水 島	児 島	玉 島	計
ケ ー ス ワ ー カ ー	29	15	8	8 (1)	60

※玉島の () 内の数字は真備保健福祉課分の再掲

(5) 生活困窮者等対策

① 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、生活困窮者に対する相談窓口として「倉敷市生活自立相談支援センター」を設置し、相談者とともに作成するプランに基づき関係機関と連携しながら、本人の状態に応じた、包括的かつ継続的な相談支援を実施する。

〈費用負担〉 県（国） 3 / 4

〈事業実績〉

年 度	新規相談（件）	プラン策定（件）	就労支援対象者（人）	就労・増収者数（人）	事業費（円）
H27	746	284	162	97	28,446,122
H28	912	510	266	149	32,192,740
H29	1,198	602	279	140	34,655,096
H30	1,537	774	327	254	36,189,161
R 1	1,997	1,243	659	350	35,818,817

※平成26年10月1日から倉敷市生活自立相談支援センターを設置

② 住居確保給付金給付事業

離職し、住宅を喪失した者等の就労機会及び住宅の確保のため、就労能力及び就労意欲のある者に対して、住居確保給付金を支給する。

〈費用負担〉 県（国） 3 / 4

〈事業実績〉

年 度	当初申請（人）		延長申請（人）		再延長申請（人）	
	決定者	常用就職者	決定者	常用就職者	決定者	常用就職者
H29	14	9	7	0	1	0
H30	15	4	7	1	3	0
R 1	15	2	6	1	3	1

③ 生活困窮者就労準備支援事業

生活困窮者の就労及び自立の促進を図るため、就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して安定した就労に従事する準備としての基礎能力の形成支援（日常生活自立・社会生活自立・就労自立に関する支援、就労体験の実施等）を行う。

〈費用負担〉 県（国） 2 / 3

〈事業実績〉

年 度	支援者数（人）	就職者数（人）
H29	45	12
H30	39	7
R 1	47	19

④ ホームレス自立支援事業

生活困窮者の自立の促進を図るため、住居が無い生活困窮者に対し、緊急一時的な宿泊所及び食事等を提供するとともに、就労の支援その他の自立に関する支援を行う。

〈費用負担〉 県（国） 3 / 4（自立相談支援事業）・2 / 3（一時生活支援事業）

〈事業実績〉

年 度	利用者数	事業費
H29	47人	7,363,992円
H30	53人	7,369,992円
R 1	42人	7,652,454円

⑤ 生活困窮者家計改善支援事業

生活困窮者が生活の再生に向けて、自らの力で家計を管理できるよう支援する。

〈費用負担〉 県（国） 1 / 2

〈事業実績〉

年 度	利用者数
H30	58人
R 1	50人

⑥ 学習教室「くらすば」運営事業

生活に困窮する世帯の子ども達が将来の目標を持ち、子ども達の健全な育成が図られる事を目指し、学習教室「くらすば」で、生活に困窮する世帯の中学生に対し、基礎学力向上のための学習支援とともに、社会性や他者との関係を育む支援を実施する。

〈費用負担〉 県（国） 1 / 2

〈事業実績〉

年 度	中学1・2年生	中学3年生	高校進学者数	事 業 費
H28	35人	27人	26人	13,969,639円
H29	38人	33人	30人	15,427,223円
H30	32人	36人	34人	16,595,479円
R 1	62人	40人	36人	16,748,010円

⑦ 小学生等訪問型学習・生活支援事業

様々な困難を抱える小学生等のいる世帯に対して、専門支援員が巡回訪問による生活習慣や学習習慣の習得に向けた支援をするほか、子育てに関する情報提供をするなど保護者への養育支援を行い、子どもの学習・生活環境の改善を図る。

〈費用負担〉 県（国） 1 / 2

〈事業実績〉

年 度	世 帯 数	利用者数	事 業 費
H30	21世帯	29人	1,795,500円
R 1	53世帯	72人	7,258,310円

⑧ 生活福祉資金貸付制度

低所得者の自立のための各種資金を低利で貸し付けている。

窓口は社会福祉協議会。

⑨ 緊急援護資金貸付制度

ア 対象者

市内に居住する低所得者（市民税の均等割のみの課税世帯又は市民税非課税世帯）等で次に該当する世帯。

- ・入院治療を要する程度の傷病にかかり、又は出産、死亡した者がいるとき。
- ・不慮の災害にかかったとき。
- ・その他緊急やむを得ない理由が生じたとき。

イ 貸付限度額

1世帯に対し1回60,000円以内

(単位：件、千円)

区分	年度	H29	H30	R 1
	件 数		233	221
金 額		4,353	4,167	4,728

⑩ 施設での保護及び自立の助長

(R2. 4. 1現在)

施設の種類	施設名	第一種 第二種 の別	所在地	設置 主 体	定員 (人)	電話	施設の目的及び対象者
救護施設 〔生活 保護法 第38条〕	たましま寮	第一種	玉島八島 1385-1	社会福 祉法人	50	522-2230	身体上又は精神上の理由のために、独立して日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行う施設
生活保護 授産施設 〔生活 保護法 第38条〕	あさひ園	第一種	船倉町 1275-6	社会福 祉法人	30	422-1254	身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力が限られている要保護者に対して、就労又は技能の習得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長する施設
社会事業 授産施設 〔社会 福祉法 第2条〕	倉敷授産場	第一種	船倉町 1275-6	社会福 祉法人	30	422-1254	身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力が限られている要保護者に対して、就労又は技能の習得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長する施設

⑪ 生活保護世帯への自立更生援護金の支給状況

- ・年1回(年末)に支給(金額2,000~3,000円)
- ・平成25年度から廃止

年度	区分		生活保護世帯
	件数	金額	
23	件数		4,509件
	金額		9,551,000円
24	件数		4,543件
	金額		9,606,000円

⑫ 災害見舞金の支給

ア 火災等

年度	区分		住家の全壊・全焼 (1世帯 100,000円)		住家の半壊・半焼 (1世帯 50,000円)		床上浸水 (1世帯 30,000円)		死亡した場合 (1人300,000円、 但し過失がない 場合、プラス 200,000円)		負傷で1ヶ月以上 入院した場合 (1人50,000円)		計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
H29	15	1,500,000	2	100,000	13	390,000	6	2,000,000	0	0	36	3,990,000		
H30	23	2,300,000	5	250,000	1	30,000	4	1,200,000	0	0	30	3,780,000		
R1	12	1,200,000	2	100,000	0	0	2	300,000	2	100,000	18	2,000,000		

イ 平成30年7月豪雨

年度	区分		住家の全壊 (1世帯 300,000円)		住家の大規模 半壊 (1世帯 150,000円)		住家の半壊 (1世帯 90,000円)		床上浸水 (1世帯 30,000円)		負傷で1ヶ月以上 入院した場合 (1人50,000円)		計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
H30	5,091	1,527,300,000	371	55,650,000	236	21,240,000	92	2,760,000	3	150,000	5,793	1,607,100,000		
R1	17	5,100,000	1	150,000	3	270,000	0	0	0	0	21	5,520,000		

(6) 中国残留邦人等への支援給付

老齢基礎年金等を受給してもなお生活の安定が図れない中国残留邦人等に対し、公的年金制度による対応を補完する制度として生活支援を行う。(平成21年4月1日施行)

年 度	区 分	生活支援	住宅支援	介護支援	医療支援	計
H29	人数(年間)	48	48	0	47	143
	金額(円)	3,154,657	578,400	0	668,460	4,401,517
H30	人数(年間)	48	48	0	49	145
	金額(円)	3,160,490	578,400	0	1,258,180	4,997,070
R 1	人数(年間)	47	48	11	48	154
	金額(円)	3,097,166	551,920	60,230	2,772,930	6,482,246

※特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して当該特定中国残留等の配偶者である者に対し、配偶者支援金を支給する。(平成26年10月1日施行)
 〈令和元年度実績〉 1人 520,056円

(7) 総合福祉事業団

倉敷市総合福祉事業団(設立認可 昭和47年3月24日) 電話434-9850 F A X 434-9851

総合福祉事業団は市と一体となって社会福祉事業の推進をはかり、広く市民福祉の向上と増進に寄与することを目的としている。

① 委託料・補助金

(単位:千円)

区分	年度	H29	H30	R 1
就労移行支援・自立訓練(生活訓練)事業所「ふじ園」		56,615	56,643	59,473
医療型児童発達支援センター「くすのき園」		65,314	65,330	0
児童館「倉敷・水島・児島・玉島・真備」 倉敷北児童センター		135,473	135,473	153,954
老人福祉センター 「西岡荘・有城荘・まきび荘(26年度から)」		96,113	99,199	101,937
身体障がい者デイサービスセンター		50,181	52,483	76,346
くらしき健康福祉プラザ		381,747	363,108	375,522
障がい者支援センター「児島・玉島・水島」		91,543	92,659	104,435
老人憩の家		83,072	81,071	83,470
真備健康福祉館		50,149	39,168	36,810
合 計		1,010,207	985,134	991,947

② 総合福祉会館

児童、高齢者、障がい者及び母子家庭等福祉にかかわる対象者の関係施設を集めて会館とした。

利用者の肉体的、心理的影響を考慮して施設にそれぞれの配慮を加え、運営面では会館全体として相助け補いあう一体性をもたした。又、施設の管理、運営は倉敷市総合福祉事業団が当たり、対象者に直接密着した実践的事業をきめ細かに実施することを基本的なねらいとしている。

- ・所在地 倉敷市有城710番地 ・電話 429-1711 F A X 428-7975
- ・敷地面積 6,194㎡ ・延床面積 3,436.18㎡
- ・建物の構造 本館 鉄筋4階建一部平屋 別館 鉄筋平屋建一部2階
- ・建設年月日 着工 昭和46年9月25日 完工 昭和47年5月31日
- ・総事業費 357,973千円
- ・工事費 260,443千円 用地関係費 80,730千円 初度調弁費他 16,800千円
- ・財源内訳
- 国, 県補助 起 債
- くすのき園 10,396千円 国民年金特別融資 34,500千円

ふじ園	6,936千円	厚生年金還元融資	48,000千円
児童館	1,600千円	市費	256,541千円

(8) 社会福祉協議会（令和元年度の状況）

倉敷市社会福祉協議会は、倉敷市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする民間の組織である。

① 会員数及び会費の状況

普通会員（1口300円）		特別会員（1口1,000円）		賛助会員（1口5,000円）	
96,421件	29,059,250円	1,017件	1,017,000円	794件	3,970,000円

② 寄附金の採納状況

件数	寄附金額
163件	6,876,102円

③ 共同募金の状況

（単位：円）

地区	倉敷	水島	児島	玉島	真備
目標額	40,250,000	15,790,000	12,090,000	12,340,000	3,430,000
実績額	26,325,045	9,699,012	8,560,852	10,522,683	1,354,816

④ 歳末たすけあい運動の状況

（単位：円）

地区	倉敷	水島	児島	玉島	真備
募金額	8,747,906	3,336,021	2,818,415	3,386,450	458,000

⑤ 調査・啓発事業

- ・福祉関係情報の収集、啓発
- ・機関紙「社協だより」の発行
- ・パンフレット、ホームページ、フェイスブック等による啓発
- ・敬老祝い品配布事業による75歳以上の独居高齢者の調査
- ・歳末たすけあい慰問金事業による在宅寝たきり者の調査

⑥ 一般福祉活動

- ・地区社協の設置支援
- ・児童、老人、心身障がい者等福祉関係団体の育成援助
- ・福祉講座の開催
- ・災害見舞い
- ・要援護者組織の支援（介護者の会等）

⑦ 在宅福祉活動

- ・ねたきり者（児）への援助（歳末たすけあい慰問金事業、介護者の会への支援）
- ・友愛訪問活動（市委託）
- ・倉敷たすけあい在宅支援サービス
- ・ねたきり高齢者等介護者リフレッシュ事業（市委託）
- ・車椅子等福祉機器の貸出
- ・介護機器介護用品リサイクル事業
- ・高齢者等給食サービス事業（市委託）
- ・生活・介護支援サポーター養成事業（市委託）
- ・日常生活自立支援事業
- ・法人後見事業
- ・福祉車両の貸出（市委託）
- ・生活支援コーディネーター配置事業（市委託）
- ・地域支え合い活動普及啓発事業（市委託）
- ・地域活動情報発信事業（市委託）

⑧ 生活福祉資金の貸付状況

件数	貸付金額
9件	1,060,000円

⑨ 倉敷ボランティアセンター

ボランティア活動支援の窓口やボランティア活動の拠点

- ・所在地 倉敷市笹沖180番地くらしき健康福祉プラザ内
- ・電話 434-3350 FAX 434-3357
- ・開館 午前8時30分～午後5時15分
- ・休館 毎週月曜日、祝祭日、年末年始

ア 施設の貸出状況

開所 日数	交 流 室		ボランティア室		点 字 印 刷		要 約 筆 記		朗 読 録 音		合 計	
	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員
297	145	1,923	259	2,002	237	807	61	291	309	1,106	1,011	6,129

イ ボランティア活動及び普及推進

- ・市民啓発
- ・登録斡旋（個人・団体）
- ・ボランティア活動助成

ウ ボランティア保険の取扱い状況

ボランティア活動保険	行事用保険	在宅サービス総合保障	送迎サービス
20,551人	42,060人	15件	303人

エ ボランティアに対する相談受付

- ・ボランティアアドバイザーの活動状況

ボランティア登録の受付と活動先の紹介、またボランティアが必要な方へのコーディネートを行った。

	H29	H30	R 1
登 録 人 員	7,063人	7,334人	7,561人
コーディネート件数	467件	473件	398件
活動人員	1,477人	1,326人	1,537人

オ 福祉教育への支援活動

- ・出前福祉講座実施状況

目 的……小学校、中学校、高等学校等の児童・生徒を対象として社会福祉への理解と関心を高め、ボランティアの精神を養うとともに、児童・生徒を通じて家庭及び、地域社会への啓発を図った。

実施回数……70回（小学校57・中学校6・高校3・その他4）

受講者数……7,030人

- ・ボランティア大会の開催
- ・学童・生徒のボランティア活動普及事業の状況

目 的……小学校、中学校、高等学校及び特殊教育諸学校の児童・生徒を対象として社会福祉への理解と関心を高め、ボランティアの精神を養うとともに、児童・生徒を通じて家庭及び、地域社会への啓発を図った。

- ・2019夏の体験ボランティア事業の実施

日 時 令和元年7月～8月の夏休み期間

場 所 保育園、福祉・医療施設、学童保育施設、ボランティアグループ、ふれあいサロンなど
150施設・団体

参加者 1,105人

カ 社会参加促進事業

- ・手話、要約筆記、朗読、点字、託児、傾聴、ガイドヘルプボランティアなどの養成講座の開催

キ いきいきポイント制度

40歳以上（介護保険被保険者）の方が、ボランティア活動を通じて地域貢献することで、自身の介護予防の推進といきいきとした地域社会づくりを目的とした事業である。

(登録者の状況)

年齢	地区	倉 敷	水 島	児 島	玉 島	船 穂	真 備	合 計
40歳以上50歳未満		2	1	1	2	0	0	6
50歳以上60歳未満		11	12	4	6	0	0	33
60歳以上65歳未満		17	8	6	12	1	2	46
65歳以上70歳未満		35	24	15	16	3	15	108
70歳以上75歳未満		86	38	13	43	9	19	208
75歳以上80歳未満		89	43	17	38	5	15	207
80 歳 以 上		53	27	11	32	0	4	127
合 計		293	153	67	149	18	55	735

ク 在宅障がい者への生活支援活動

・点訳及び音訳テープの情報保障

「広報くらしき」を点訳及び音訳ボランティアの方たちと協力して「点字広報くらしき」「声の広報」として作成し、在宅障がい者の皆様へ配布した。

点字広報 394部（年間）

声の広報 557巻（年間）

・点訳カレンダーの作成

点訳ボランティアと登録ボランティアの協力を得て、点字カレンダーを作成し、必要な方へ送付した。

作成部数 500部

⑩ 倉敷結婚相談所

・登録人数 男496人 女282人 成立数26組（令和2年3月31日現在）

・所在地 倉敷市阿知1丁目7番2-803号（くらしきシティプラザ西ビル8階）

・開所時間 9時～17時

・費用 年間登録料1,000円

⑪ 福祉の店「あゆみ」の運営

市内の障がい者の方々が作られた作品を、イオンモール倉敷に設けた「福祉の店」等で展示販売
出品施設・個人……5箇所・29人

⑫ 敬老事業

事業名	対象者	祝金品	人数（人）
敬老記念品贈呈	75歳以上の独居老人	敬老祝品	8,035

⑬ まび復興支援ボランティアセンター（旧：災害ボランティアセンター）

平成30年西日本豪雨災害での災害ボランティア活動を支援するために設置

・主な活動内容 災害ボランティアの受入れや調整及び災害現場での活動等に関すること

・ボランティア受入数 延べ76,495人（令和2年3月末現在）

・対応処理件数 延べ6,302件（令和2年3月末現在）

※令和2年3月末をもって閉鎖

⑭ 倉敷市真備支え合いセンター

仮設住宅等に入居されている皆様が、地域のつながりの中で、豊かで、安全・安心な生活を送れるように、また仮設住宅での生活を終えた後も、真備地区での生活に戻れるように、日常生活の見守りや相談支援などを行う。

・所在地 倉敷市真備町箭田1161-1（倉敷市真備保健福祉会館1階）

・開所時間 8時30分～17時15分（原則、土・日・休日、12月29日～1月3日を除く）

7. 障がい者福祉

(1) 心身障がい者福祉

① 相談・普及啓発

- ・総合療育相談センターゆめばる

18歳未満の障がい児，発達に障がいや遅れのある児童，及びその保護者・家族を対象とした相談窓口。子どもの発達に関することや福祉サービス利用の手続きやコーディネートといった直接的な相談支援のほか，保健，医療，教育，福祉など様々な関係機関相互の連携，情報交換のためのネットワークの拠点に位置づけられる。平成19年度（平成20年1月）から実施。

〈相談実績〉

年 度	開所日数（）内は専門相談日(内数)	新 規 登 録 者 数	相 談 件 数
H29	247日 (53)	751人	3,510件
H30	242日 (12)	744人	3,861件
R 1	245日 (10)	607人	3,550件

- ・障がい者虐待防止対策事業【地域生活支援事業】

障がい者への虐待を防止するため，電話や窓口での相談受付や一時保護の居室を確保する。
平成24年10月から実施。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈相談実績〉

年 度	相 談 ・ 通 報 件 数	事 業 費
H29	15件	2,900,000円
H30	19件	-
R 1	21件	-

※平成29年10月より基幹相談支援業務運営事業に移管

- ・計画相談支援

障がい福祉サービスを適切に利用できるよう，心身の状況や置かれている環境，障がい福祉サービスの利用に関する意向などを勘案し，サービス等利用計画を作成する。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈事業実績〉

年 度	決 定 者 数	延 べ 利 用 件 数	事 業 費
H29	3,110人	9,773件	153,958,085円
H30	3,017人	9,965件	153,933,324円
R 1	3,117人	8,685件	140,946,907円

- ・地域移行支援

施設や精神科病院に入所・入院している障がい者に，住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行う。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈事業実績〉

年 度	決 定 者 数	延 べ 利 用 件 数	事 業 費
H29	9人	139件	4,508,004円
H30	11人	113件	3,280,168円
R 1	14人	130件	3,979,062円

・地域定着支援

居宅において単身等で生活する障がい者に、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談・訪問等の支援を行う。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈事業実績〉

年 度	決 定 者 数	延 べ 利 用 件 数	事 業 費
H29	90人	956件	3,089,154円
H30	79人	973件	3,228,556円
R 1	88人	941件	3,065,136円

・居宅介護

障がい者等につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

・身体介護

・家事援助

・通院介助（身体介護を伴うもの、身体介護を伴わないもの）

・通院等乗降介助

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈事業実績〉

年 度	支 給 決 定 者 数	延 利 用 時 間	事 業 費
H29	1,180人	148,941.25時間	504,661,479円
H30	1,190人	145,923.0 時間	508,521,550円
R 1	1,236人	150,802.25時間	531,622,707円

・重度訪問介護

重度の障がい者であって常時介護を要する者につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈事業実績〉

年 度	支 給 決 定 者 数	延 利 用 時 間	事 業 費
H29	24人	37,803時間	96,194,986円
H30	24人	46,086時間	118,843,614円
R 1	22人	49,406時間	127,480,935円

・行動援護

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要するものにつき、当該障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が行動する際の必要な援助を行う。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈事業実績〉

年 度	支 給 決 定 者 数	延 利 用 時 間	事 業 費
H29	84人	4,880 時間	20,940,504円
H30	84人	4,507.5時間	19,982,300円
R 1	87人	4,556 時間	20,582,929円

・同行援護

視覚障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等が、行動する際に生じ得る危険を回避するため、外出時において当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するため、ホームヘルパーを派遣する。平成23年10月より実施。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈事業実績〉

年 度	支 給 決 定 者 数	延 利 用 時 間	事 業 費
H29	96人	6,471.5時間	17,339,049円
H30	98人	6,786.5時間	19,392,189円
R 1	102人	7,022 時間	23,957,016円

・移動支援事業【地域生活支援事業】

ヘルパーがマンツーマンで或いはグループに対して外出時の移動の介護を行う。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4 ※ただし、統合補助の枠内

〈事業実績〉

区 分	年 度	支 給 決 定 者 数	延 利 用 時 間	事 業 費
身体障がい者	H29	205人	5,952 時間	11,866,675円
	H30	222人	5,790.5時間	11,448,317円
	R 1	212人	6,362.5時間	12,685,822円
知的障がい者	H29	430人	12,329 時間	25,833,540円
	H30	449人	10,432.5時間	22,105,752円
	R 1	468人	9,720.5時間	20,701,681円
精神障がい者	H29	187人	4,017 時間	7,791,820円
	H30	200人	3,865.5時間	7,405,589円
	R 1	208人	3,847.5時間	7,325,445円
児 童	H29	196人	1,797 時間	3,335,696円
	H30	147人	1,040.0時間	1,992,774円
	R 1	139人	845 時間	1,743,703円

・移動支援事業（送迎支援）【地域生活支援事業】

日中活動系サービスの利用促進のため、生活介護や日中一時支援などの日中活動系サービスの送迎を支援する。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4 ※ただし、統合補助の枠内

※平成30年度より1回あたりの単価を400円から200円に変更。

〈事業実績〉

区 分	年 度	延 送 迎 回 数	事 業 費
身体障がい者	H29	6,841回	2,736,400円
	H30	6,541回	1,308,200円
	R 1	6,348回	1,269,600円
知的障がい者	H29	8,875回	3,550,000円
	H30	9,698回	1,939,600円
	R 1	12,036回	2,407,200円
精神障がい者	H29	594回	237,600円
	H30	564回	112,800円
	R 1	643回	128,600円
児 童	H29	129,218回	51,687,200円
	H30	136,745回	27,349,000円
	R 1	142,332回	28,466,400円

・療養介護

医療が必要で常に介護が必要な人に、医療機関等で機能訓練や療養上の管理などを行い、日中の活動を支援する。

平成23年度までは、県による決定を受け、重症心身障がい児施設に入所していた者のうち、18歳以上の者については、平成24年度より市町村による決定を受け、療養介護施設に入所することとなった。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈事業実績〉

年 度	支 給 決 定 者 数	延 利 用 日 数	事 業 費
H29	97人	34,617日	293,652,060円
H30	99人	35,877日	306,949,728円
R 1	101人	36,346日	312,826,178円

・生活介護

障がい者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈事業実績〉

年 度	支 給 決 定 者 数	延 利 用 日 数	事 業 費
H29	999人	204,593日	2,469,364,754円
H30	1,014人	206,564日	2,553,793,339円
R 1	1,073人	210,769日	2,672,006,648円

・就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈事業実績〉

年 度	支 給 決 定 者 数	延 利 用 日 数	事 業 費
H29	116人	19,399日	175,727,772円
H30	123人	20,924日	174,432,143円
R 1	152人	20,782日	167,207,199円

・就労継続支援

一般企業等での就労が困難である者に就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈事業実績〉

年 度	支 給 決 定 者 数	延 利 用 日 数	事 業 費
H29	2,282人	397,588日	2,631,892,936円
H30	2,107人	363,608日	2,502,060,611円
R 1	2,200人	359,657日	2,546,516,186円

・就労定着支援

就労移行支援等を利用して事業所に新たに雇用された障がい者に対し、就労の継続を図るため、関係機関への連絡調整及び障がい者への相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。

※平成30年度より事業開始

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈事業実績〉

年 度	支 給 決 定 者 数	延 利 用 日 数	事 業 費
H30	15人	64日	1,383,082円
R 1	45人	352日	10,180,581円

・自立生活援助

居宅において生活する障がい者につき、訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上で必要な情報提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の援助を行う。

※平成30年度より事業開始

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈事業実績〉

年 度	支 給 決 定 者 数	延 利 用 日 数	事 業 費
H30	0人	0日	0円
R 1	0人	0日	0円

・日中一時支援（日中型）【地域生活支援事業】

障がい者（児）に日中における活動の場を提供し、見守り・日常生活における簡易な指導・レクリエーション等を行う。障がい者（児）を日常的に監護する家族等の一時的な休息を目的とする。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4 ※ただし、統合補助の枠内

〈事業実績〉

区 分	年 度	支 給 決 定 者 数	延 利 用 日 数	事 業 費
身体障がい者	H29	71人	722日	2,679,400円
	H30	67人	641日	2,333,135円
	R 1	76人	706日	2,767,730円
知的障がい者	H29	302人	2,294日	8,720,200円
	H30	292人	2,096日	7,993,561円
	R 1	310人	2,377日	9,021,800円
精神障がい者	H29	13人	352日	1,032,100円
	H30	14人	331日	967,995円
	R 1	19人	428日	1,251,800円
児 童	H29	1,221人	30,534日	122,999,410円
	H30	1,313人	33,764日	135,994,679円
	R 1	1,397人	35,714日	143,702,260円

・日中一時支援（タイムケア型）【地域生活支援事業】

障がい児の放課後、もしくは日中活動系サービスの時間延長として活動の場を提供し、見守り・日常生活における簡易な指導・レクリエーション等を行う。障がい者（児）を日常的に監護する家族等の一時的な休息や就労を支援する。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4 ※ただし、統合補助の枠内
 〈事業実績〉

区 分	年 度	支 給 決 定 者 数	延 利 用 日 数	事 業 費
身体障がい者	H29	72人	2,576日	5,930,200円
	H30	70人	2,575日	6,423,032円
	R 1	76人	2,152日	5,015,800円
知的障がい者	H29	277人	5,578日	14,531,600円
	H30	276人	6,255日	17,887,262円
	R 1	292人	7,469日	20,726,100円
精神障がい者	H29	13人	266日	808,500円
	H30	13人	322日	965,683円
	R 1	15人	407日	1,432,800円
児 童	H29	1,250人	81,578日	233,136,950円
	H30	1,345人	87,644日	252,730,983円
	R 1	1,415人	93,737日	274,930,880円

・日中一時支援（医療型）【地域生活支援事業】

医療的ケアが必要な障がい者（児）に、医療機関又は医療機関に併設する施設において、日中における活動の場を提供し、見守り・日常生活における簡易な指導・レクリエーション等を行う。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4 ※ただし、統合補助の枠内
 〈事業実績〉

区 分	年 度	支 給 決 定 者 数	延 利 用 日 数	事 業 費
身体障がい者	H29	2人	95日	1,140,000円
	H30	2人	87日	1,044,000円
	R 1	2人	96日	1,152,000円
知的障がい者	H29	1人	0日	0円
	H30	1人	0日	0円
	R 1	0人	0日	0円
精神障がい者	H29	0人	0日	0円
	H30	0人	0日	0円
	R 1	0人	0日	0円
児 童	H29	1人	0日	0円
	H30	0人	0日	0円
	R 1	0人	0日	0円

・地域活動支援センターⅡ型 【地域生活支援事業】

身体障がい者の自立の促進、生活の質の向上等のため、通所による機能訓練、社会適応訓練、入浴、食事提供サービス等を行う。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4 ※ただし、統合補助の枠内
 〈事業実績〉

区 分	年 度	支 給 決 定 者 数	延 利 用 日 数	事 業 費
身体障がい者	H29	31人	0日	0円
	H30	30人	36日	151,200円
	R 1	8人	49日	189,420円
知的障がい者	H29	9人	186日	1,036,000円
	H30	9人	204日	1,135,400円
	R 1	5人	196日	1,074,200円
精神障がい者	H29	1人	0日	0円
	H30	1人	0日	0円
	R 1	1人	0日	0円

※身体障がい者の延べ利用日数及び事業費については、倉敷市身体障がい者デイサービスセンター及び倉敷市障がい者福祉センターで行われるデイサービスを除く

ア 倉敷市身体障がい者デイサービスセンター分 【地域生活支援事業】

(根拠法令 倉敷市身体障がい者デイサービスセンター条例 H13. 4. 1施行)

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4 ※ただし、統合補助の枠内
 〈施設の概要〉

施 設 の 種 類	施 設 名	所 在 地
身体障がい者デイサービスセンター	倉敷市身体障がい者デイサービスセンター	笹沖170

〈事業実績〉

年 度	H29	H30
延 利 用 者 数	7,025人	6,394人

※令和元年度から生活介護事業へ移行

イ 身体障がい者デイサービス事業 (介護保険施設との委託契約による相互利用分)

介護保険給付の対象とならない65歳未満の身体障がい者が、介護保険法による指定通所介護事業所を利用して、機能訓練・社会適応訓練等を行う。

〈事業実績〉

年 度	利 用 実 人 数	利 用 延 人 数	事 業 費
H29	32名	2,040人	11,198,800円
H30	30名	1,958人	10,684,080円

※令和元年度から生活介護事業へ移行

ウ 倉敷市障がい者福祉センター分（指定管理）

（根拠法令 倉敷市障がい者福祉センター条例 S59. 5. 1施行）

〈施設の概要〉

施設の種類	施設名	所在地
地域活動支援センター（基礎）	倉敷市障がい者福祉センター	船倉町1273-5

〈事業実績〉

（単位：人）

年 度	H29	H30	R 1
延 利 用 者 数	3,295	3,623	4,599

・短期入所

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設、児童福祉施設その他の便宜を適切に行うことができる施設への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を行う。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈事業実績〉

年 度	支給決定者数	延 利 用 日 数	事 業 費
H29	755人	7,494日	83,441,285円
H30	770人	8,119日	97,502,522円
R 1	797人	7,836日	94,940,141円

・重度障がい者マッサージ施術費給付事業

（根拠法令 倉敷市重度障害者マッサージ施術費給付規則 S50. 9. 1施行）

重度障がい者に対して、マッサージ施術に要する施術費を給付する。

〈対象者〉

- ・身体障がい者手帳1級～3級所持者
- ・重度知的障がい者（療育手帳A所持者）
- ・精神障がい者保健福祉手帳1級～2級所持者

〈給付数〉

月4回を限度に年24回

〈施術費〉

- ・施術 1回につき 1,100円
- ・往料 1回につき 1,500円

〈事業実績〉

年 度	給 付 金 額
H29	13,709,800円
H30	12,370,200円
R 1	12,562,600円

- ・障がい者（児）歯科診療事業（委託）
 （根拠法令 倉敷市障害者（児）歯科診療事業実施要綱 S57. 9. 1施行）
 障がい者（児）に対し歯科診療を行うことにより、健康の増進を図る。
 〈対象者〉
 病院又は診療所で診療を受けることが困難な障がい者（児）
 〈診療日時〉
 毎週木曜日（午後2時～5時）
 〈場 所〉
 倉敷歯科医師会館（倉敷市昭和2-2-17 電話422-2122）
 〈事業実績〉

年度	受診者内訳				延受診者	事業費
	身体障がい者 （児）	知的障がい者 （児）	その他	合計		
H29	28人	98人	32人	133人	710人	9,998,184円
H30	35人	102人	28人	131人	712人	9,427,018円
R 1	33人	80人	28人	141人	655人	9,277,972円

※重複があるため、合計は一致しません。

② 居住の支援

- ・共同生活援助

共同生活を営むべき住居に入居している障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の世話をを行う。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈事業実績〉

年 度	支給決定者数	延 利 用 日 数	事 業 費
H29	299人	99,544日	449,422,491円
H30	332人	108,523日	510,172,922円
R 1	373人	115,384日	574,166,255円

- ・施設入所支援

主に夜間において、障がい者支援施設に障がい者を入所させ、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事及び生活等に関する相談若しくは助言その他の身体機能若しくは生活能力の向上のために必要な支援を行う。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈事業実績〉

年 度	支給決定者数	延 利 用 日 数	事 業 費
H29	501人	170,132日	807,567,159円
H30	488人	168,172日	824,325,039円
R 1	504人	164,213日	807,875,233円

③ 社会参加の支援

・障がい者社会参加促進事業【地域生活支援事業】

〈事業概要〉

ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、障がい者のニーズに応じた事業を実施することにより、障がい者の自立と社会参加の促進を図る。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4 ※ただし、統合補助の枠内

・点訳奉仕員養成事業（社会福祉法人 倉敷市社会福祉協議会へ委託）

〈事業概要〉

点訳に必要な技術等の指導を行って、これらに従事する奉仕員を養成する事業

〈事業実績〉

年 度	延 養 成 者 数	事 業 費
H29	12人	297,586円
H30	8人	303,908円
R 1	6人	294,886円

・朗読奉仕員養成事業（社会福祉法人 倉敷市社会福祉協議会へ委託）

〈事業概要〉

朗読に必要な技術等の指導を行って、これらに従事する奉仕員を養成する事業

〈事業実績〉

年 度	延 養 成 者 数	事 業 費
H29	19人	157,315円
H30	8人	223,608円
R 1	21人	158,812円

・要約筆記奉仕員養成事業（社会福祉法人 倉敷市社会福祉協議会へ委託）

〈事業概要〉

聴覚障がい者とりわけ中途失聴、難聴者の生活及び関連する福祉制度等についての理解ができ、要約筆記を行うのに必要な知識及び技術を習得した要約筆記奉仕員を養成する事業

〈事業実績〉

年 度	延 養 成 者 数	事 業 費
H29	3人	363,388円
H30	7人	396,588円
R 1	4人	276,930円

・手話奉仕員養成事業（社会福祉法人 倉敷市社会福祉協議会へ委託）

〈事業概要〉

身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙・手話表現技術を習得した手話通訳者を養成する事業

〈事業実績〉

年 度	延 養 成 者 数	事 業 費
H29	20人	639,801円
H30	25人	639,630円
R 1	22人	498,158円

・手話通訳設置事業

〈事業概要〉

手話通訳者を設置し、音声・言語機能障がい者や聴覚障がい者のために、各種相談等の通訳を行い障がい者の社会参加促進と福祉向上を図る。

〈事業実績〉

年 度	手 話 通 訳 者 数	活 動 件 数	事 業 費
H29	3人	1,575件	8,746,529円
H30	3人	1,503件	8,795,510円
R 1	3人	1,767件	8,946,972円

・要約筆記奉仕員派遣事業（中途失聴・難聴者協会へ委託）

〈事業概要〉

聴覚障がい者等（音声・言語機能障がい者を含む）のコミュニケーションの円滑化に資するため、要約筆記奉仕員を派遣する事業

〈事業実績〉

年 度	延 派 遣 者 数	事 業 費
H29	91人	701,202円
H30	86人	713,096円
R 1	89人	742,819円

・手話通訳者派遣事業（登録）（倉敷市聴覚障害者協会へ委託）

〈事業概要〉

聴覚・音声機能・言語機能障がい者が手話通訳を必要とする場合に、手話通訳者を派遣する。

〈対象〉

原則として市内に在住又は勤務する聴覚障がい者等で

- ・社会生活上、手話通訳が必要な場合
- ・社会参加促進の観点から市長が特に必要と認める場合

〈事業実績〉

年 度	派 遣 件 数	派 遣 時 間	事 業 費
H29	661件	1,497時間	3,083,666円
H30	536件	1,197時間	2,451,248円
R 1	633件	1,378時間	2,854,882円

・手話奉仕員レベルアップ養成事業（倉敷市聴覚障害者協会へ委託）

〈事業概要〉

手話奉仕員養成事業を受講したものが手話通訳者資格を取得するまでの間、スキルアップを行うための実践経験の場を提供する事業

〈事業実績〉

年 度	延 養 成 者 数	事 業 費
H29	29人	225,000円
H30	14人	225,000円
R 1	19人	225,000円

- ・拡大写本ボランティア養成事業（社会福祉法人 倉敷市社会福祉協議会へ委託）

〈事業概要〉

拡大写本作成に必要な技術等の指導を行って、これらに従事する奉仕員を養成する事業

〈事業実績〉

年 度	延 養 成 者 数	事 業 費
H29	0人	0円
H30	0人	0円
R 1	0人	0円

※H28～30は講師都合により中止

- ・点字・声の広報等発行事業（社会福祉法人 倉敷市社会福祉協議会へ委託）

〈事業概要〉

文字による情報入手が困難な障がい者のために、点訳、音訳、その他障がい者に分かりやすい方法により、地方公共団体等の広報、障がい者が地域生活をする上で必要度の高い情報などを定期的に障がい者に提供する事業

〈事業実績〉

年 度	点 字 版 提 供 件 数	声（録音）版提供件数	事 業 費
H29	465件	564件	1,169,846円
H30	447件	459件	1,112,928円
R 1	394件	557件	1,042,561円

- ・視覚障がい者生活訓練等事業（社会福祉法人 岡山県視覚障害者協会へ委託）

〈事業概要〉

視覚障がい者に対し、自立更生と社会参加の促進に必要な相談・指導・訓練を行う事業

〈事業実績〉

年 度	延 人 数	事 業 費
H29	130人	962,000円
H30	142人	1,050,800円
R 1	157人	1,161,800円

- ・スポーツ大会（ボウリング）開催事業（倉敷市身体障害者福祉協会連合会へ委託）

〈事業概要〉

障がい者スポーツの普及とスポーツを通じた交流を深めるため、障がい者スポーツ大会を開催する事業

〈事業実績〉

年 度	ボウリング大会参加者	事 業 費
H29	126人	242,000円
H30	102人	206,373円
R 1	98人	206,688円

・自動車運転免許取得費助成

〈事業概要〉

自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成する。

〈対象者〉

運転免許の取得により，社会参加が見込まれる者

〈助成額〉

運転免許の取得に直接要した費用の2/3以内。ただし10万円を限度とする。

〈事業実績〉

年 度	件 数	事 業 費
H29	23件	2,300,000円
H30	17件	1,700,000円
R 1	21件	2,084,000円

・自動車改造費助成事業

〈事業概要〉

重度身体障がい者が就労等に伴い自動車を購入する場合，その自動車の改造に要する経費を助成することにより重度身体障がい者の社会復帰を促進する。(限度額10万円)

〈対象者〉

重度の上肢，下肢又は体幹機能障がい者であって，就労等に伴い自らが所有し，運転する自動車を改造する必要がある者。

〈事業実績〉

年 度	件 数	事 業 費
H29	26件	2,269,733円
H30	23件	2,075,784円
R 1	19件	1,821,830円

・福祉車両の貸出

(根拠法令 倉敷市心身障害者福祉車両貸出事業実施要綱 S57. 1. 4施行)

心身障がい者が各種会合，スポーツ，レクリエーション等を行う場合に福祉車両（ワゴン車，車椅子・ストレッチャー対応）を貸出す。

〈対象者〉

心身障がい者及びその世帯の者，心身障がい者団体（施設）

〈事業実績〉

年 度	H29	H30	R 1
件 数	239件	192件	128件

・介護用自動車改造費の補助

(根拠法令 倉敷市障害者等介護用自動車改造費補助金交付要綱 H 7. 9. 5施行)

障がい者の外出を容易にするため自動車の改造費又は改造自動車の購入費の一部を補助し、障がい者の社会参加を促進する。

〈対象者〉

市内に1年以上居住し(施設利用者であって、生計を一にする世帯の世帯主が倉敷市民であるものを含む)、車いす・ストレッチャー又は補助用具を使用しなければ移動が困難な状態が継続する者(身体障がい者手帳下肢・体幹機能障がい3級以上又は介護保険要介護認定1～5で65歳以上の者)を介護している者で、

- ・自動車を現に所有、もしくは新たに購入する者
- ・市税を完納している世帯に属する者

〈補助額〉

改造に要する費用に世帯の所得税年額に応じた補助率を乗じた額。但し100万円を限度とする。

〈事業実績〉

年 度	件 数	事 業 費
H29	38件	10,649,000円
H30	35件	10,186,000円
R 1	44件	11,008,000円

・地域活動支援センターⅢ型・作業所

障がい者で雇用されることが困難な者に、通所により自活に必要な作業訓練及び生活訓練を行い、社会的自立の促進を図る。

〈対象者〉

障がい者のうち、原則として18歳以上の者

〈費用負担〉

- ・センター・作業所の運営事業費
- ・通所奨励費(通所して作業をした場合1日につき100円を支給)
- ・処遇改善費(家賃の1/2相当額 限度 年額 500,000円)

〈施設の概要〉

施設の種類	施 設 名	所 在 地	定 員
地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー Ⅲ 型 ・ 作 業 所	玉島たんぽぽ	玉島阿賀崎2-1-10	16人
	道越作業所	玉島道越360-6	13人
	福祉作業所菜の花	福田町古新田802-1	20人
	工房かたつむり	西坂1709	15人
	マインド作業所	真備町箭田1015-11	20人
	つどいの杜まりも	上富井88	20人
	たくみクラフト	東町4-31	10人
	玉島湊屋作業所	玉島中央町1-21-8	7人
	虹色カーサ	茶屋町2025-11	10人
	n u i	美和1-8-5	5人

〈事業実績〉

年 度	H29	H30	R 1
運 営 費 補 助 金	58,525,500円	64,233,900円	58,087,000円

・地域活動支援センター I 型・障がい者支援センター

長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける在宅の身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者及びその家族の方々に、日常生活の支援、相談・情報提供、地域交流活動などを行い、障がい者の自立助長、社会復帰及び社会参加を促進し、障がい者の福祉の増進を図る。

〈延利用者数〉

(単位：人)

年 度	H29	H30	R 1
倉敷市児島障がい者支援センター	17,322	16,705	15,637
倉敷市玉島障がい者支援センター	13,954	12,782	13,486
倉敷市水島障がい者支援センター	16,924	17,193	16,859
倉敷地域生活支援センター	8,508	8,720	7,789
倉敷西部地域生活支援センター	7,296	7,567	7,419
真備地域生活支援センター	9,813	10,506	10,606

・倉敷地域基幹相談支援センター運営事業（社会福祉法人 リンクへ委託）

障がい者の相談支援事業等を行っている市内6カ所の地域活動支援センター I 型・障がい者支援センターの調整や、指定相談支援事業所に対する専門的な助言・人材育成、障がい者虐待防止対策など、障がい者の地域生活を地域全体で支える体制の整備を行う。

〈対象者〉

相談支援事業従事者、障がい者虐待に係る相談・通報・届出をする方

〈事業実績〉

年 度	障がい者虐待に係る相談・通報件数	事 業 費
H29	15件	5,000,000円
H30	13件	10,000,000円
R 1	26件	19,830,000円

※平成29年10月施行

④ 障がい者移動支援事業

(根拠法令 倉敷市障害者移動支援事業実施要綱 H8. 4. 1 施行)

障がい者の外出や移動に要する費用の一部を助成し、障がい者の社会参加の促進を図る。

〈事業実績〉

事業名	年度	件数(件)	事業費(円)
自動車燃料費助成事業	H29	653	25,325,000
	H30	657	25,714,500
	R1	622	25,444,500
福祉タクシー助成事業	H29	2,009	38,862,520
	H30	2,062	40,127,210
	R1	2,124	41,289,320
リフト付タクシー助成事業	H29	263	6,001,730
	H30	245	5,709,160
	R1	236	5,181,670
バス利用料助成事業	H29	39	297,051
	H30	33	263,540
	R1	28	237,675
鉄道運賃助成事業	H29	2	138,480
	H30	2	138,480
	R1	2	66,790
重度視覚障がい者移動支援助成事業	H29	2	144,000
	H30	2	144,000
	R1	2	120,000

⑤ 手当等の支給

・特別児童扶養手当

(根拠法令 特別児童扶養手当法 S39. 9. 1 施行)

ア 目的

精神、身体の障がい児童を家庭で監護している養育者に対し、国が特別児童扶養手当を支給する。

イ 対象者

20歳未満の精神又は身体に障がいを有する児童を家庭で監護している父母等。(次の場合を除く)

- ・児童が児童入所施設又は社会福祉入所施設に入所しているとき。
- ・児童が障がいを事由とする年金をうけているとき。
- ・児童を監護する人の前年(1～7月までの月分の手当については前々年)所得が一定の額以上であるとき。

ウ 手当月額(児童1人につき)

1級(重度): 52,500円 2級(中度): 34,970円 (令和2年4月1日以降)

エ 費用負担 国 10/10

オ 事業実績

(各年度3月31日現在)

年度	受給対象児童数(人)		
	重度(1級)	中度(2級)	計
H29	412	346	758
H30	435	368	803
R1	436	385	821

・障がい児福祉手当・特別障がい者手当等

(根拠法令 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 S61. 4. 1改正施行)

ア 特別障がい者手当

20歳以上の者で精神又は身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする者に対し、手当を支給する。

イ 障がい児福祉手当

20歳未満の者で精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者に対し、手当を支給する。

ウ 福祉手当(経過措置分)

改正法の施行の際、20歳以上の従来の福祉手当受給資格者であって、特別障がい者手当又は障がい者基礎年金の支給を受けることができない者に対し、従来どおり福祉手当を支給する。

〈支給額〉 (令和2年4月現在)

特別障がい者手当	27,350円/月
障がい児福祉手当	14,880円/月
福祉手当(経過措置分)	14,880円/月

〈費用負担〉国 3/4 市 1/4

〈事業実績〉

(資格者数は各年4月1日現在)

年 度		特別障がい者手当	障がい児福祉手当	経過的福祉手当	合 計
H29	資格者	347	207	19	573
	延件数	3,923	2,369	229	6,521
	支給額(円)	105,147,540	34,548,060	3,325,000	143,020,600
H30	資格者	326	210	17	553
	延件数	3,925	2,333	212	6,470
	支給額(円)	105,653,440	34,063,810	3,103,140	142,820,390
R 1	資格者	336	208	12	556
	延件数	3,830	2,387	168	6,385
	支給額(円)	104,009,080	35,248,010	2,480,240	141,737,330

・児童福祉年金

(根拠法令 倉敷市児童福祉年金条例 S42. 4.1 施行)

ア 対 象 者 20歳未満の精神又は身体に障がいをもつ児童の保護者

イ 年 額 重度 24,000円 中度 18,000円

ウ 費用負担 市 10/10

エ 事業実績

(各年度3月31日現在)

年 度	受 給 者 数	金 額
H29	860人	18,453,500円
H30	876人	18,667,000円
R 1	882人	19,137,000円

・在宅ねたきり高齢者等介護手当の支給

(根拠法令 倉敷市在宅ねたきり高齢者等介護手当支給要綱 H 5. 2.15施行)

在宅のねたきり高齢者等の介護者に対し、手当を支給し介護者を慰労するとともに、ねたきり高齢者等の福祉の向上を図る。

〈対象者〉

20歳以上の重度障がい者の介護者

〈支給額〉

年 4万円

〈事業実績〉

年 度	支 給 件 数	事 業 費
H29	291件	11,640,000円
H30	274件	10,960,000円
R 1	271件	10,840,000円

・自立更生援護金の支給

(根拠法令 倉敷市重度障がい者自立更生援護金支給要領 H21. 8. 1施行)

在宅の重度障がい者に対し、援護金を支給し福祉の向上を図る。

〈対象者〉

身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級 所持者

〈支給額〉

年1回(年末) 7,000円

〈事業実績〉

年度	心身障がい者		精神障がい者		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
2 7	7,040件	49,280,000円	367件	2,569,000円	7,407件	51,849,000円
2 8	7,139件	49,973,000円	351件	2,457,000円	7,490件	52,430,000円
2 9	7,103件	49,721,000円	347件	2,429,000円	7,450件	52,150,000円

※平成29年度で廃止

・障がい者結婚祝金給付事業

(根拠法令 倉敷市障害者結婚祝金給付規則 S55.10. 1施行)

障がい者の結婚に際し、結婚祝金を給付する。

〈対象者〉

婚姻をした日において、市内に引き続き1年以上住所を有する者で、身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者。(市内の施設に措置されているときは市内に住所を有するものとみなす。)

〈祝金の額〉

1人につき 2万円

〈事業実績〉

年 度	支 給 件 数	事 業 費
2 7	24件	480,000円
2 8	21件	420,000円
2 9	17件	340,000円

※平成29年度で廃止

・在日外国人障がい福祉金支給事業

(根拠法令 倉敷市在日外国人障害福祉金支給要綱 H5. 5.24施行)

重度の障がい者を有する在日外国人で、国民年金制度への外国人適用が実施された昭和57年1月1日前に20歳に達していたために、障がい基礎年金等を受けとることができない人に対して障がい福祉金を支給する。

〈対象者〉

身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級の障がい者で、次のいずれにも該当し、障がい基礎年金等の受給資格のない人

- ・昭和57年1月1日前に20歳に達していた外国人（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）第4条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号。以下「廃止前の外国人登録法」という。）に規定する外国人）
- ・昭和57年1月1日に日本国内で廃止前の外国人登録法による外国人登録をし、申請日に本市に住所を有する人
- ・日本国内において障がい発生原因の初診日があり、初診日が昭和57年1月1日前であった人
- ・申請日に重度の障がい者を有する人

〈支給金額〉

月額25,000円（年2回9月、3月払い）。ただし、月額25,000円未満の公的年金を受給している場合は、25,000円から公的年金の額を控除した額

〈事業実績〉

年 度	支 給 件 数	事 業 費
H29	2件	600,000円
H30	2件	475,000円
R 1	1件	300,000円

⑥ 障がい者（児）施設通所者交通費給付制度

(根拠法令 倉敷市障害者（児）施設通所者交通費給付要綱 S57. 4. 1施行)

施設に通所する障がい者（児）に対し通所に要する交通費の一部を給付する。

年 度	H29	H30	R 1
人数（延）、（金額）	1,509人（9,206,698円）	1,425人（8,504,823円）	1,379人（8,620,697円）

⑦ 障がい者や高齢者にやさしい公共施設改修事業

障がい者や高齢者をはじめすべての市民にやさしいバリアフリーのまちづくりを推進するため、歩道の段差や傾斜等の障壁をチェックし、公共施設のバリアフリー化の取り組みを行う。

(2) 障がい児福祉

① 障がい児通所支援等

- ・児童発達支援（根拠法令 児童福祉法第6条の2の2第2項）

未就学の障がい児につき、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

〈事業実績〉

年 度	支給決定者数	延べ利用日数	事 業 費
H29	1,362人	112,672日	1,186,650,438円
H30	1,390人	116,414日	1,303,303,319円
R 1	1,144人	116,432日	1,358,837,245円

・医療型児童発達支援（根拠法令 児童福祉法第6条の2の2第3項）

上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童を日々保護者のもとから通わせて、日常生活における基本的動作の指導、自立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を行う。

〈事業実績（倉敷市くすのき園実績）〉

（単位：人、円）

年度	登録者数						開園延日数	通園延人数	市委託料
	～3歳	3歳	4歳	5歳	学齢	計			
28	1	3	12	4	5	25	242日	1,997人	63,384,000円
29	1	3	1	10	3	18	242日	1,539人	65,314,000円
30	0	2	3	1	8	14	244日	1,255人	65,330,000円

*平成30年度で廃止

・放課後等デイサービス（根拠法令 児童福祉法第6条の2の2第4項）

学校に就学している障がい児につき、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を提供する。

〈事業実績〉

年 度	支給決定者数	延べ利用日数	事業費
H29	1,140人	39,341日	343,621,852円
H30	1,366人	48,578日	395,586,803円
R 1	1,659人	52,666日	443,825,757円

・障がい児相談支援（根拠法令 児童福祉法第6条の2の2第6項）

障がい児通所支援を適切に利用できるよう、心身の状況や置かれている環境、障がい児通所支援の利用に関する意向などを勘案し、障がい児支援利用計画を作成する。

〈事業実績〉

年 度	支給決定者数	延べ利用日数	事業費
H29	2,532人	4,927日	82,713,657円
H30	2,775人	6,379日	107,918,885円
R 1	2,825人	7,017日	119,153,522円

② 身体障がい児補装具の交付・修理

（根拠法令 障害者総合支援法 H18.10.1施行）

身体障がい児の機能の回復等を図るため、補装具の交付及び修理を行う。

〈対象者〉

身体障がい児

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈事業実績〉

（単位：件、円）

H29			H30			R 1		
交付件数	修理件数	公費負担額	交付件数	修理件数	公費負担額	交付件数	修理件数	公費負担額
180	76	35,030,176	182	66	39,666,822	176	79	41,826,352

(3) 身体障がい者福祉

① 身体障がい者手帳

(根拠法令 身体障害者福祉法 S25. 4. 1施行)

〈身体障がい者の定義〉

身体障害者福祉法上の身体障がい者とは、同法別表に掲げる身体上の障がいがある18歳以上の者であって都道府県知事から身体障がい者手帳の交付を受けたものをいう。(18歳未満の者でも身体障がい者手帳は本法により交付される。)

〈身体障がい者手帳所持者数〉

(令和2年3月31日現在) (単位：人)

区 分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視 覚 障 が い	18歳未満	4	0	0	3	1	0	8
	18歳以上	291	315	40	59	102	65	872
聴覚・平衡機能障がい	18歳未満	1	22	4	11	0	13	51
	18歳以上	119	262	160	251	6	456	1,254
音声・言語・そしやく機能障がい	18歳未満	0	0	0	0			0
	18歳以上	1	7	99	60			167
肢 体 不 自 由 障 が い	18歳未満	165	30	7	14	9	3	228
	18歳以上	1,473	1,733	1,307	2,657	764	523	8,457
〔内 脳 原 性 運動機能障がい〕	18歳未満	4	0	0	0	0	0	4
	18歳以上	35	15	5	6	1	1	63
内 部 障 が い	18歳未満	34	1	13	11			59
	18歳以上	3,450	33	531	1,176			5,190
令和元年度合計	18歳未満	204	53	24	39	10	16	346
	18歳以上	5,334	2,350	2,137	4,203	872	1,044	15,940
平成30年度合計	18歳未満	204	61	28	38	9	20	360
	18歳以上	5,339	2,389	2,125	4,216	878	1,042	15,989
平成29年度合計	18歳未満	209	60	33	36	9	22	369
	18歳以上	5,328	2,420	2,127	4,253	892	1,046	16,066

② 自立支援医療費（更生医療）の支給

(根拠法令 障害者総合支援法 H18. 4. 1施行)

身体障がい者の医療費を助成する事により、経済的負担の軽減を図る。

〈対象者〉

18歳以上の身体障がい者で、身体障害者更生相談所において医療の内容が更生医療と判定された者。

(角膜手術、関節形成手術、心臓手術、血液透析療法、じん臓移植術、外耳形成手術、歯科矯正術など。)

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈自己負担〉

医療保険世帯の所得により自己負担あり。

〈事業実績〉

(単位：件、円)

年 度	H29	H30	R 1
件 数	22,705	22,658	22,548
公費負担額	664,708,915	686,535,750	691,308,513

③ 補装具の交付・修理

(根拠法令 障害者総合支援法 H18.10.1施行)

身体障がい者の機能の回復等を図るため、補装具の交付及び修理を行う。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈事業実績〉

(単位：件, 円)

H29			H30			R 1		
交付件数	修理件数	公費負担額	交付件数	修理件数	公費負担額	交付件数	修理件数	公費負担額
274	246	34,848,094	271	238	45,441,063	252	268	45,441,063

④ 日常生活用具の給付・貸与【地域生活支援事業】

(根拠法令 倉敷市障害者地域生活支援事業実施規則 H18.10.10施行)

日常生活を営むことに支障がある障がい者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の支給等を行う。

〈対象者〉

在宅の身体障がい者(児)、知的障がい者(児)(一部在宅要件なし。)

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4 ※ただし、統合補助の枠内

〈事業実績〉

(単位：件, 円)

年 度	H29	H30	R 1
件 数	10,278	10,874	12,182
公費負担額	103,771,927	116,289,511	120,221,349

⑤ 訪問入浴促進事業【地域生活支援事業】

自宅で入浴が困難な重度の障がい者に訪問による入浴サービスを提供する。

〈対象者〉

歩行が困難な在宅の身体障がい者であって、移送に耐えられない等の事情のある者

〈利用回数〉

1カ月あたり10回まで

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4 ※ただし、統合補助の枠内

〈事業実績〉

年 度	利用者数	延 回 数	支給総額
H29	23人	1,652回	15,988,000円
H30	34人	1,795回	17,523,000円
R 1	32人	1,899回	23,234,114円

(4) 知的障がい者福祉

① 療育手帳

(根拠法令 知的障害者福祉法 S35.4.1施行)

一貫した指導相談を行うとともに、各種の援助を受けやすくするため手帳を発行する。

〈療育手帳所持者数〉

(各年度末現在)

年 度	区 分	A (~IQ35)	B (IQ36~75)	合 計
H29	総 計	1,179人	2,685人	3,864人
	(18歳未満)	(280人)	(853人)	(1,133人)
H30	総 計	1,205人	2,750人	3,955人
	(18歳未満)	(290人)	(825人)	(1,115人)
R 1	総 計	1,239人	2,843人	4,082人
	(18歳未満)	(299人)	(812人)	(1,111人)

② 発達障がい者支援体制整備事業

発達障がい者のケースは、問題が多岐にわたり特定の機関だけで支援が完結しないため、医療、保健、福祉、教育等の関係者が総合的に個別の支援計画を作成し、ニーズに応じた支援体制を確立するもの。

〈対象者〉

市内に居住地を有する自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の発達障がいを有する障がい児（者）

〈費用負担〉市 10/10（22年度まで 県 1/2 市 1/2）

〈事業実績〉

年 度	支援人数・延件数	事 業 費
H29	339人・1,756件	11,066,000円
H30	266人・1,634件	11,066,000円
R 1	217人・ 883件	11,066,000円

(5) 施設

市内の施設は次のとおり。

施設の種類	施設名	所在地	定員 (人)	電話	施設の目的及び対象者
地域活動支援センター I 型	児島障がい者支援センター	児島駅前 4-83-2	-	472-3855	在宅の身体・知的・精神の3障がい者を対象とし、在宅福祉サービスの利用援助、社会施設の活用や各種相談、地域交流などを行なうことにより、地域生活を支援する施設
	玉島障がい者支援センター	玉島阿賀崎 2-1-10	-	525-7867	
	水島障がい者支援センター	水島東栄町 12-28	-	440-3334	
地域活動支援センター（基礎）	倉敷市障がい者福祉センター	船倉町 1273-5	-	422-1349	地域の身体障がい者の各種相談、健康増進、教養の向上、レクリエーション、機能回復訓練等の事業を行い、又はこれらに必要な便宜を提供する施設
就労移行支援事業・自立訓練（生活訓練）事業所	倉敷市ふじ園	有城710	30	429-1393	障がいがあり、雇用されることが困難な人に対して、自活に必要な作業訓練を行うとともに、職業を与えて自活させる通所施設
就労継続支援（B型）事業所	倉敷市まびの道	真備町箭田 1626-1	24	698-9620	障がい者であって、雇用されることが困難な人を通所させて、自活に必要な作業訓練及び生活訓練を行い、社会的自立の促進を図ることを目的とする施設

8. 高齢者福祉

(1) 在宅サービス

① 生活支援

・日常生活用具給付事業（昭和44年5月17日施行）

ねたきり状態で日常生活を営んでいる高齢者等に対し、日常生活用具を給付することにより、在宅での日常生活を支援し、その福祉の増進を図る。

ア 対象者及び事業の内容（給付）

- ・ねたきり高齢者……寝具類，湯沸器，火災警報器，自動消火器，入浴担架，洗髪器
- ・一人暮らし高齢者…火災警報器，自動消火器，老人手押車，電磁調理器，ガス漏れ報知器，電子レンジ
- ・高齢者……老人手押車

年 度	H29	H30	R 1
寝 具 類	0	2	0
湯 沸 器	0	0	0
入 浴 担 架	0	0	0
火 災 警 報 器	23	4	1
自 動 消 火 器	5	0	1
老 人 手 押 車	9	6	5
洗 髪 器	0	0	0
電 磁 調 理 器	19	12	15
ガ ス 漏 れ 報 知 器	2	1	0
電 子 レ ン ジ	11	14	14
事 業 費 (円)	702,203	481,835	441,544

・はり，きゅう施術費給付事業（平成10年4月1日施行）

市内に居住する高齢者に対し，はり師又はきゅう師による施術に要する費用の一部を給付する。

ア 対 象 者 70歳以上の者

イ 給付枚数 1人1ヵ月当たり2枚（施術券）

年 度	H29	H30	R 1
延 利 用 回 数	8,799	7,940	9,706
延 利 用 人 数	3,851	3,401	4,023
事 業 費 (円)	8,886,810	8,649,350	10,537,280

・介護用品扶助費支給事業（平成2年4月1日施行）

ねたきり高齢者等の介護者等に対し，紙おむつ等の購入費の一部を助成する。

ア 対 象 者 在宅のねたきり（6ヵ月以上臥床）又は認知症高齢者を介護している所得税非課税世帯の者

イ 助 成 額 ・おしめ等の購入費の8割（年30,000円を限度）

・要介護4，5で市民税非課税世帯の場合は年75,000円を限度に給付

年 度	H29	H30	R 1
助 成 件 数	354	351	331
事 業 費 (円)	12,771,802	12,286,803	12,532,762

・ねたきり高齢者等理美容サービス助成事業（平成12年8月1日施行）

在宅のねたきり高齢者等が、理容師等の訪問による理容又は美容サービスを受けた場合、その費用の一部を助成する。

ア 対象者 在宅のねたきり高齢者、認知症高齢者及び重度心身障害者で、その介護者が介護手当を受給している者。

イ 扶助額 1回当たり、1,338円／令和元年9月30日まで
1,362円／令和元年10月1日以降（年6回を限度）

年 度	H29	H30	R 1
延 利 用 人 数	246	224	207
事 業 費 (円)	329,148	299,712	279,510

・老人入浴券給付事業（昭和56年6月1日施行）

在宅の高齢者に対し公衆浴場の無料入浴券を給付することにより福祉の増進を図る。

ア 対象者 65歳以上で居宅に入浴設備がなく、世帯の生計中心者の市民税が均等割課税以下の者。

イ 給付枚数 1人1ヵ月当たり5枚

年 度	H29	H30	R 1
支 給 人 数	63	58	47
事 業 費 (円)	1,230,066	1,205,808	927,580

・友愛訪問事業（昭和52年10月1日施行）

65歳以上の一人暮らし高齢者及びねたきり高齢者に、地域団体が訪問活動を行うことによって、高齢者の孤独の解消及び地域住民の社会連帯意識を高める。

令和元年度	倉 敷	水 島	児 島	玉 島	船 穂	真 備	計
訪 問 団 体	19	12	11	13	1	7	63
対 象 者	2,203	926	722	3,046	39	179	7,115

・高齢者等給食サービス（平成8年11月14日施行）

援護を必要とする在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、栄養のバランスを配慮した食事を居宅まで配食し、安否確認を実施することにより、介護予防を推進し、高齢者等の福祉の増進を図る。

ア 対象者 65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、身体障がい者、昼間ひとり暮らしまたは高齢者のみになる世帯

イ 事業の内容 年末年始を除く週7回以内の昼食で、利用者負担金1食360円。

年 度	H29	H30	R 1
年 度 末 実 利 用 者	平日 1,927 土日 1,368	平日 1,972 土日 1,423	平日 2,014 土日 1,450
延 給 食 数	397,627	403,454	423,668
事 業 費 (円)	126,147,214	128,070,163	135,548,164

・生きがい対応型デイサービス事業（平成12年4月1日施行）

比較的元気なひとり暮らし高齢者等を対象に、老人福祉センター・憩の家等で、生きがいや健康づくりに関する各種講座等を実施し、高齢者の社会参加の促進、介護予防及び生きがいの向上を図る。

ア 対象者 本市に住所を有するおおむね60歳以上のひとり暮らし高齢者等で、介護保険法の給付の対象とならない者

区分	年度	H29	H30	R 1
延 利 用 人 数		5,580	4,978	5,218
事 業 費 (円)		7,649,472	8,320,000	9,213,000

・ふれあいサロン活動促進事業（昭和52年10月1日施行）

家に閉じこもりがちになる高齢者の社会参加や仲間づくりのため、地域の公民館等で行われる談話会や体力づくりなどのサロン活動を支援する。

年 度	H29	H30	R 1
サ ロ ン 数	223	263	275

・高齢者（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業（平成8年4月1日施行）

高齢者世話付住宅の入居者に対し、生活援助員を派遣し、生活指導、生活相談、安否確認、緊急時の対応サービスを提供することにより、在宅生活を支援する。

年 度	H29	H30	R 1
対 象 世 帯 数	32	31	32

・電話安否確認事業（平成18年11月1日施行）

在宅で生活するおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等であって、定期的に安否確認を行うことが必要であると認める者に電話による訪問を実施することにより、日常生活上の事故の未然防止、孤独感の解消及び閉じこもり防止を図り、もってひとり暮らし高齢者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

ア 対象者 在宅で生活するおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者

年 度	H29	H30	R 1
利 用 者 数	12	14	14

② 緊急時の対応

・緊急通報装置設置事業（平成3年1月4日施行）

緊急通報装置による緊急時の連絡体制を整備することにより、一人暮らし老人等の日常生活における不安感の解消及び急病、災害時等の緊急時における迅速かつ適切な対応を図る。

ア 対象者 65歳以上の一人暮らし老人、重度身体障害者等

年 度	H29	H30	R 1
設 置 台 数	550	496	426
事 業 費 (円)	19,902,128	5,922,648	3,557,079

③ 生きがい対策

・老人クラブ助成費補助事業（昭和43年10月21日施行）

孤独になりがちな高齢者の生きがいを高め、老後の生活を健全で明るく豊かなものにするために、小地域を単位として結成され活動している自主的な団体に対して助成を行う。

ア 対象組織

- (1) おおむね60歳以上の高齢者30人以上で結成されていること。
- (2) 政治上又は宗教上の組織に属していないこと。
- (3) 会員の互選による代表者1人を置き、会則を設けていること。
- (4) 会員により民主的に運営され、諸帳簿を整備していること。

イ 助成対象経費

- (1) 社会奉仕活動費
- (2) 老人教養講座費
- (3) スポーツ振興費

ウ 助成額 月額3,540円×活動月数（1年=42,480円）

区分	年度	H29	H30	R 1
ク ラ ブ 数		389	377	369
会 員 数		17,866	17,233	16,610
事 業 費 (円)		16,478,700	16,014,960	15,674,902

・老人クラブ連合会への助成事業（昭和49年から実施）

単位老人クラブの指導育成，社会活動，スポーツ振興事業，教養の向上等を図る目的で組織された団体の育成のための活動費を助成する。

年 度	H29	H30	R 1
事 業 費 (円)	8,300,020	7,908,206	7,993,242

・シルバー作品展（昭和49年9月から実施）

長年社会に貢献してきた高齢者の豊かな知識・技能や趣味等を生かした作品を広く一般に公開し，創造の喜びを通じて生きがいの増進を図る。

ア 対象者 60歳以上の者

年 度	H29	H30	R 1
出 展 数	386	358	323

・ゲートボール場設置補助事業（昭和63年4月1日施行）

高齢者の地域社会における仲間づくりと健康保持に資するため，ゲートボール場を設置する場合，その整備費の一部を補助する。

ア 補助対象 老人クラブ 仮設便所等の設置費の一部を助成（20万円を限度）する。

区分	年度	H29	H30	R 1
助 成 数		0	0	0
事 業 費 (円)		0	0	0

・グラウンドゴルフ場整備費等補助事業（平成18年4月1日施行）

高齢者の地域社会における仲間づくり，生きがい対策及び介護予防を図るため，グラウンドゴルフ場を設置する場合，その整備費等の一部を補助する。

ア 補助対象 老人クラブ等 ・グラウンドゴルフ場新設整備費の一部を助成（100万円を限度）する。

・仮設便所等の設置費の一部を助成（20万円を限度）する。

区分	年度	H29	H30	R 1
助成数	新 設 設 備	0	1	0
	仮 設 便 所	0	0	0
事 業 費 (円)		0	71,280	0

・公園等の清掃管理委託事業（昭和48年10月1日施行）

高齢者の余暇の活用と身体機能の後退予防，社会への適応を保持し，健康で生きがいのある生活を送っていただくため，市内の公園等の軽易な清掃，除草作業を地域の高齢者に委託する。

ア 対象者 60歳以上の者で，他の仕事に従事していない者

イ 内 容 軽易な除草作業及びゴミ・ガレキ等の収集，指定場所への搬送

ウ 委託料 月額6.56円/m²（上限：年間472,320円）便所のある施設は加算

区分	年度	H29	H30	R 1
施 設 数		278	272	263
事 業 費 (円)		29,398,300	28,855,627	27,440,601

・敬老記念品贈呈事業（昭和42年から実施）

多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者への敬意を表すため記念品を贈呈する。

ア 対象者 88歳, 100歳到達者

区分	年度	H29	H30	R 1
88歳到達者数		2,010	2,173	2,433
100歳到達者数		123	104	117

④ 就業機会の確保・相談

・公益社団法人倉敷市シルバー人材センター（昭和58年4月8日設立）

高齢者の豊富な経験, 知識, 技能を活用し短期的, 臨時的な就業を通じて自らの生きがいの充実や, 社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに, 活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

ア 会員資格 おおむね60歳以上の健康で働く意欲のある者

イ 仕事の一例

- ・一般事務や経理事務
- ・簡単な大工仕事, 修理修繕
- ・留守番や子守り, 家事補助
- ・屋外の軽易な作業
- ・管理, 監視など
- ・外交, 集配事務
- ・室内でする手先の仕事等々

区分	年度	H29	H30	R 1
会員数		1,419	1,478	1,529
受注件数		13,490	12,702	12,561
契約金額(円)		573,347,830	566,508,288	595,557,355

⑤ 手当等の支給

・在宅ねたきり高齢者等介護手当支給事業（平成5年2月15日施行）

在宅のねたきり高齢者等の介護者に対し, 手当を支給し, ねたきり高齢者等の福祉の向上を図る。

ア 対象者 満65歳以上のねたきり高齢者, 認知症高齢者の介護者

イ 支給額 ・年4万円

- ・要介護4, 5で過去1年間介護保険サービスの利用がなく, 過去1年間3ヶ月以上の入院・入所をしていない市民税非課税世帯に属する者は年額10万円

年 度	H29	H30	R 1
支給件数	894	885	840
事業費(円)	37,211,371	36,863,793	35,006,317

・高齢者年金（昭和42年4月1日開始）

高齢者を慰謝激励し, 敬老の意を表するため高齢者年金を支給する。

ア 対象者 国民年金法の規定に基づく老齢福祉年金の受給者

イ 支給金額 年額 15,000円

年 度	H29	H30	R 1
対象者(人)	3	3	0
事業費(円)	45,000	0	0

・在日外国人等高齢者福祉金（平成9年4月1日施行）

高齢者のうち、国民年金制度上、老齢基礎年金などの受給資格を得ることができなかった外国人等の方に対し、福祉金を支給する。

ア 支給金額 月額 10,000円

年 度	H29	H30	R 1
対 象 者 (人)	4	3	2
事 業 費 (円)	440,000	320,000	200,000

(2) 施設サービス

① 養護老人ホーム（平成14年度から民間社会福祉法人に管理運営を委託し、平成18年度から指定管理者制度へ移行）

区分	名称	琴 浦 園	長 楽 荘
設 置 主 体		倉 敷 市	倉 敷 市
設 置 年 月		昭和27年11月（S51.10改築開園）	昭和37年9月（H4.7改築開荘）
電 話		477-7454	522-1110
指 定 管 理 者		（福）し お か ぜ	（福）ア ミ カ ル
設 置 の 構 造		鉄筋コンクリート造2階建、一部平屋建	鉄筋コンクリート造2階建、一部3階建
敷地面積（㎡）		7,257	3,167
建物面積（㎡）		2,392	2,857
定 員		80人	100人

② 特別養護老人ホーム（民営）

65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい欠陥があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難なものを入所させる。

(R2. 4. 1現在)

名称	区分	入所定員	現員	開所年月日	敷地面積	建物面積	市建設助成
		人	人		m ²	(延) m ²	
特別養護老人ホーム ま す み 荘 465-6565		132	132	S48.11.5	2,218	3,287.15	S48年度 37,505千円 S51年度 38,778千円 H13年度 149,027千円 H14年度 50,412千円 (151,551千円) H15年度 50,163千円 (150,802千円) 計 325,885千円 (527,663千円) ※カッコ内は中核市分補助金を含む
特別養護老人ホーム み ど り 荘 444-6521		130	130	S49.3.1	1,375	3,966.92	S49年度 30,670千円 S52年度 52,555千円 S54年度 31,678千円 計 114,903千円
特別養護老人ホーム し お か ぜ 470-4848		110	110	S51.7.8	3,409	3,465.81	S51年度 48,472千円 S53年度 23,818千円 S61年度 33,203千円 H8年度 18,555千円 H16年度 (76,264千円) H17年度 (85,443千円) 計 124,048千円 (285,755千円) ※カッコ内は中核市分補助金を含む
特別養護老人ホーム ア ミ カ ル 526-8827		114	114	S56.4.1	3,682	3,028.30	S55年度 69,068千円 S59年度 37,392千円 H16年度 (12,159千円) H17年度 (12,159千円) 計 106,460千円 (130,778千円) ※カッコ内は中核市分補助金を含む
特別養護老人ホーム アミカル(地域密着型) 526-8827		22	22	H26.4.1			
特別養護老人ホーム 倉敷シルバーセンター 473-1010		100	100	S62.9.16	9,408	3,193.31	S62年度 62,537千円 H3年度 83,165千円 計 145,702千円
特別養護老人ホーム み ゆ き 園 本 館 427-7627		50	50	H元.6.16	904	1,583.97	H元年度 31,116千円
特別養護老人ホーム み ゆ き 園 (新館) 427-7627		30	30	H26.4.1			
特別養護老人ホーム 浅原 桃 花 園 462-0020		50	50	H2.9.18	3,121	1,796.65	H2年度 43,892千円
特別養護老人ホーム あ す な ろ 園 528-3110		110	110	H3.11.1	4,521	2,237.96	H3年度 87,539千円 H7年度 62,413千円 H12年度 43,362千円 H13年度 31,005千円 計 224,319千円
特別養護老人ホーム サンバードナーシングホーム 429-0018		50	50	H5.4.1	1,840	2,228.68	H4年度 103,879千円
特別養護老人ホーム サンバードナーシング ホーム(ユニット型) 429-1110		30	30	H27.12.1	3,896.31	1,342.86	H27年度 96,480千円 計 96,480千円

名称	区分	入所定員	現員	開所年月日	敷地面積	建物面積	市建設助成
特別養護老人ホーム 王慈園(従来型) 473-9000		人 50	人 50	H7.4.1	㎡ 1,350	(延) ㎡ 2,776.11	H6年度 185,683千円 H17年度 (32,164千円) 計 185,683千円 (217,847千円) ※カッコ内は中核市分補助金を含む
特別養護老人ホーム 王慈園(ユニット型) 473-9000		30	30	H26.4.1			
特別養護老人ホーム グリーンピア瀬戸内 525-1234		74	74	H9.10.1	9,755	3,894.20	H9年度 119,930千円 H14年度 (27,600千円) H15年度 (29,131千円) 計 119,903千円 (176,661千円) ※カッコ内は中核市分補助金を含む
特別養護老人ホーム 浮洲園(従来型) 429-3311		50	50	H10.11.1	4,348.69	4,293.75	H9年度 34,386千円 H10年度 143,050千円 H15年度 (33,110千円) H16年度 (14,190千円) H27年度 96,480千円 計 273,916千円 (321,216千円) ※カッコ内は中核市分補助金を含む
特別養護老人ホーム 浮洲園(ユニット型) 429-3311		60	60	H26.4.1			
特別養護老人ホーム のぞみ荘 450-1188		50	50	H10.11.1	7,764	2,760.63	H9年度 36,623千円 H10年度 152,164千円 H15年度 (29,907千円) 計 188,787千円 (218,694千円) ※カッコ内は中核市分補助金を含む
特別養護老人ホーム のぞみ荘(地域密着型) 450-1188		20	20	H26.4.1			
特別養護老人ホーム 庄の里(本館) 461-0033		50	50	H14.10.1	4,914	2,115.57	H13年度 46,848千円 H14年度 111,806千円 (223,135千円) H17年度 (19,298千円) H18年度 (12,866千円) 計 158,654千円 (302,147千円) ※カッコ内は中核市分補助金を含む
特別養護老人ホーム 庄の里(新館) 461-0033		30	30	H26.10.1			
特別養護老人ホーム 杉の子「元気の家」 462-6211		80	80	H15.11.1	7,598.31	5,057.90	H14年度 (26,084千円) H15年度 (64,331千円) H22年度 96,480千円 計 96,480千円 (186,895千円) ※カッコ内は中核市分補助金を含む
特別養護老人ホーム シルバーセンター後楽 698-7788		80	80	H3.6.26	15,648.24	4,229.12	※旧真備町が助成
特別養護老人ホーム 太陽の丘 440-5155		50	50	H17.12.1	5,295.91	2,940.17	H16年度 (24,298千円) H17年度 (24,298千円) 計 (48,596千円) ※カッコ内は中核市分補助金を含む
特別養護老人ホーム 碧山荘 485-1165		50	50	H19.12.1	3,612	3,954.30	H18年度 35,686千円 H19年度 142,744千円 計 178,430千円
特別養護老人ホーム もちどり(地域密着型) 444-7200		20	20	H22.8.1	2,202.28	702.03	H21年度 6,000千円 H22年度 14,000千円 計 20,000千円
特別養護老人ホーム あいの泉(地域密着型) 525-5022		29	29	H24.1.1	1,764.41	1,748.20	H23年度 121,500千円 計 121,500千円

名称	区分	入所定員	現員	開所年月日	敷地面積	建物面積	市建設助成	
特別養護老人ホーム くらしき 441-7000		人 50	人 50	H24.7.1	m ² 2,124.06	(延) m ² 3,503.40	H23年度 H24年度 計	53,529千円 124,901千円 178,430千円
特別養護老人ホーム グリーンビレッジ瀬戸内(地域密着型) 552-5112		29	29	H24.8.1	4,396.85	3,283.68	H23年度 H24年度 計	27,200千円 108,800千円 136,000千円
特別養護老人ホーム うらたの里(地域密着型) 441-5008		29	29	H24.10.1	3,144.89	1,606.02	H23年度 H24年度 計	53,529千円 124,901千円 178,430千円
特別養護老人ホーム ピースガーデン(地域密着型) 423-2000		29	29	H25.2.1	2,260.64	4,533.36	H24年度 計	136,000千円 136,000千円
特別養護老人ホーム クレールエステート悠楽(地域密着型) 698-6050		29	29	H26.6.1	7,296.91	2,535.50	H26年度 計	136,000千円 136,000千円
特別養護老人ホーム めばえ(地域密着型) 448-3345		29	29	H27.4.1	2,943.68	1,440.10	H26年度 計	139,480千円 139,480千円
特別養護老人ホーム ベネヴィータ王慈(地域密着型) 477-9500		29	29	H27.5.1	1,700.09	2,827.60	H26年度 計	139,480千円 139,480千円
特別養護老人ホーム 庄の里「なごやか」(地域密着型) 464-3800		29	29	H27.10.1	3,684.38	2,452.79	H27年度 計	139,480千円 139,480千円
特別養護老人ホーム ひかりの里(地域密着型) 523-2727		29	29	H29.10.1	4,871.69	1,680.26	H29年度 計	150,007千円 150,007千円
特別養護老人ホーム PPPプラザインモ通生(地域密着型) 454-5540		29	29	H29.11.1	5,424.97	2,480.12	H29年度 計	143,830千円 143,830千円
特別養護老人ホーム みどりの杜(地域密着型) 454-5770		29	29	R元.6.1	4,490.84	3,071.20	H30年度 計	150,007千円 150,007千円

③ 軽費老人ホームサービス費助成事業

軽費老人ホーム（ケアハウス）を市内に有する社会福祉法人に対し、サービス費を助成することにより、利用者の負担の軽減を図る。

年 度	H29	H30	R 1
事 業 費 (円)	219,971,000	223,275,000	218,811,000

軽費老人ホーム施設

地 区	名 称	所 在 地	電 話 番 号
倉 敷	浮 洲 園	粒江2500-1	429-3311
	ケ ア ハ ウ ス 倉 敷	亀山712-3	420-1100
	ド リ ー ム ガ ー デ ン 倉 敷	八軒屋275	430-1111
	ケ ア ハ ウ ス つ る が た	鶴形1-9-7	430-6700
	ケ ア ハ ウ ス 庄 の 里	山地1297	461-0036
水 島	オ パ ー ル	福田町福田234-1	450-1188
	ケ ア ハ ウ ス ち ど り	水島東千鳥町2-6	444-3500
児 島	シ ル バ ー ケ ア ハ ウ ス	児島柳田町355-1	474-1300
	ロ イ ヤ ル ウ イ ン グ	児島下の町5-2-15	474-0001
玉 島	あ い の 泉	玉島1719	525-5002
	グ リ ー ン ピ ア 瀬 戸 内	玉島陶856-1	525-1234

④ 介護老人保健施設

地 区	名 称	所 在 地	電 話 番 号
倉 敷	倉 敷 老 健	老松町4-3-38	427-1111
	福 寿 荘	中島831	466-0119
	倉 敷 藤 戸 荘	藤戸町藤戸1580	428-8523
	亀 龍 園	亀山679-1	429-0001
	サ ン ラ イ フ 倉 敷	下庄700-1	462-7111
	グ リ ー ン ピ ー ス	新田2791-4	434-0008
水 島	老 健 あ か ね	水島東千鳥町1-60	446-6541
	和 光 園	東塚5-4-50	455-5112
	み ず い ち り ハ ビ リ 苑	神田2-3-33	444-5333
児 島	オ ア シ ス K - 3	児島阿津2-7-53	472-0123
	倉 敷 あ い あ い え ん	串田660	470-2001
	倉敷シルバーナーシングホーム(従来型)	児島柳田町355-1	473-8810
	倉敷シルバーナーシングホーム(ユニット型)	児島柳田町355-1	473-8810
	老 健 い こ い の 家	児島小川9-1-46	474-3320
玉 島	ニ ュ ー エ ル ダ ー セ ン タ ー	玉島1334-1	526-5511
	秀 明 荘	玉島中央町1-4-8	523-0111
真 備	ラ イ フ タ ウ ン ま び	真備町箭田1130	698-9000

⑤ 老人福祉センター（指定者管理者制度を適用）

区分	施設名	西岡荘	有城荘	まきび荘	船穂センター
設置年月日		昭和43年6月1日	昭和47年6月1日	昭和55年4月7日	平成6年7月1日
指定管理者		倉敷市総合福祉事業団	倉敷市総合福祉事業団	倉敷市総合福祉事業団	倉敷市社会福祉協議会
電 話		423-2265	429-1711	698-6151	552-5200
住 所		西岡1824-2	有城710	真備町市場4661	船穂町船穂1861-1
施設の構造		鉄筋コンクリート平屋建 3棟	鉄筋コンクリート4階建 (内1階部分)	鉄筋ブロック平屋建	鉄筋コンクリート平屋建 (一部2階)
利用定員		200人	100人	250人	100人
開 荘 時 間		午前9時～午後5時15分	午前9時～午後5時15分	午前9時～午後5時15分	午前9時～午後5時15分

・利用状況

区分	H29				H30			
	西岡荘	有城荘	まきび荘	船穂センター	西岡荘	有城荘	まきび荘	船穂センター
施設名	西岡荘	有城荘	まきび荘	船穂センター	西岡荘	有城荘	まきび荘	船穂センター
開荘日数(日)	293	292	291	296	289	289	280	292
1日平均(人)	96	94	61	32	91	95	31	35
利用者(人)	28,265	27,574	17,666	9,562	26,431	27,534	8,696	10,196

区分	R 1			
	西岡荘	有城荘	まきび荘	船穂センター
施設名	西岡荘	有城荘	まきび荘	船穂センター
開荘日数(日)	289	289	290	291
1日平均(人)	88	94	59	35
利用者(人)	25,497	27,076	17,253	10,130

⑥ 憩の家(指定管理者制度を適用)

(R2. 4. 1現在)

区分	名称	倉敷市中央	倉敷市茶屋町	倉敷市中島	倉敷市天城	倉敷市笹沖	倉敷市庄
設置年月日		S57. 5. 7	S50. 1. 17	S53. 3. 18	S58. 5. 20	S59. 4. 21	S51. 4. 27
所在地		中央1-27-8	茶屋町1602	中島284-2	藤戸町天城1991	笹沖742-1	松島1007
電話		422-6720	428-3709	465-6155	428-7769	422-6391	462-6488
構造		鉄筋コンクリート (2階)	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート (2階)
敷地面積(m ²)		857.60	475	1,130	537.03	597	2,490
建築面積(m ²)		(延)406.51	230.30	306.51	192.14	183.20	(延)247.00
建設費 (千円)	県補助	4,800	2,500	4,100	3,800	3,825	3,500
	市費	76,700	26,340	45,695	32,379	29,055	33,640
	計	81,500	28,840	49,795	36,179	32,880	37,140
土地区分		市有地	市有地	市有地	市有地	市有地	民有地

倉敷市中洲	倉敷市豊洲	倉敷市庄東	倉敷市生坂	倉敷市西阿知	倉敷市豊洲中央	倉敷市古新田	倉敷市連島
S61. 4. 11	S58. 8. 13	H11. 5. 12	H12. 4. 13	H13. 4. 23	H16. 7. 1	S50. 6. 28	H23. 2. 4
酒津2675-1	五日市699-3	上東460-1	生坂2047	西阿知町西原 727-8	西田405-1	福田町古新田 726	連島中央 5-30-12
422-0382	463-0676	463-0224	463-6026	466-4006	482-2016	455-1977	445-0111
鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	木造	木造	木造	木造	鉄筋コンクリート	木造
1,196.25	564.21	1,870.19	1,207.72	1,006.73	1,099.60	1,500	1,226.00
182.12	192.14	203.30	214.63	203.71	236.18	267.33	311.36
3,900	3,800	2,200	2,200	-	-	2,500	-
29,362	22,200	91,210	73,485	73,260	69,620	28,980	89,801
33,262	26,000	93,410	75,685	73,260	69,620	31,480	89,801
市有地	市有地	市有地	市有地	市有地	市有地	市有地	市有地

倉敷市水島	倉敷市浦田	倉敷市連島北	倉敷市広江	倉敷市鶴新田	倉敷市児島	倉敷市稗田	倉敷市琴浦
H 2. 6. 5	S 62. 5. 8	H 2. 5. 14	H 14. 5. 25	H 16. 12. 13	S 49. 7. 13	S 56. 4. 1	S 51. 5. 15
水島東千鳥町 4-28	福田町浦田 2248-26	連島町西之浦 2157	広江 6-7-41	連島町鶴新田 2191-3	児島小川町 3672	児島稗田町 4066-7	児島田の口 2-10-33
448-8273	456-5934	465-0302	455-4013	446-2312	472-9571	472-6937	477-6738
鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	木 造	木 造	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート
651.98	701.56	2,147.23	1,098.88	1,108.00	1,006.74	701.13	914.85
180.50	184.76	169.75	213.64	233.97	244.0	247.18	267.33
5,950	-	6,000	-	-	2,000	国含む7,951	3,500
36,486	35,657	30,874	68,680	66,565	24,200	51,899	30,400
42,436	35,657	36,874	68,680	66,565	26,200	59,850	33,900
国 有 地	市 有 地	市 有 地	市 有 地	市 有 地	市 有 地	市 有 地	市 有 地

倉敷市下の町	倉敷市赤崎	倉敷市本荘	倉敷市下津井	倉敷市郷内	倉敷市玉島	倉敷市黒崎	倉敷市南浦
H 6. 6. 15	S 55. 10. 1	H 元. 5. 22	S 52. 4. 26	S 52. 4. 22	S 50. 5. 24	S 52. 4. 16	H 7. 4. 26
児島下の町 3-8-51	児島赤崎 2-8-2	児島塩生711	下津井田之浦 1-1-50	林692-3	玉島阿賀崎 1-10-8	玉島黒崎 4676-2	玉島黒崎 8171-1
472-1110	472-6917	475-0917	479-9668	485-2860	526-8718	528-2827	528-0088
鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート (2階)	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート
798.48	691.90	337.44	233.22	1,237.56	745.49	850	895.65
187.72	245.20	168.10	(延)215.31	300.86	261.53	265.89	160.00
6,450	4,200	-	3,850	3,850	2,500	3,850	5,883
48,900	42,317	34,230	23,974	38,118	35,118	36,772	64,300
55,350	46,517	34,230	27,824	41,968	37,618	40,622	73,167
市 有 地	市 有 地	市 有 地	市 有 地	民 有 地	市 有 地	民 有 地	市 有 地

倉敷市乙島	倉敷市長尾	倉敷市柏島	倉敷市柏島東	倉敷市穂井田	倉敷市船穂
S 60. 4. 30	S 57. 10. 14	S 62. 3. 5	H 18. 4. 1	H 2. 11. 5	H 17. 8. 1
玉島乙島 7470-23	玉島長尾 1655-1	玉島柏島 3035-1	玉島柏島 1532-23	玉島陶 1834-1	船穂町船穂 2836
525-4191	522-1034	525-0565	522-1217	525-5058	552-4095
鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	木 造	鉄筋コンクリート	鉄 骨 造 (2階)
446.04	1,015.82	964.77	1,263.09	1,331.00	323.00
184.76	265.38	184.35	216.13	200.37	(延)229.30
3,825	4,800	3,900	28,000	6,450	-
26,175	55,470	31,953	38,440	41,445	-
30,000	60,270	35,853	66,440	47,895	-
市 有 地	市 有 地	市 有 地	市 有 地	市 有 地	市 有 地

・利用状況（延べ人員）

施設名	年度	H29	H30	R 1
倉敷市 中 央 憩の家		17,295	14,875	20,011
〃 茶 屋 町 〃		13,969	14,257	14,186
〃 中 島 〃		17,195	17,449	18,432
〃 天 城 〃		9,299	9,474	9,111
〃 笹 沖 〃		8,996	8,716	8,655
〃 庄 〃		7,515	7,158	7,345
〃 中 洲 〃		7,433	6,922	7,665
〃 豊 洲 〃		4,574	3,031	4,396
〃 庄 東 〃		8,084	7,264	7,273
〃 生 坂 〃		7,951	8,135	7,979
〃 西 阿 知 〃		13,974	12,256	11,173
〃 豊洲中央 〃		9,760	9,357	8,698
〃 古 新 田 〃		8,781	9,549	9,952
〃 連 島 〃		23,667	24,707	23,039
〃 水 島 〃		7,665	7,816	7,135
〃 浦 田 〃		4,098	3,689	4,148
〃 連 島 北 〃		2,793	2,640	2,643
〃 広 江 〃		13,643	12,844	12,689
〃 鶴 新 田 〃		8,756	8,486	6,575
〃 児 島 〃		25,227	24,766	25,519
〃 稗 田 〃		7,432	7,559	7,086
〃 琴 浦 〃		4,722	5,046	4,576
〃 下 の 町 〃		10,259	10,077	9,471
〃 赤 崎 〃		5,328	5,207	4,753
〃 本 荘 〃		1,937	1,580	1,577
〃 下 津 井 〃		4,391	5,008	5,108
〃 郷 内 〃		6,080	6,283	6,340
〃 玉 島 〃		19,058	11,825	15,562
〃 黒 崎 〃		7,252	6,819	6,599
〃 南 浦 〃		3,980	4,392	4,163
〃 乙 島 〃		9,655	9,002	8,635
〃 長 尾 〃		6,103	5,566	5,592
〃 柏 島 〃		7,173	6,953	5,879
〃 柏 島 東 〃		15,432	15,851	14,248
〃 穂 井 田 〃		4,666	4,426	4,439
〃 船 穂 〃		8,019	9,019	9,147
計		342,162	328,004	329,799

(3) 権利擁護

・成年後見制度市長申立て

認知症高齢者等判断能力が十分でない人で、成年後見制度の申立をする親族等がない場合において、特に福祉を図るため必要と認める時、市長が申立を行う。

〈実績〉平成29年度 45件

平成30年度 42件

令和元年度 59件

・成年後見制度利用支援事業

成年後見制度における高齢者の被後見人等のうち、後見人等への報酬を負担することが困難と認める人に後見人等への報酬を助成する。

〈実績〉

年 度	助 成 件 数	助 成 額
H29	110件	23,825,119円
H30	136件	28,722,681円
R 1	138件	30,392,156円

・高齢者権利擁護事業（高齢者虐待防止対策）

高齢者相談専門員を配置して高齢者虐待の相談に対応するとともに、法的判断を必要とするケース等にも適切に対応するため、弁護士等専門職とアドバイザー契約を締結し、高齢者虐待の防止を図る。

〈相談実績〉

年 度	相談・通報件数	事 業 費
H29	133件	3,626,311円
H30	139件	3,120,278円
R 1	142件	3,311,780円

9. 児童福祉

(1) 保育所等の現況

① 数, 面積, 定員等

(小数点以下は四捨五入)

(R2. 4. 1現在)

区分	保育所数	敷地面積 (㎡)		延床面積 (㎡)		定員
		総面積	平均	総面積	平均	
公立	12+1分園	36,885	2,837	11,717	901	1,875
民間	68園	129,040	1,897	51,010	750	7,320
合計	80+1分園	165,925	2,048	62,727	774	9,195

(R2. 4. 1現在)

区分	認定 こども園数	敷地面積 (㎡)		延床面積 (㎡)		定員
		総面積	平均	総面積	平均	
公立	6園	19,566	3,261	5,222	870	851
民間	16園	56,261	3,516	19,312	1,207	3,264
合計	22園	75,827	3,446	24,534	1,115	4,115

(R2. 4. 1現在)

地域型保育事業(民間)	園数	定員
小規模保育事業	16園	295
事業所内保育事業(地域枠のみ)	13園	103
合計	29園	398

② 入所数の推移

(R2. 4. 1現在)

区分	平成30年度	平成31年度	令和2年度
入所申込状況	11,682	11,848	12,106
入所数	11,193	11,258	11,404

※平成30年度より従業員枠を含む

③ 年齢別児童入所数

(R2. 4. 1現在)

区分		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
倉敷	公立	13	109	126	167	182	202	799
	民間	336	811	857	861	815	851	4,531
水島	公立	6	38	54	73	69	80	320
	民間	145	355	391	409	396	375	2,071
児島	公立	10	83	93	116	143	138	583
	民間	85	182	206	213	245	227	1,158
玉島	公立	8	47	54	79	83	83	354
	民間	105	281	289	327	302	284	1,588
計	公立	37	277	327	435	477	503	2,056
	民間	671	1,629	1,743	1,810	1,758	1,737	9,348

※平成30年度より従業員枠を含む

④ 公立保育所

(R2. 4. 1現在)

施設	所在地	電話	敷地面積	延床面積	定員	職員数					認可年月日
						園長	保育士	調理従事者	その他	計	
老松	老松町4-12-52	423-1286	3,966	1,186	200	1	35	3	2	41	S43.6.29
豊洲	西田404-2	482-2152	2,347	846	160	1	21	0	1	23	S26.9.1
茶屋町	茶屋町165-2	428-0806	2,218	1,141	230	1	35	0	2	38	S32.5.1
大内	大内1048-1	423-2755	3,147	955	150	1	33	3	1	38	S49.4.1
大内保育園万寿分園	浜町2-3-1	422-2736			80	1	10	0	2	13	H16.4.1
第一福田	中畝8-14-27	455-8979	2,312	1,204	150	1	26	0	2	29	S23.11.24
水島	水島南春日町12-20	444-8879	2,036	844	150	1	25	0	1	27	S27.4.11
赤崎	児島赤崎2-11-34	472-2629	1,679	688	150	1	21	2	1	25	S27.4.1
田の口	児島田の口3-13-16	477-7346	2,022	1,153	120	1	16	2	1	20	S24.12.1
上の町	児島上の町4-6-72	472-6211	3,499	848	75	1	12	1	1	15	S42.5.4
稗田	児島稗田町2392	472-6207	2,179	693	90	1	13	1	1	16	S50.3.28
玉島	玉島1-14-15	522-2329	2,246	757	120	1	24	2	1	28	S45.4.1
まきびの里	真備町有井1270	698-0022	9,234	1,402	200	1	26	0	1	28	H4.3.31
合計(13)			36,885	11,717	1,875	13	297	14	17	341	

※大内保育園万寿分園は、幼稚園の敷地・建物を使用している。

⑤ 民間保育所

(R2. 4. 1現在)

施設	所在地	電話	敷地面積	延床面積	定員	職員数					認可年月日
						園長	保育士	調理従事者	その他	計	
若竹の園	中央1-6-12	422-0360	2,919	1,277	220	1	36	5	1	43	S23.8.1
東雲	生坂1427	462-9611	1,195	566	100	1	20	3	3	27	S24.7.20
龍昌	西岡1295-1	421-5187	1,994	872	170	1	19	4	2	26	S25.4.20
ひまわり	黒崎601-1	462-1879	1,372	972	190	1	24	5	1	31	S43.6.1
小谷かなりや	福井205	423-1809	1,945	1,106	230	1	32	4	3	40	S43.9.30
天城	藤戸町天城2388-12	428-2038	1,268	1,020	190	1	24	3	5	33	S44.4.1
帯江	二日市468-1	424-8298	1,343	739	120	1	17	3	1	22	S46.9.28
鳥の子	粒江2298	429-0538	905	604	120	1	19	3	1	24	S48.3.27
みどり	西富井1350-2	425-3843	2,212	807	130	1	22	2	1	26	S47.12.28
三和	大島287-3	421-7516	1,663	689	130	1	18	4	1	24	S51.3.31
中島	中島940-15	465-3927	1,178	450	120	1	19	2	0	22	S51.3.31
わかば	宮前388-5	421-4530	2,505	723	100	1	16	2	0	19	S51.3.31
羽島	羽島233-1	425-0023	2,198	783	120	1	16	0	1	18	S52.3.31
昭和	昭和2-2-18	423-0131	1,961	835	130	1	21	3	1	26	S54.4.1
清心	上富井161-1	422-4707	1,552	884	150	1	23	2	1	27	S54.4.1
中洲	安江550-63	425-8310	2,543	815	130	1	20	3	1	25	S55.3.31
片島	片島町34-3	465-4730	4,941	2,035	200	1	32	5	4	42	S56.4.1
新田	新田2386-6	424-6616	2,275	860	190	1	25	4	1	31	S57.4.1
杉の子第二	徳芳36-4	462-8312	3,407	1,055	130	1	19	3	0	23	S57.4.1
はやおき	茶屋町早沖978-2	429-0615	1,603	649	110	1	14	2	2	19	H13.3.30
小谷かなりや第二	堀南1012-2	435-0056	1,532	834	120	1	22	5	2	30	H21.9.1
ちゃや	茶屋町1980-5	441-0001	3,100	544	80	1	14	2	0	17	H22.12.28
かめやま	亀山545-10	441-4881	2,006	637	100	1	16	2	1	20	H25.9.26
ひまわり乳児	中庄団地138-282	463-6550	989	590	75	1	18	2	1	22	H26.10.23
笹沖	笹沖567-2	486-4545	2,358	839	110	1	18	3	0	22	H26.9.26
みらい	日吉町213-1	421-0301	1,118	806	90	1	13	2	1	17	H26.10.28

施設	所在地	電話	敷地面積	延床面積	定員	職員数					認可年月日
						園長	保育士	調理従事者	その他	計	
西田	西田15-1	454-6112	1,472	661	60	1	10	0	0	11	H30.4.1
庄	上東817-4	462-4812	3,582	816	180	1	23	4	0	28	S48.4.1
くらしきマチナガ乳児	昭和1-3-28	441-1266	1,420	264	30	1	4	0	1	6	R2.4.1
ドルフィン・キッズ	八王寺町188-1	476-2235	1,718	644	90	1	11	3	4	19	R2.4.1
あしたか	笹沖162-5	436-7750	2,663	1,089	90	1	12	3	1	17	R2.4.1
真言	呼松2-4-1	455-7067	924	460	40	1	11	1	0	13	S40.4.1
聖和	水島南瑞穂町4-3	446-1896	318	397	60	1	10	3	2	16	S23.8.1
親和	水島南亀島町24-1	444-3411	1,129	928	110	1	10	2	0	13	S23.8.1
乳児親和	水島南亀島町16-18	444-3411	506	546	40	1	8	2	1	12	S45.3.17
弘恵	広江5-5-60	455-9831	2,990	1,852	200	1	27	3	3	34	S44.5.1
ゆりかご	福田町福田1504	455-7812	1,273	793	150	1	24	4	2	31	S47.12.25
小ざくら乳児	水島北幸町2-3	446-2216	959	946	90	1	27	3	1	32	S50.4.1
連島東	連島町連島849	448-5485	1,492	948	100	1	19	4	1	25	S53.4.1
浦田	福田町浦田2380-31	455-7331	2,207	852	130	1	32	3	1	37	H25.3.18
第三福田	呼松1-5-15	455-8779	1,746	658	90	1	13	2	1	17	S23.11.24
小ざくら第二	連島町鶴新田1081-7	446-2218	1,123	316	30	1	8	1	0	10	S56.10.1
連島	連島中央5-1-36	444-7969	1,786	674	90	1	16	2	4	23	S38.10.1
連島北	連島町西之浦5066	466-5088	2,297	639	90	1	14	2	2	19	H25.6.27
竜王	児島小川4-5-13	472-4388	5,681	1,602	240	1	34	8	3	46	S23.12.1
青葉	下津井2-3-25	479-9309	702	410	20	1	3	1	0	5	S28.5.1
田之浦	下津井田之浦2-3-22	479-9236	960	553	20	1	6	2	1	10	S30.12.16
若杉	曾原1142	485-4176	2,126	647	120	1	21	1	0	23	S35.6.1
下の町乳児	児島下の町4-4-10	472-5251	1,823	653	50	1	16	2	1	20	S50.3.28
みちる	福江432-1	485-3883	2,303	428	70	1	12	3	0	16	S52.3.31
中山	児島小川10-10-27	472-0648	3,302	833	120	1	20	3	1	25	S53.4.1
琴浦中	児島下の町9-12-ア8	472-5705	2,007	588	60	1	14	1	1	17	H25.3.18
和井田	児島下の町2-1-10	473-5605	1,515	787	90	1	17	2	1	21	H26.3.26
本荘	児島塩生512	475-1741	2,535	523	70	1	11	2	1	15	H25.3.18
唐琴王子	児島唐琴4-13-9	477-8876	1,923	555	40	1	6	2	0	9	H25.3.18
富田	玉島八島1899-1	522-4355	3,087	835	160	1	16	3	1	21	S23.8.1
こばと	玉島長尾2621	522-2778	4,400	864	90	1	10	2	0	13	S26.6.1
ロンビニ	玉島八島4163-1	522-2046	871	362	90	1	16	2	2	21	S31.6.28
瀬崎	玉島乙島4502-2	522-3267	847	781	100	1	18	2	1	22	S33.2.1
沙美	玉島黒崎6886-7	528-0437	1,252	395	45	1	7	0	0	8	S31.11.7
池畝	玉島道口3877-17	522-5530	606	437	20	1	5	1	0	7	S23.8.1
柏島	玉島柏島2686-2	526-0160	830	418	80	1	17	2	0	20	S44.5.31
いずみ乙島	玉島乙島2245	526-8543	1,999	780	120	1	15	2	3	21	S50.3.28
よしうら	玉島1898-1	526-6905	1,415	411	90	1	16	2	1	20	S51.3.31
八幡	玉島柏島5604-1	526-7281	2,008	601	110	1	18	3	1	23	S51.5.7
上成	玉島1614-5	526-3028	1,458	711	110	1	15	3	2	21	H25.3.18
黒崎	玉島黒崎3908	528-0303	1,479	438	80	1	13	2	1	17	H25.3.18
船穂	船穂町船穂2627-1	552-4695	2,224	924	100	1	21	3	0	25	S24.11.10
合計 (68)			129,040	51,010	7,320	68	1,163	174	80	1,485	

⑥ 公立認定こども園

(R2. 4. 1現在)

類 型	認定こども園名	住 所 電 話	敷 地 面 積	延 床 面 積	定員	職 員 数					認可年月日
						園長	保育教諭	調理従事者	その他	計	
幼保連携型	中洲認定こども園	水江1594-1 465-1310	4,998	1,460	240	1	21	0	2	24	H27.4.1
幼保連携型	第五福田 認定こども園	水島東千鳥町4-21 444-8679	1,645	467	120	1	17	0	2	20	R2.4.1
幼保連携型	柳田認定こども園	児島小川9-3-1 472-3685	5,813	887	150	1	17	0	1	19	H28.4.1
幼保連携型	乙島東認定こども園	玉島乙島7416-6 522-3018	2,352	660	105	1	14	0	1	16	H28.4.1
幼保連携型	穂井田認定こども園	玉島陶1834 526-0354	1,523	374	56	1	14	1	2	18	H28.4.1
幼保連携型	琴浦西認定こども園	児島下の町5-3-15 472-3318	3,235	1,374	180	1	22	0	1	24	H29.4.1
合 計 (6)			19,566	5,222	851	6	105	1	9	121	

⑦ 民間認定こども園

(R2. 4. 1現在)

類 型	認定こども園名	住 所 電 話	敷 地 面 積	延 床 面 積	定員	職 員 数					認可年月日
						園長	保育教諭	調理従事者	その他	計	
幼保連携型	かわさきこども園	二子177-7 486-2277	6,487	1,800	114	1	19	2	2	24	H30.4.1
幼稚園型	認定こども園 竹中幼稚園	鶴形1丁目5-15 422-2827	1,976	865	135	1	12	0	2	15	S55.3.27
幼保連携型	幼保連携型認定こども園 遍照こども園	西阿知町465-1 465-1728	1,699	1,150	175	1	24	3	2	30	R2.4.1
幼保連携型	すぎのこ 認定こども園	徳芳504 462-6203	1,529	1,288	185	1	23	5	4	33	R2.4.1
幼稚園型	認定こども園 あさひ幼稚園	東塚7丁目13-13 456-2533	7,744	1,542	500	1	33	0	3	37	S52.2.24
幼保連携型	幼保連携型認定こども園 小ざくら保育園	水島北幸町2-3 446-2022	2,810	1,137	255	1	24	0	1	26	H27.4.1
幼稚園型	認定こども園 第二まこと幼稚園	鶴の浦2-3-10 444-3094	8,578	965	330	1	21	0	2	24	S43.3.22
保育所型	保育所型認定こども園 のぞみ保育園	神田1-20-23 446-5252	1,717	926	185	1	30	4	3	38	S30.4.16
幼保連携型	幼保連携型認定こども園 めばえ保育園	連島町鶴新田2235-3 444-3625	1,119	702	105	1	20	5	1	27	H31.4.1
保育所型	かがやき 認定こども園	北畝1-10-45 455-6628	1,787	1,464	245	1	30	5	3	39	S45.3.17
保育所型	しおかぜ認定こども園	下津井1483-1 479-7346	3,574	990	105	1	17	1	3	22	S51.5.31
保育所型	三宝認定こども園	児島味野城2-1-5 473-5063	3,060	1,769	245	1	25	5	3	34	S37.4.1
幼保連携型	くらしき作陽大学 附属認定こども園	玉島長尾3524-5 436-0278	5,742	1,462	135	1	14	4	1	20	H27.4.1
幼稚園型	認定こども園 海星幼稚園	玉島中央町1-4-20 526-7748	3,694	1,672	270	1	20	0	2	23	H30.4.1
幼保連携型	幼保連携型認定こども園 たから保育園	船穂町船穂3345 552-2055	2,805	609	115	1	18	3	1	23	R2.4.1
幼保連携型	幼保連携型認定こども園 真備かなりや保育園	真備町辻田268-1 698-2098	1,940	971	165	1	24	4	2	31	R2.4.1
合 計 (16)			56,261	19,312	3,264	16	354	41	35	446	

⑧ 地域型保育事業

(R2. 4. 1現在)

類 型	施 設 名	住 所	電 話	定 員	う ち 地 域 枠	認可年月日
小規模保育事業	小谷かなりや小規模保育園	福井208-7	422-4000	19		H27. 4. 1
小規模保育事業	ソラ小規模保育園	白楽町591-1 (亀山ビル2F)	441-5625	19		H27. 4. 1
小規模保育事業	遍照小規模保育園	西阿知町471	486-5853	19		H27.10.1
小規模保育事業	ニチイキッズ茶屋町小規模保育園	茶屋町695-1	420-0122	19		H28. 4. 1
小規模保育事業	庄なかよし小規模保育園	上東823-8	462-2220	19		H28. 4. 1
小規模保育事業	ニチイキッズみずえ小規模保育園	水江868-8	460-1070	19		H29. 4. 1
小規模保育事業	みちる小規模保育園	藤戸町天城95	486-1186	19		H30. 4.16
小規模保育事業	たけなかほいくえん	阿知2-6-3	527-6858	18		H31. 4. 1
小規模保育事業	小規模保育園もくもく	沖新町63-6 (CMCビル1F)	476-1800	19		H31. 4. 1
小規模保育事業	帯江小規模保育園	二日市469-1	436-7698	12		R元. 5. 1
小規模保育事業	小ざくら小規模保育園	水島青葉町1-18	486-1130	18		H28. 4. 1
小規模保育事業	めばえ小規模保育園	連島町鶴新田2237-1	441-0703	19		H29. 4. 1
小規模保育事業	遍照連島小規模保育園	連島中央5-9-15	444-7600	19		H30. 4. 1
小規模保育事業	めばえ第二小規模保育園	連島町鶴新田2237-1	476-1106	19		R2. 4. 1
小規模保育事業	真備かなりや小規模保育園	真備町辻田173-1	441-3901	19		H27. 4. 1
小規模保育事業	真備かなりや第二小規模保育園	真備町辻田258-3	441-5961	19		H29. 4. 1
事業所内保育事業	倉敷中央病院 美和保育園	美和1-1-1	422-9177	45	12	H27. 4. 1
事業所内保育事業	キッズコートくらしき	青江908-1	486-2214	15	4	H27. 4. 1
事業所内保育事業	そうしんかい ぼっ歩保育園	茶屋町1720-1	420-0084	19	5	H27. 4. 1
事業所内保育事業	倉敷記念病院 ファムレウタ	中島770-1	466-3569	25	6	H27.10.1
事業所内保育事業	ヤクルト保育園 おいまつ	老松町3-14-20	441-2219	30	18	H29. 4. 1
事業所内保育事業	ぼっ歩保育園平田	平田855	430-4520	19	5	H31. 4. 1
事業所内保育事業	スイートキッズクラブ	中庄3542-1	090-6558-7361	30	7	H31. 4. 1
事業所内保育事業	NICONICO保育園	西岡1154	436-7682	19	16	R元.10.1
事業所内保育事業	あさひ幼稚園 乳幼児センター	東塚7-13-13	456-2533	6	3	H30. 7. 1
事業所内保育事業	医療法人天馬会 たけの子すくすく保育室	林2124	485-6555	12	4	H27. 4. 1
事業所内保育事業	あすなろ園事業所内保育施設 八幡乳児保育園	玉島勇崎1044-5	441-5400	19	13	H28. 5. 1
事業所内保育事業	スマイル保育園	玉島750-3	441-7318	25	6	H29.11.1
事業所内保育事業	ナーサリーあんど	真備町川辺2000-1	698-0123	12	4	H28. 9. 1

⑨ 保育所保育士配置基準（国基準）

区 分	0 歳 児	1, 2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児
児童数：保育士数	3 : 1	6 : 1	20 : 1	30 : 1

⑩ 認可外保育施設

(R2. 4. 1現在)

区 分	倉 敷	水 島	児 島	玉 島	合 計
病 院 内 保 育 所	5	2	1	4	12
企 業 内 保 育 所	8	4	0	3	15
そ の 他	10	3	2	0	15
合 計	23	9	3	7	42

(2) 保育所等での多様なサービスの実施

① 夜間保育所

保 育 所 名	小ざくら第二保育園（認可）
定 員	30人
委 託 料	国基準運営費
保 育 時 間	11：00～22：00

② 一時預かり事業

・一般型

ア 目 的

保護者のパートタイム勤務等の就労、保護者の傷病等による緊急時の保育及び私的な理由等による一時的な保育需要に対応する。

イ 対 象 者

市内に居住する保育所、認定こども園若しくは地域型保育事業所（子ども・子育て支援法第43条第1項の規定による確認を受けた事業所をいう。以下同じ。）を利用していない就学前児童又は認定こども園を利用している児童のうち法第20条の認定（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）を受けているもの

ウ 実 施 園

天城保育園、竜王保育園、三宝認定こども園、いずみ乙島保育園、若竹の園、黒崎保育園、かがやき認定こども園、船穂保育園、幼保連携型認定こども園真備かなりや保育園、幼保連携型認定こども園遍照こども園、連島東保育園、すぎのこ認定こども園、新田保育園、幼保連携型認定こども園小ざくら保育園、こばと保育園

エ 実 施 時 間

原則として、毎週月曜日から土曜日までの通常の保育時間内

オ 費 用

必要経費の一部を自己負担 利用料（飲食費含む）1日 2,000円、半日 1,300円（生活保護世帯及び市民税非課税世帯のうちひとり親世帯等は300円）

カ 令和元年度実績 委託料 87,427,400円

③ 病児・病後児等保育事業

（倉敷市病児・病後児等保育事業実施要綱 平成7年4月1日施行）

・病児・病後児保育

ア 目 的

病気の児童を医療機関に付設された専用スペースで一時的に受け入れることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援する。なお、平成29年4月から市町域を越えた病児保育施設の広域利用が始まり、他市町の施設も利用可能となった。

イ 対 象 者

病気のため集団保育が難しい児童

ウ 実 施 施 設

市内 あさき病児保育室、玉島病院病児保育室、病児保育所はしま、ももっ子病児保育ルーム
市外 岡山市6施設、玉野市・瀬戸内市・笠岡市・総社市・備前市各1施設

エ 費用 日額 2,500円 (生活保護世帯及び市民税非課税世帯のうちひとり親世帯等は500円)
オ 令和元年度実績 市内施設利用者数 延 4,667人 (内270人は市外児童利用者数), 委託料 74,683,000円
市外施設利用者数 延 302人, 負担金 1,464,690円

・派遣型一時保育

ア 目的 保護者の傷病, 入院等により緊急かつ一時的に保育が必要となる児童の自宅に保育士等を派遣することにより, 児童の健全な育成及び資質の向上に寄与する。
イ 実施施設 小ざくら地域子育て支援センター
ウ 費用 4時間まで 1,500円, 4時間以上 3,000円 (所得に応じて減免あり)
エ 令和元年度実績 利用者数 延 8人 委託料 24,000円

④ 延長保育

ア 目的 保護者の就労形態の多様化, 通勤時間の増加等に伴う延長保育需要に対応する。
イ 対象者 子ども・子育て支援法第20条の認定 (法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。) を受けた児童であって, 当該延長保育の利用の申込みに係る実施園を現に利用しているもの
ウ 実施園数 公立 9園, 民間 77園
エ 費用 実施園によって異なる (公立 1ヵ月3,500円 1日350円) (所得等に応じて減免あり)
オ 令和元年度実績 委託料 75,093,050円 (民間・公設民営)

⑤ 休日保育事業

ア 目的 保護者の就労形態の多様化に伴う勤務の事情等により, 就学前児童を家庭において休日に保育できない場合に, 保育所で保育することにより, 保護者の子育てと就労の両立を支援する。
イ 対象者 市内に居住する就学前児童
ウ 実施園 すぎのこ認定こども園, 天城保育園, 幼保連携型認定こども園遍照こども園, 竜王保育園, 幼保連携型認定こども園真備かなりや保育園, 幼保連携型認定こども園小ざくら保育園
エ 実施時間 日曜・祝日のおおむね7:30~18:00
(ただし, 12月31日から翌年1月3日までは除く)
オ 費用 3歳未満児 日額2,200円
3歳以上児 日額1,800円
(弁当持参)
カ 令和元年度実績 委託料 16,968,000円

(3) 保育料

倉敷市保育所等（2号，3号認定）保育料月額表

対象施設：保育所，認定こども園，小規模保育事業，事業所内保育事業

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		保育料月額（円）			
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯	0			
B	A階層を除き，当該年度分（4月から8月までの間における保育料については，前年度分）の市町村民税額が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	0 （無料）	0 （無料）	
C		1	市町村民税均等割額のみ		12,800 (12,400)
		2	所得割額が11,000円未満		14,400 (14,000)
		3	11,000円以上30,000円未満		17,000 (16,600)
		4	30,000円以上48,600円未満		19,400 (19,000)
		5	48,600円以上62,000円未満		22,000 (21,600)
		6	62,000円以上75,000円未満		25,800 (25,200)
		7	75,000円以上97,000円未満		26,400 (25,800)
		8	97,000円以上109,000円未満		31,800 (31,200)
		9	109,000円以上139,000円未満		33,400 (32,800)
		10	139,000円以上169,000円未満		39,400 (38,600)
		11	169,000円以上199,000円未満		42,800 (42,000)
		12	199,000円以上229,000円未満		45,600 (44,800)
		13	229,000円以上301,000円未満		47,000 (46,200)
		14	301,000円以上397,000円未満		47,800 (46,800)
15	397,000円以上	55,000 (54,000)			

※下段（ ）内の数字は保育短時間の月額

※同一世帯から2人以上の子どもが保育所等を利用している場合又は保育所等を利用している子どもの就学前の兄弟が保育料軽減施設等を利用している場合，年齢の高い順に2人目は半額，3人目以降は無料になります。

※就学前の兄弟が下記施設等に入所（を利用）している場合は，所定の様式による申出が必要です。

【保育料軽減対象施設等】

私立幼稚園（私学助成対象園）・企業主導型保育事業実施施設・特別支援学校幼稚部・
児童心理治療施設通所部・児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援

・保育料軽減措置

（単位：千円）

年 度	H29	H30	R 1
国の基準による徴収額	3,608,364	3,586,229	2,523,624
市の基準による徴収額	2,576,372	2,524,705	1,784,202
軽減額（市負担額）	1,031,992	1,061,524	739,422
対 国 基 準 割 合	71.4%	70.4%	70.7%

(4) 民間保育所への助成

① 民間保育所運営委託料（令和2年度）

（目 的）

保育所入所児童の保育の質と保育環境の向上を図るため、施設運営に要する経費を補助する。

令和2年度予算額 委託料 979,492千円

② 民間保育所等運営資金貸付要綱（昭和50年5月1日施行）

（目 的）

本市内に設置した認可民間保育所等の経営に必要な資金を予算の範囲内で貸付けることにより、民間保育所等の保育事業の円滑な運営に資する。

（貸付期間）

5年間を限度とする。

③ 民間社会福祉施設等整備費補助金

保育所等の新築、増改築等をする場合、保育所等整備交付金交付要綱等により算定された補助金の交付額を補助する。また、単市補助事業として、大規模修繕、乳幼児用プール設置等に対し補助金を交付する。

④ 認可外保育施設への運営費助成

（根拠 倉敷市認可外保育施設補助金交付要綱 平成15年6月16日施行）

令和元年度実績 5施設 補助金 2,032,400円

(5) 児童の養育支援

① ファミリー・サポート・センター事業

(ア) 目 的

市内に在住又は通勤する労働者の仕事と子育ての両立支援及び子どもをもつすべての者の子育て支援の環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行い、労働者の福祉の増進及び児童の福祉の向上を図る。

(イ) 内 容

「子育ての支援を受けたい人」を依頼会員、「子育ての支援を行いたい人」を提供会員とし、保育所・幼稚園の送迎及び帰宅後の預かり、小学校・児童クラブの迎え及び帰宅後の預かりのほか、子どもが軽度の病気の場合などに相互援助活動を行っている。

(ウ) 対 象 者

・サポート対象

0歳～小学6年生

・依頼会員

0歳～小学6年生の子どものいる人

市内在住または勤務地が市内にある子どもを持つ人

・提供会員

倉敷市在住で子どもを預かることができる人 等

※依頼・提供会員の両方の会員になることもできる

(エ) 事業実績

(各年度3月31日現在)

年 度	H29	H30	R 1
依 頼 会 員	1,774人	1,892人	1,914人
提 供 会 員	563人	581人	600人
両 方 会 員	255人	218人	202人
活 動 件 数 (月 平 均)	491件	577件	536件

② 地域子育て支援拠点事業

(ア) 目 的

地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進する。

(イ) 内 容

- ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ・子育て等に関する相談、援助の実施
- ・地域の子育て関連情報の提供
- ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

(ウ) 実施箇所

倉敷市子育て支援センター	(H13年4月～)	倉敷市笹沖180 (くらしき健康福祉プラザ内)
あまき子育て支援センター	(H 8年4月～)	倉敷市藤戸町天城2388-12 (天城保育園内)
遍照地域子育て支援センター	(H18年8月～)	倉敷市西阿知町465-1 (遍照こども園内)
地域子育て支援センター杉の子	(H19年7月～)	倉敷市徳芳504 (すぎのこ認定こども園内)
子育て支援センター新田	(H20年4月～)	倉敷市新田2386-6 (新田保育園内)
みんなの広場 ぼっかぼか	(H21年4月～)	倉敷市美和1-8-5 (山内服装専門学校2階)
ちゃやっこひろば・チカク	(H24年10月～)	倉敷市茶屋町269-1 (植野ビル2階)
子育てひろば「ほっとハウス」	(H28年10月～)	倉敷市上富井628-12
三宝すくすくらんど	(H15年4月～)	倉敷市児島味野城2-1-5 (三宝認定こども園内)
竜王地域子育て支援センター	(H19年4月～)	倉敷市児島小川4-5-13 (竜王保育園内)
倉短ひろば“くららっこ”	(H23年6月～)	倉敷市児島稗田町160 (倉敷市立短期大学内)
地域子育て支援センターよしうら	(H15年4月～)	倉敷市玉島1898-1 (よしうら保育園内)
ひろば・わたぼうし	(H20年4月～)	倉敷市玉島乙島1105-13
玉島児童館つどいの広場	(H22年6月～)	倉敷市玉島中央町3-9-12 (玉島児童館内)
さくよう森の広場「どんぐりっこ」	(H25年2月～)	倉敷市玉島長尾3524-5 (くらしき作陽大学内)
小ざくら地域子育て支援センター	(H 2年10月～)	倉敷市水島北幸町2-5 (ひろばにじいろ内)
子育てスペース「ピヨピヨひろば」	(H21年5月～)	倉敷市福田町古新田802-16
交流スペース「ピョンピョンひろば」	(H23年2月～)	倉敷市連島中央5-30-12 (連島憩の家内)
船穂地域子育て支援センター	(H14年4月～)	倉敷市船穂町船穂2627-1 (船穂保育園内)
地域子育て支援センター真備かなりや	(H18年4月～)	倉敷市真備町辻田261-3

(エ) 事業実績

(各年度3月31日現在)

年 度	H29	H30	R 1
拠 点 数 (箇所)	20	20	20
延 利 用 者 数 (人)	187,082	182,339	182,490

※延利用者数に玉島児童館つどいの広場は含まれていない。(児童館利用者として別途計上)

③ 子育て広場開設事業

(ア) 目 的

乳幼児には発達過程における最適な遊び場や遊び相手を、保護者には子育ての相談相手や情報交換、仲間づくりの場を提供し、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進する。

(イ) 内 容

育児経験豊かなボランティア（ネットワーク）が、様々な支援を行う。

- ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ・子育て等に関する相談、援助の実施
- ・地域の子育て関連情報の提供

(ウ) 実施箇所

10箇所（公立幼稚園等）

④ 子育てサロン推進事業

（根拠法令 倉敷市子育てサロン推進事業補助金交付要綱 平成20年4月1日施行）

(ア) 目 的

子育てにかかる負担をやわらげ、家庭や地域で安心とゆとりを持って楽しく子育てできる環境をつくる。

(イ) 内 容

概ね小学校区の子育て親子（概ね0～3歳児と保護者）が自由に集い、交流や仲間づくりを行う場を、公共施設などを活用して設置・運営する団体に補助金を支給する。

子育てに関する知識を有する市内に活動拠点を置く団体で、概ね月1回以上かつ1回当たり2時間程度実施する。

(ウ) 補助金額（令和2年4月1日現在）

- ・設立補助 上限3万円
- ・活動補助 年間経費 年額2万円以内（三世代交流の場合は、年額3万円以内）
活動経費 実施回数×2,000円以内。上限年額4万円。
（三世代交流の場合は、実施回数×4,000円以内。上限年額6万円。）

(エ) 事業実績

（各年度3月31日現在）

年 度	実施団体数	補助金額
H29	13	614,262円
H30	15	704,539円
R 1	14	593,595円

⑤ 子育て支援短期利用事業

（根拠法令 倉敷市子育て支援短期利用事業実施要綱 平成6年7月1日施行）

(ア) 目 的

児童を養育している家庭の保護者が、疾病等の社会的な事由により家庭での養育が一時的に困難となった場合に、当該児童を児童福祉施設で一時的に養育（24時間のケア）する。

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合、母子生活支援施設で、その保護者及び児童の当面の宿泊先を確保する。

(イ) 対 象 者

児童の保護者が①疾病、②出産、③看護、④事故、⑤災害の事由により、一時的に家庭において養育できない場合で、市長が必要と認めた児童

緊急に一時保護が必要と認められる母子

(ウ) 利用期間

7日以内、母子生活支援施設は5日以内（ただし市長が認めたときは、必要最小限の範囲内で延長可能）

(エ) 実施施設

子育て支援短期利用事業 旭川乳児院（岡山市） 玉島学園（倉敷市）
母子緊急一時保護事業 鶴心寮（倉敷市）

(オ) 費 用（必要経費の一部を自己負担）

利 用 料 日 額	生活保護世帯		その他の世帯
	市民税非課税世帯かつひとり親世帯	市民税非課税世帯	
2歳未満児	500円	1,100円	5,350円
2歳以上児	500円	1,000円	2,750円

母子生活支援施設は、H26年度より指定管理者の実績に応じて委託料を支払う

(カ) 事業実績

子育て支援短期利用事業

年 度	利 用 者 数	事 業 費
H29	59人	1,502,850円
H30	98人	1,864,600円
R 1	169人	2,819,300円

母子緊急一時保護事業（平成23年12月から実施）

年 度	利 用 世 帯 数	利 用 者 数
H29	3世帯	7人
H30	5世帯	15人
R 1	3世帯	7人

⑥ 養育支援訪問事業

（根拠法令 倉敷市養育支援訪問事業実施要綱 平成21年4月1日改正・児童福祉法 平成24年8月22日改正）

(ア) 目 的

児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な家庭に対し、過重な負担がかかる前の段階において、当該家庭において安定した児童の養育が可能となるよう保健・福祉等の専門職員を家庭に派遣する。

(イ) 対 象 者

出産後間もない時期の養育者が、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭、又は虐待のおそれや、そのリスクを抱える家庭であり、一般の子育て支援サービスを利用することが難しい家庭を対象とする。

また、妊娠時から継続的な支援を必要とする家庭も対象とする。

(ウ) 事業実績

年 度	訪 問 員 数	訪 問 回 数	事 業 費
H29	7人	1,537回	5,216,302円
H30	7人	1,225回	4,119,357円
R 1	6人	1,533回	5,162,165円

⑦ 産じょく期ヘルパー派遣事業

（根拠法令 倉敷市病児・病後児等保育事業実施要綱 平成7年4月1日施行）
 倉敷市養育支援訪問事業実施要綱 平成21年4月1日改正）

(ア) 目 的

産後の体調不良のため、家事及び育児が困難な核家族の家庭等に保育士等を派遣する。

(イ) 実施施設

小ざくら地域子育て支援センター、竜王地域子育て支援センター、みんなの広場 ぽっかぽか、ひろばわたぼうし

(ウ) 費 用

2時間まで 1,610円、4時間まで 3,220円 ※所得に応じて減免あり

(エ) 事業実績

年 度	利 用 者 数	利 用 回 数	事 業 費
H29	31人	232回	373,520円
H30	22人	134回	215,740円
R 1	35人	133回	239,890円

⑧ こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）平成21年10月より開始

（ 根拠法令 倉敷市こんにちは赤ちゃん事業実施要綱 平成21年10月1日施行 ）
 （ 改正・児童福祉法 平成24年8月22日改正 ）

(ア) 事業概要

生後4か月までの乳児のいる家庭に対し、保健師、助産師、看護師又は保育士の資格を有する訪問員による家庭訪問を実施し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言により、適切なサービス提供につなげ、乳児家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る。

年 度	訪 問 対 象 件 数	訪 問 件 数	事 業 費
H29	4,385人	4,317人	11,906,780円
H30	4,109人	4,070人	11,343,411円
R 1	4,012人	3,685人	10,236,482円

⑨ 赤ちゃん相談ダイヤル事業（平成19年7月より開始）

(ア) 事業概要

子育てについてさまざまな不安や悩みを持つ乳幼児のいる保護者からフリーダイヤルによる相談に応じ、子育て支援に関する情報提供やサービス提供につなげる。

年 度	相 談 件 数	事 業 費
H29	731件	5,473,355円
H30	496件	5,392,226円
R 1	317件	5,256,307円

(6) 児童の健全育成

① 家庭児童相談室（根拠 厚生省事務次官通知 昭和39年4月22日発児第92号）

(ア) 配置状況（平成29年4月1日現在）

倉敷家庭児童相談室（専任相談員 1名） 水島家庭児童相談室（専任相談員 1名）
 児島 〃 （ 〃 1名） 玉島 〃 （ 〃 1名ただし水曜日を除く）
 真備 〃 （専任相談員 1名※）※玉島家庭児童相談室の相談員が兼任（水曜日のみ）

(イ) 相談事業実績

地 区	倉 敷	水 島	児 島	玉 島（真備含む）
平成29年度	161	120	89	147
平成30年度	161	85	40	89
令和元年度	155	104	60	130

※月～金曜の9：00～16：00 各保健福祉センター福祉課（本庁は子ども相談センター）（ただし玉島は水曜日をのぞく。真備は水曜日のみ。）

② こどもあいカードの配布（平成16年4月開始）

(ア) 事業概要

子どもの側から発信できる「こどもあいカード」又は、紹介チラシを市内在住の小学1年生から6年生全員に配布し、子ども相談センター家庭児童相談室の専任相談員が相談を受け、年々増加する児童虐待の早期発見、早期対応を図る。

また、平成17年度から留守番電話対応となっていた夜間休日の相談についても、即時対応するため、児童養護施設玉島学園へ委託した。

(イ) 相談日時

月～金曜日 8：30～16：00（専任相談員及び子ども相談センター職員による対応）
 〃 16：00～22：00（玉島学園に委託して専門職員で対応）（17年度より）

土・日・祝日 8：30～22：00 〃
 ※その他の時間帯は玉島学園での留守番電話対応による。

(ウ) 電話相談件数実績

年 度	電話相談件数
H29	90
H30	86
R 1	79

③ 児童館

(根拠法令 児童福祉法 第40条 倉敷市児童館条例 昭和45年4月1日 施行)

(ア) 施設概要

(令和2年4月1日現在)

児童館名	倉敷児童館	倉敷北児童センター	水島児童館	児島児童館	玉島児童館	真備児童館
設置年月日	S47. 4. 1	S61. 4. 1	S50. 6. 1	H16.6.1(移転)	H22.6.26(移転)	H17. 2. 16
電 話	429-1791	422-6539	448-0650	473-2844	526-3400	697-0831
ファックス	428-7067	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
構 造	鉄筋コンクリート造(2階建)				同左(3階建)	鉄骨造平屋建
敷地面積(m ²)	2,353.00	2,455.30	3,329.02	3,155.54	1,061.75	2,500.00
建築面積(m ²)	736.79	391.23	415.50	531.01	537.95	414.90
延床面積(m ²)	791.13	508.60	635.20	796.30	1,014.68	398.20
建設費(千円)	49,426	99,421	88,669	(改修費)44,203	295,810	57,225
うち国補助	0	11,440	0	0	289,900	10,470
〃 県補助	1,600	11,440	0	0	0	10,470
〃 市 費	47,826	76,541	88,669	44,203	5,910	36,284
業 務 内 容	児童福祉法に基づく施設で、児童に健全な遊び場を与え、幼児及び少年を個別・集団的に指導し、児童の健康を増進するとともに、子ども会、母親クラブ等の組織活動の育成助長を図る等の総合的な機能を果たす。					
開 館	火～日曜日(夏休み期間中は月～土曜日)の午前9時から午後5時15分まで。 ※祝日(5月5日を除く)、年末年始(12月29日～1月3日まで)は閉館。					

※倉敷市総合福祉事業団へ委託

(イ) 利用状況

(各年度3月31日現在)(単位:人)

区分	年度	H29	H30	R 1
倉 敷 児 童 館		52,627	42,931	37,299
倉 敷 北 児 童 セ ン タ ー		50,838	40,168	37,894
水 島 児 童 館		41,436	30,734	34,332
児 島 児 童 館		46,638	39,210	40,372
玉 島 児 童 館		58,611	46,397	48,448
真 備 児 童 館		38,723	20,076	18,713
計		288,873	219,516	217,058

(ウ) おでかけ児童館実施実績

(各年度3月31日現在)

年 度	H30	R 1
年 間 実 施 回 数	32	289

※各児童館の職員が、放課後児童クラブや放課後子ども教室、地域のイベント等に出向き、児童に遊びの提供等を行うもの。平成30年12月から実施。

④ 放課後児童クラブ事業

(ア) 目 的

昼間労働等により保護者が家庭にいない児童のために適切な遊び及び生活の場として児童クラブを設置し、児童の健全育成を図ることを目的とする。

(イ) 対象者

昼間労働等により保護者が家庭にいない小学校1年生～6年生の児童

(ウ) 費用負担 国・県 国庫補助基準額の1/3ずつ

(エ) 入所状況

(各年度4月1日現在)

年 度	クラブ(支援の単位)数	入所児童数(人)	うち1～3年生(人)	うち4～6年生(人)
H30	134	4,966	4,042	924
R 1	141	5,191	4,080	1,111
R 2	153	5,532	4,273	1,259

⑤ 児童見守り事業 平成21年6月から(倉敷児童相談所より事業引継ぎ)

(根拠法令 倉敷市児童見守り事業実施要綱 平成21年10月1日施行)
(改正・児童福祉法 平成24年8月22日改正)

(ア) 目的

本市へ虐待通告のあった児童の安全の確保のため、倉敷市要保護児童対策地域協議会の構成団体の内、主に学校・幼稚園・保育園などの児童の所属機関や各保健推進室保健師と連携して、見守りを行うとともに、児童虐待の防止及び早期発見に努めることを目的とする。(平成24年度から、児童見守り事業嘱託員(2人)を児童相談専門員(2人)に統合し、児童虐待相談業務と児童見守り事業を合わせて実施)

(イ) 事業実績

年 度	対象児童数	事業費
H29	525人(H30.3.31現在)	17,867,962円
H30	533人(H31.3.31現在)	17,264,442円
R 1	577人(R2.3.31現在)	15,287,293円

(7) 手当等の支給

① 児童手当

(根拠法令 児童手当法 昭和47年1月1日施行)

(ア) 目的

次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援する。

(イ) 対象者

日本国内に住所のある人が、次の要件に該当するとき支給。

・中学校修了前まで(15歳到達後最初の年度末まで)の児童を養育していること。

(ウ) 支給額(月額)

0歳～3歳未満 15,000円(一律)

3歳～小学校修了前 10,000円(第一子、第二子)

15,000円(第三子以降)

中学生 10,000円(一律)

※所得制限限度額を超える場合児童1人当たり一律5,000円

(エ) 所得制限(平成24年6月分以降)

扶養親族等の数	所得額	収入額
0人	6,220,000円	8,333,000円
1人	6,600,000円	8,756,000円
2人	6,980,000円	9,178,000円
3人	7,360,000円	9,600,000円
4人	7,740,000円	10,021,000円
5人	8,120,000円	10,421,000円

(オ) 費用負担

区 分	0歳～3歳未満		3歳～中学校修了前	特例給付
	被用者分	非被用者分		
国	16/45	2/3	2/3	2/3
県	4/45	1/6	1/6	1/6
市	4/45	1/6	1/6	1/6
事業主	7/15	-	-	-

(カ) 事業実績

(各年度3月31日現在)

年 度	支給対象児童数	金 額
H29	67,332人	8,747,675,500円
H30	66,421人	8,618,015,000円
R 1	65,492人	8,458,195,000円

② 遺児教育年金

(根拠法令 倉敷市遺児教育年金条例 昭和45年4月1日施行)

(ア) 目 的

遺児に対し、義務教育等を受けるための費用の一部を支給する。

(イ) 対 象 者

父又は母と死別した義務教育期間中の児童を養育する人

(ウ) 年金の額 (年額) 18,000円

(エ) 事業実績

(各年度3月31日現在)

年 度	受 給 者 数	金 額
H29	181人	4,162,500円
H30	185人	4,144,500円
R 1	193人	4,444,500円

③ 遺児激励金

(根拠法令 倉敷市遺児激励金給付条例 昭和48年9月28日施行)

(ア) 目 的

父又は母と死別した義務教育修了前児童の養育者に、死別時、小中学校入学時及び中学校卒業時に激励金を支給する。※ 所得制限有り (保護世帯・準要保護世帯であること)

(イ) 種類、対象者及び支給額

入 学 激 励 金	小中学校入学の保護・準要保護世帯の遺児	支給額 児童1人につき 10,000円
卒 業 激 励 金	中学校卒業の	
保護者死亡見舞金	小中学校在学中、保護者が死亡した	

(ウ) 事業実績

(各年度3月31日現在)

年	区 分	入 学 激 励 金	卒 業 激 励 金	保護者死亡見舞金	計
H29	受 給 者 数	23人	22人	34人	79人
	金 額	230,000円	220,000円	340,000円	790,000円
H30	受 給 者 数	24人	20人	12人	56人
	金 額	240,000円	200,000円	120,000円	560,000円
R 1	受 給 者 数	21人	16人	13人	50人
	金 額	210,000円	160,000円	130,000円	500,000円

④ 児童扶養手当

10. 母子・父子福祉の⑤を参照

⑤ 特別児童扶養手当

7. 障がい者福祉の(1)⑤を参照

⑥ 児童福祉年金

7. 障がい者福祉の(1)⑤を参照

⑦ 子ども医療費助成制度

11. 医療福祉の(1)③を参照

(8) 助産施設

(根拠法令 児童福祉法第22条)

(ア) 事業概要

経済的理由により、入院助産が受けられない妊産婦を入所させ、助産を受けさせる。

(イ) 施設概要

施設名	所在地	設置主体	定員	電話
倉敷市立市民病院(休止中)	児島駅前2-39	市	5人	472-8111
玉島病院(休止中)	玉島乙島4030	公財	6人	522-4141
水島協同病院(休止中)	水島南春日町1-1	医療生協	6人	444-3211
さくらんぼ助産院	水島南春日町2-28	医療生協	2人	448-1103
花田助産院(休止中)	真備町川辺98-1	個人	6人	698-6030
川崎医科大学附属病院	松島557	学校法人	6人	462-1111

(ウ) 事業実績

年度	措置数	事業費
H29	12人	4,873,298円
H30	13人	4,791,100円
R1	22人	8,422,330円

10. 母子・父子福祉

① 倉敷市ひとり親家庭訪問相談事業（公益社団法人 倉敷市シルバー人材センターに委託）

※令和元年度についてはR1.10月から委託

(ア) 目的

ひとり親家庭の身近な相談に応じ、必要な助言を行うとともに、ひとり親福祉関係機関と協力して、ひとり親家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

(イ) ひとり親福祉協力員配置数 13名（令和元年度）

(ウ) 事業実績

(各年度3月31日現在)

年度	協力員数	対象世帯数	訪問回数	相談件数	事業費
H29	57人	260世帯	187回	137件	313,500円
H30	57人	180世帯	122回	91件	313,500円
R1	13人	8世帯	18回	9件	173,500円

② 倉敷市ひとり親家庭等日常生活支援事業（公益社団法人 倉敷市シルバー人材センターに委託）

(根拠法令 母子及び父子並びに寡婦福祉法 第20条)

(ア) 目的

母子・父子家庭等が就業等の自立のために必要な事由、及び疾病等の事由により、一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合、または生活環境の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に家庭生活支援員の派遣を行い、母子家庭等の生活の安定を図る。

(イ) 派遣内容 週3日以内で1日最長8時間を限度とする。

(ウ) 費用負担 国 1/2 市 1/2

③ 倉敷市自立支援教育訓練給付金事業

(根拠法令 母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条 倉敷市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱 平成16年4月1日施行)

(ア) 目的

母子家庭の母又は父子家庭の父に、就労を目的とした教育訓練の受講に係る経費の一部負担を行うことにより自立促進を図る。

(イ) 費用負担 国 3/4 市 1/4

(ウ) 対象者

- ・母子家庭の母又は父子家庭の父であり、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座及び厚生労働省が別に定める教育訓練講座を受講するもの。
- ・児童扶養手当の支給を受けているか、それと同様の所得水準にあること。

(エ) 事業実績 (各年度3月31日現在)

年 度	給 付 件 数	給 付 金 額
H29	9件	387,773円
H30	7件	341,200円
R 1	4件	172,056円

④ 倉敷市高等職業訓練促進給付金等事業

(根拠法令 母子及び父子並びに寡婦福祉法 第31条 倉敷市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱 平成19年7月2日施行)

(ア) 目的

母子家庭の母又は父子家庭の父が、看護師等の就職に有利な資格の取得のため、1年以上養成機関で修業する場合に、修業期間の全期間(上限4年)に給付金を支給し、自立促進を図る。

(イ) 費用負担 国 3/4 市 1/4

(ウ) 事業実績

(各年度3月31日現在)

年 度	給 付 件 数	給 付 金 額
H29	27件	26,616,500円
H30	22件	22,502,500円
R 1	30件	34,026,000円

⑤ 児童扶養手当

(根拠法令 児童扶養手当法 昭和37年1月1日施行)

(ア) 目的

父親又は母親がいない状態の家庭(父親又は母親が1年以上行方不明又は拘禁、一定の障がいを含む)で、児童を監護している母又は父又は養育者に手当を支給する。

(イ) 対象者

日本国内に住所を有し、次のいずれかに該当する18歳到達後最初の3月31日までの児童(障がい児については20歳未満)を監護又は養育している者

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父又は母が死亡した児童
- ・父又は母が政令で定める程度の障がい状態にある児童
- ・父又は母が1年以上生死不明か、遺棄している児童
- ・父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらず産んだ児童等

ただし、次の場合は支給されない。

- ・児童が児童入所施設に入所しているか里親に委託されているとき
- ・父母又は養育者の前年(1~10月までの月分の手当については前々年)の所得が、一定の額以上であるとき

など

また、公的年金等を受給している場合は、年金額との差額の手当を支給する。

(ウ) 費用負担 国 1/3 市 2/3

(エ) 手当月額（令和2年4月1日現在）

- ・第1子 43,160円～10,180円
- ・第2子 10,190円～ 5,100円が加算
- ・第3子以降 1人につき 6,110円～ 3,060円が加算

対象者の所得に応じて10円きざみで変動する。

(オ) 事業実績

（各年度3月31日現在）

年 度	受 給 者 数 (人)			
	全 額	一 部	停 止	計
H29	2,031	1,909	518	4,458
H30	2,320	1,433	540	4,293
R 1	2,283	1,410	568	4,261

⑥ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

（根拠法令 母子及び父子並びに寡婦福祉法 第13条等 倉敷市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（平成14年4月1日施行））

(ア) 目 的

福祉資金貸付により、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上を図り、あわせて児童の福祉を増進する。

(イ) 対 象 者

- 母子福祉資金……母子家庭の母・児童及び父母のない児童
- 父子福祉資金……父子家庭の父・児童及び父母のない児童
- 寡婦福祉資金……寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子

(ウ) 貸付種別

母子父子寡婦福祉資金貸付金 修学資金、修業資金、就学支度資金など12種類
主たる貸付は修学資金及び就学支度資金

(エ) 令和元年度実績

（令和2年3月31日現在）

区 分	修 学 資 金	就 学 支 度 資 金	そ の 他 資 金	
母 子 福 祉 資 金	件数 (件)	36件	52件	6件
	金額 (円)	16,269,000円	17,787,000円	1,680,000円
父 子 福 祉 資 金	件数 (件)	0件	0件	0件
	金額 (円)	0円	0円	0円
寡 婦 福 祉 資 金	件数 (件)	0件	0件	0件
	金額 (円)	0円	0円	0円
合 計	件数 (件)	36件	52件	6件
	金額 (円)	16,269,000円	17,787,000円	1,680,000円

⑦ 母子・父子自立支援員相談事業

(ア) 目 的

母子家庭、寡婦及び父子家庭を対象に生活全般の相談に応じ、その自立に必要な指導を行う。

(イ) 配 置

本庁子育て支援課に2名、及び児島・玉島・水島各保健福祉センター福祉課に各1名配置
（月～金曜日の9：00～16：00、本庁のみ9：00～17：00）

(ウ) 事業実績

(各年度3月31日現在)

地 区	倉 敷	児 島	玉 島	水 島
平成29年度 新規相談件数	1,400	277	240	386
平成30年度 新規相談件数	1,580	291	127	402
令和元年度 新規相談件数	1,613	244	57	425

⑧ 母子生活支援施設

(根拠法令 児童福祉法第35, 38条)

(ア) 事業概要

児童福祉法第35条第3項の規定に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに自立促進のためにその生活を支援する母子生活支援施設を設置する。

(イ) 入居条件

18歳未満の児童を養育する配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある母子で、母子共に健康で日常生活に支障がないこと。

(ウ) 定 員 20世帯 (暫定定員 H30年度6世帯, R元年度4世帯, R2年度6世帯)

(エ) 入所期間 1 年 (ただし, 期間は更新することができる。)

(オ) 施設の概要 H18年度より指定管理者制度に移行し社会福祉法人により管理運営を行っている。

(令和2年4月1日現在)

名 称	倉敷市鶴心寮	敷 地 面 積	976.44㎡
構 造	鉄筋コンクリート造2階建	建 築 面 積	381.60㎡
完 成	昭和48年5月20日	建 築 費	35,450千円

(カ) 事業実績 (令和2年3月31日現在)

令和元年度 入所世帯数 3世帯

退所世帯数 2世帯

年度末居住世帯数 5世帯

事 業 費 33,764,000円

11. 医 療 福 祉

(1) 医療費の助成等

① 重度心身障がい者医療費給付事業 (昭和48年7月1日施行)

重度心身障がい者の受療を容易にし、障がい者福祉の増進に資することを目的に、昭和48年7月1日から単独市費で実施、同年10月県の補助事業として実施している。対象は身体障がい者手帳1級及び2級所持者、知的障がい者IQ35以下の者及び身体障がい者3級手帳所持者でかつ知的障がい者IQ36～50以下の合併障がい者(※1)で、医療保険各法による自己負担金または、他法による一部負担金から総医療費の1割を控除した額を給付(※2)している。

※1 所得制限(老齢福祉年金に準ずる)及び年齢制限(65歳未満で対象要件の手帳を所持)あり。

※2 受給資格者の負担する額には、暦月単位での限度額(重度心身障がい者医療の一部負担金限度額)あり。

※ 平成24年7月からの受給資格者の資格判定及び負担区分は、廃止された16歳未満の扶養控除及び19歳未満の特定扶養の上乗せ部分の控除があったものとして算定する。

【一部負担金限度額】

所得区分		外 来	外来+入院
一定以上所得者	他のいずれにも該当しない者	29,600円	53,400円
一 般	すべての世帯員の市民税課税所得がそれぞれ145万円未満であり、かつ、低所得者区分に該当しない者	8,000円	29,600円
低所得者	Ⅱ すべての世帯員が市民税所得割を課されておらず、かつ、低所得者Ⅰに該当しない者	2,000円	8,000円
	Ⅰ すべての世帯員が市民税所得割を課されておらず、かつ、世帯の合計所得金額が0円である者	1,000円	4,000円

重度心身障がい者医療費助成状況

年度		H29	H30	R 1
区分	件 数	102,353件	100,321件	98,433件
	金 額	416,915,771円	409,523,497円	398,112,418円

※審査手数料は除く。

② ひとり親家庭等医療費給付事業（昭和52年10月1日施行）

ひとり親家庭等の福祉の増進に資することを目的に昭和52年10月、県が母子家庭を対象にした制度を創設したのを受けて本市も助成開始。平成15年10月1日から父子も対象となり医療保険各法による保険診療自己負担分から一部負担金を差し引いた額を給付している。

※平成24年7月からの受給資格者の資格判定及び負担区分は、廃止された16歳未満の扶養控除及び19歳未満の特定扶養の上乗せ部分の控除があったものとして算定する。

【一部負担金限度額】

所得区分		自己負担限度額（個人ごと月額）	
		外 来	入院・合算
一定以上	市民税の課税所得が145万円以上の方と同じ世帯にいる方	44,400円	80,100円+1%
一 般	全ての世帯員について市民税の課税所得がそれぞれ145万円未満である	12,000円	44,400円
低所得	Ⅱ 全ての世帯員について市民税の所得割額が課されていない	2,000円	12,000円
	Ⅰ Ⅱのうち全ての世帯員について合計所得金額が0円である	1,000円	6,000円

・ひとり親家庭等医療費助成状況

年度		H29	H30	R 1
区分	件 数	67,648件	65,427件	63,631件
	金 額	146,610,827円	140,272,695円	136,893,622円

*審査手数料は除く

③ 子ども医療費給付事業（昭和48年7月1日施行）

子どもの健康保持及び増進に寄与し、児童福祉の向上を図ることを目的に、昭和48年、県が満1歳未満児を対象に助成する制度を創設したのを受け本市も助成開始。平成18年4月1日から小学校就学前まで、医療保険各法による保険診療の自己負担分を給付。また、平成21年4月1日から入院分を、平成23年4月1日から外来分を小学校卒業まで拡大。さらに、平成27年4月1日から入院分を中学校卒業まで拡大。

・子ども医療費助成状況

区分	年度	H29	H30	R 1
件数		952,188件	949,917件	935,653件
金額		1,970,563,871円	1,983,835,082円	1,959,743,761円

※審査手数料は除く

(2) 公害健康被害の救済及び予防

① 公害健康被害の補償等に関する法律による救済

事業活動によって生ずる大気汚染又は水質汚濁による健康被害を補償するために、認定を受けると医療費、療養手当、障害補償費、遺族補償費、遺族補償一時金、葬祭料の補償給付がなされる制度である。本市では昭和50年12月19日第1種地域（大気系）として下記の区域が指定され、この制度の適用を受けていたが、昭和63年3月1日法律の一部改正により指定地域が解除された。しかし、既認定患者については、従来通りの補償給付等は行うこととなっている。

ア 旧指定地域

水島地区、福田地区、連島地区、郷内地区（木見及び尾原は除く）、本荘地区（児島通生は除く）

イ 面積、人口

面積……82.97km²

人口……98,850人（R2.3.31現在）

ウ 認定患者（R2.3.31現在）

区 分			令和元年度末
地区別	指定地域	水島	594人
		児島	37
	指定地域外	倉敷	143
		児島	14
		玉島	19
	計		140
計		947	
病名別	慢性気管支炎		334
	気管支ぜん息		612
	ぜん息性気管支炎		0
	肺気腫		1
	計		947
年齢別	小学生		0
	中学生		0
	40歳未満		91
	40歳以上		856
	計		947
等級別	特級		0
	1級		10
	2級		165
	3級		710
	級外		62
	計		947

エ 補償給付費年度別支給状況

（単位：千円）

年度	H29	H30	R 1
決算金額	1,951,144	1,965,063	1,837,112

② 公害保健福祉事業、公害健康被害予防事業（令和元年度）

ア 機能訓練事業（水泳教室）

(ア) 目的 気管支ぜん息児童・生徒に運動療法を行うとともに、療養生活上の指導等を行い、健康の回復保持、増進及び予防を図る。

(イ) 期間 令和元年7月24日～8月22日のうちの10日（予防事業）

(ウ) 回数 10回

(エ) 参加人数 17人（予防）

(オ) 参加費 無料

イ 転地療養事業（15歳以上、指定施設利用）

(ア) 目的 被認定者を空気の清浄な自然環境において保養させるとともに、療養生活上の指導等を行い、健康の回復保持、増進及び予防を図る。

(イ) 期間 15歳以上 令和元年5月13日～5月16日 3泊4日（福祉事業）

40～75歳（指定施設利用事業）令和元年10月7日～10月10日 3泊4日（福祉事業）

(ウ) 参加人数 15歳以上 8人（福祉）

40～75歳 8人（福祉）

(エ) 参加費 無料

(3) 保健の家

① 目的

水島臨海工業地帯、石油備蓄基地近接地域住民の健康の保持増進及び福祉の向上に寄与するため、保健の家を設置し、管理運営を行っている。

② 名称及び所在地

・倉敷市塩生保健の家……倉敷市児島塩生3104-7

・倉敷市呼松保健の家……倉敷市呼松2丁目6-36

③ 利用状況

(令和元年度)

区 分	利 用 件 数	利 用 者 数
塩 生 保 健 の 家	316件	2,148人
呼 松 保 健 の 家	566件	4,731人

(4) 後期高齢者医療

① 事業の概要

後期高齢者医療事業は、75歳以上（一定の障がいがあり広域連合の認定を受けた場合は65歳以上）の高齢者の心身の特性や生活の実態を踏まえ、高齢社会に対応した仕組みとして、平成20年4月に創設された後期高齢者医療制度に基づく事業である。制度の運営は、県内すべての市町村が加入した岡山県後期高齢者医療広域連合が行い、保険料の徴収や医療給付等の申請・受付事務等を市が行う。

・根拠法令：高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年8月17日法律第80号）

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年6月21日法律第83号）

② 事業の状況

ア 被保険者

広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者及び65歳から74歳で一定の障がいがあり、広域連合の認定を受けた者。ただし、生活保護受給者等の適用除外を除く。（高齢者の医療の確保に関する法律第50条、51条）

・被保険者数

(単位：人，%)

区分	年度	H31年3月末	R2年3月末	増減率
倉敷市		64,765	66,591	2.8
(内) 障がい認定者		574	572	△0.3
(内) 現役並み所得者		3,977	4,019	1.1
岡山県全体		291,492	296,559	1.7
(内) 障がい認定者		2,492	2,462	△1.2
(内) 現役並み所得者		15,681	15,840	1.0

※現役並み所得者（住民税課税所得額145万円以上）は、自己負担割合が3割

イ 保険料

後期高齢者医療保険料は、被保険者全員が等しく負担する応益分「均等割」と被保険者の所得に応じて負担する応能分「所得割」から構成され、原則、各都道府県広域連合区域内は均一の保険料率（均等割額と所得割率）で、被保険者一人ひとりに賦課される。この保険料率は各広域連合で決定され、2年毎に見直しが行われる。（高齢者の医療の確保に関する法律第104条）

・保険料率

区分	年度	令和2・3年度
均等割額		46,600円
所得割率		9.17%
最高限度額		64万円

ウ 令和2年度倉敷市後期高齢者医療事業特別会計予算

(単位：千円，%)

歳入			歳出		
科目	R2年度当初	構成比	科目	R2年度当初	構成比
1 後期高齢者医療事業収入	6,612,650	100.0	1 後期高齢者医療事業費	6,612,650	100.0
01 後期高齢者医療保険料	5,186,439	78.5	01 総務費	107,653	1.6
05 使用料及び手数料	1	0.0	05 保健事業費	84,111	1.3
30 繰入金	1,344,124	20.3	10 後期高齢者医療広域連合納付金	6,414,886	97.0
40 諸収入	82,086	1.2	15 諸支出金	6,000	0.1

エ 一般会計からの繰入金等

(単位：千円)

区分	年度	H30(決算)	R1(決算見込)	R2(当初予算)
特別会計歳入額		5,999,940	6,321,821	6,612,650
〃 歳出額		5,819,501	6,302,914	6,612,650
差引残高		180,439	18,907	0
一般会計からの繰入額		1,200,890	1,228,733	1,344,124

オ 収納状況(収納率)

(単位：円，%)

年度	区分	調定額	収納額	不納欠損額	収納未済額	還付未済額	収納率
H30	現年分	4,550,320,700	4,527,144,900	0	23,175,800	3,268,800	99.5
	滞納繰越分	37,122,262	12,552,433	4,502,457	20,067,372	10,900	33.8
R1	現年分	4,840,836,500	4,818,517,460	0	22,319,040	2,731,900	99.5
	滞納繰越分	42,897,272	18,375,961	5,949,066	18,572,245	0	42.8

カ 収納状況（納付方法別）

（単位：円，％）

年度	特別徴収		普通徴収		収納額計
	金額	割合	金額	割合	
H30	2,714,787,100	60.0	1,812,375,800	40.0	4,527,144,900
R 1	2,904,255,600	60.3	1,914,261,860	39.7	4,818,517,460

12. 保健所

(1) 倉敷市保健所

① 設立の趣旨

平成6年に保健所法が地域保健法に改正され、倉敷市においても、平成14年4月1日の中核市移行に先駆けて平成13年4月1日から保健所設置市として倉敷市保健所を開設した。

保健所においては、従来から市が行っている保健衛生業務に加えて、県が行っていた感染症予防・精神保健・難病対策などの保健業務、食品衛生・生活衛生などの衛生業務、理化学検査・細菌検査などの検査業務等が加わり、市民により身近なところで公衆衛生の各種サービスを総合的に提供することとなった。

② 施設の概要（2. 保健福祉施策(4)を参照）

③ 職員配置状況

（R2. 4. 1現在）

部署	職種	医	保	管	薬	獣	理	水	放	臨	歯	精	事	計
		師	健師	理栄養士	剤師	医師	化学技術者	産技術者	射線技師	床検査技師	科衛生士	神保健福祉士	務	
保健課		2	17	—	—	—	—	—	1	—	—	3	16	39
健康づくり課		—	31	8	1	—	—	—	—	—	2	—	11	53
生活衛生課		—	—	3	5	10	3	—	1	—	—	—	1	23
衛生検査課		—	—	—	3	—	4	—	—	2	—	—	—	9
小計		2	48	11	9	10	7	0	2	2	2	3	28	124
児島保健推進室		—	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	12
玉島保健推進室		—	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	12
水島保健推進室		—	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	13
真備保健推進室		—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	4
計		2	82	11	9	10	7	0	2	2	2	3	35	165

※所長、参事（医師及び事務）は、保健課に含む。

※各保健福祉センター所長（児島・玉島・水島）は、各保健推進室に含む。

※保健師の分散配置（秘書課、人事課、子ども相談センター、地域包括ケア推進室、被災者見守り支援室、介護保険課、国民健康保険課）は含まない。

(2) 人口動態

① 総覧

（平成30年）

区分	出生数						死亡数			乳児死亡数		
	総数	男	女	2,500g未満			総数	男	女	総数	男	女
				計	男	女						
倉敷	2,217	1,133	1,084	190	79	111	2,022	1,057	965	7	3	4
児島	389	190	199	33	11	22	889	448	441	—	—	—
玉島・船穂	562	276	286	56	27	29	856	412	444	1	1	—
水島	811	431	380	68	25	43	865	460	405	5	3	2
真備	103	53	50	7	3	4	311	147	164	—	—	—
計	4,082	2,083	1,999	354	145	209	4,943	2,524	2,419	13	7	6

(平成30年)

区 分	新生児死亡数			死 産 数			周産期死亡数			婚姻 件数	離婚 件数
	総数	男	女	総数	自然 死産	人工 死産	総 数	22週以 後 死産	早期新生 児 死 亡		
倉 敷	7	3	4	35	17	18	9	3	6		
児 島	—	—	—	7	2	5	—	—	—		
玉 島・船 穂	1	1	0	12	7	5	6	5	1		
水 島	1	0	1	13	7	6	3	2	1		
真 備	—	—	—	3	1	2	—	—	—		
計	9	4	5	70	34	36	18	10	8	2,393	831

② 死因順位別死亡状況（第10位まで）

(平成30年)

死因順位		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	8位	10位
死 因	死 亡 数	悪 性 新生物	心疾患	肺 炎	脳血管 疾 患	老 衰	不慮の 事 故	腎不全	慢 性 閉塞性 肺疾患	肝疾患	大動脈瘤 及び 解 離
死因別死亡数	4,943	1,288	762	424	383	309	208	102	74	74	66
死 亡 率 (人口10万対)	1037.0	270.2	159.9	88.9	80.3	64.8	43.6	21.4	15.5	15.5	13.8
死亡総数に 対する割合 (%)	100	26.1	15.4	8.6	7.7	6.3	4.2	2.1	1.5	1.5	1.3

※「心疾患」は、「心疾患（高血圧性を除く。）」

※諸率の基礎となる人口は平成30年9月末現在住民基本台帳人口（日本人のみ）を使用。

(3) 健康増進計画「健康くらしき21・Ⅱ」の推進

① 目 的

一次予防に重点を置いた健康づくり運動「健康くらしき21・Ⅱ」を推進することにより、健康寿命の延伸、生活習慣病の減少を図るとともに、生活の質の向上を目指す。推進にあたっては、市民がまず自らの健康に関心を持ち、自分の健康は自分で守りつくるという基本的な考えを基に、関係団体と連携し活動を展開することにより、効果的に健康づくりの輪が地域へ広がることを目的とする。

② 方 法

倉敷市健康増進計画「健康くらしき21・Ⅱ」に基づき、倉敷市の主な健康課題の解決に向け、特に重要と考えられる「運動」「栄養」「休養」「歯の健康」「たばこ・アルコール」「健康管理」の6分野について、それぞれ重点目標を立てて取り組みを推進している。平成28年度からは、平成27年度に実施した中間評価の結果を受け、新たに「糖尿病予防」を切り口とした6分野の効果的な推進を図っている。

また、住民が主体となった健康づくりの輪が効果的に地域に広がるよう、各地区に住民と関係機関等を中心とした推進会議を設置し、地域の特性を活かした取り組みを推進している。

当初、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間としていたが、国や県の計画との整合性を図り、次期計画を策定することが望ましいことから、令和元年7月開催の倉敷市健康増進計画審議会において、令和5年度まで延長することを決定した。

③ 事業内容

ア 「健康くらしき21・Ⅱ」推進のための会議

◎倉敷市健康増進計画審議会（年1回）

◎庁内検討会（年1回）

◎ワーキンググループ会議（保健所及び各保健推進室担当者）（年4回）

◎「健康くらしき21・Ⅱ」各地区推進会議（市内5地区開催）

◎「市民と一緒に考える会」の開催（年1回）

イ 各分野の主な取り組み

◎運動分野

・「くらしき まち歩き さと歩きマップ」等を活用したウォーキングの推進

◎栄養分野

・食育キャンペーンの開催（4,197人参加）

◎休養分野

・生きるを支えるフォーラムの開催（217人参加）

・自殺予防に関する啓発活動（相談窓口カードの配布、展示、街頭啓発キャンペーン）

・心の健康づくりに関する健康教育・ゲートキーパー研修の実施（46回 3,140人）

◎歯の健康分野

栄養委員を対象にオーラルフレイル予防についての講演会の開催（268人）

◎たばこ・アルコール分野

・世界禁煙デー街頭キャンペーンの実施

・一般市民を対象に受動喫煙対策講演会を開催（93人）

・未成年者飲酒防止・飲酒運転撲滅キャンペーン（酒販組合と協働）

◎健康管理分野

・乳がん月間に、保健所に「ピンクリボンタペストリー」及び展示コーナーを設置し、啓発。倉敷市役所本庁舎・支所に懸垂幕を掲げ、乳がん検診のPR強化。

◎全分野

・糖尿病に関する健康教育の実施（145回 4,760人）

ウ くらしき健康応援事業

・くらしき健康応援団講座の開設 開催回数89回、受講人数2,319人

・くらしき健康応援ガイドの発行 年2回（春号、秋号）、各3,000部

・測定体験の充実 測定機器10種類程度、実施人数延べ19,835人

・くらしき健康ポイント事業 WEB版・アプリ版 登録人数3,506人

(4) 「第二次倉敷市食育推進計画」の推進

① 目的

市民一人ひとりが生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことを目的とし、食育を推進する。

② 方法

第二次倉敷市食育推進計画を基に、「食の知識・体験」、「食を通じての健康づくり」、「食文化の継承・交流」、「食の安全・安心」の4つの柱を掲げ、健全な食生活を実践できる人づくり、食を通じての健康づくり、協働による地域づくりのための事業を推進する。平成27年度の間評価から、課題が明らかとなった若い世代や男性に対しての食育推進強化、生活習慣病予防として特に糖尿病予防対策の強化、食品の安全性についての情報提供の充実を図る。また、災害経験を踏まえ、平時からのバランスの良い食生活と備蓄食品の活用についての啓発を強化する。当初、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間としていたが、国や県の計画を鑑み、また健康増進計画「健康くらしき21・Ⅱ」との整合性を図り、次期計画を策定することが望ましいことから、令和5年度まで延長することを令和元年7月開催の倉敷市食育推進会議にて決定した。

③ 事業内容

ア 食育の推進のための会議

・倉敷市食育推進会議（年1回）

・庁内検討会（年1回）

・ワーキンググループ会議の開催（年4回）

イ 若い世代・男性を対象にした取り組みの強化

・こどものための食育フェア（年1回）

・産・学・官協働事業「食育キャンペーン」（年2回）

- ・男性・親子料理教室 等
- ウ 生活習慣病，特に糖尿病予防対策の強化
 - ・倉敷市食育栄養まつり（4会場実施，1会場は復興中のため開催中止）
 - ・栄養教室 等
- エ 食品の安全性についての情報提供の充実
 - ・食品の検査及び食の安心・安全の啓発
 - ・食品衛生講習会 等
- オ 啓発の充実
 - ・災害への備えとして，備蓄食品の活用方法，日頃からのバランスよい食事を摂ることの重要性を啓発
 - ・フェイスブック，食育ポータル 等

(5) 母子保健

母性及び乳幼児の健康の保持及び増進を図るため，保健指導，健康診査，健康教育，健康相談，医療費の助成等の母子保健事業を実施する。また，平成29年7月より子育て世代包括支援センターとして「妊婦・子育て相談ステーションすくすく」を市内5か所に設置・運営し，母子保健事業及び社会資源の活用並びに相談支援体制の強化等を行い，妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制の充実を図る。

① 子育て世代包括支援センター運営事業 平成29年7月開始

ア 「妊婦・子育て相談ステーションすくすく」実績

市内5か所「妊婦・子育て相談ステーションすくすく」において，保健師や助産師などの資格を持つ専任の相談員「すくすく相談員」を配置し，妊娠期から子育て期までの相談や母子保健事業等のサービス利用の相談に対応する。

(単位：件)

年 度	相 談 室 利 用	相談専用ダイヤル利用	来 所 相 談
H30	4,401	1,169	2,545
R 1	4,576	1,535	2,591

イ 従事者・関係者研修（主催事業）

各保健推進室職員及びすくすく相談員，子育て支援関係機関職員等に対し，母子保健に関する研修や連携会議を行い，個々の対応力の向上を目指すとともに，各組織間の連携強化を行う。

◎研修会 ・子育て世代包括支援センター関係者研修会（テーマ ネウボラ）1回，参加者数53人（保健師等）

◎関係者連携会議 ・すくすく相談員連絡会議 6回，参加者7人/1回（すくすく相談員）

② 妊娠届出状況及びおやこ健康手帳交付数

妊娠の届出によりおやこ健康手帳を交付，母と子の成長の経過を記録し，活用を図っている。

(単位：人)

年度	妊 娠 届出数	届出時の週数					若年・高年妊婦		おやこ健康 手帳交付数
		11週 以内	12～21	22～27	28週 以上	不 明	20歳 未満	35歳 以上	
H29	4,295	4,068	198	23	6	-	56	1,004	4,416 (多胎 45) (再 75) (出産後 1)
H30	4,123	3,919	166	19	19	-	63	1,000	4,945 (多胎 44) (再 776) (出産後 2)
R 1	4,024	3,853	155	9	7	-	65	1,006	4,193 (多胎 63) (再 102) (出産後 4)

③ 健康診査

ア 妊産婦、乳児健康診査実施状況

委託医療機関、委託助産所で妊婦14回、産婦2回、乳児3回の健康診査を公費負担によって実施。(ただし、助産所は妊産婦健診のみ)

(単位：人)

区分 年度	妊 婦 健 康 診 査						乳 児 健 康 診 査					
	実人員	延人員	異常なし	要精検	要医療	経過観察	実人員	延人員	異常なし	要精検	要医療	経過観察
H29	4,270	49,963	48,257	78	1,244	384	4,107	11,997	11,666	76	255	0
H30	4,052	47,393	45,571	95	1,335	392	3,932	11,487	11,100	89	298	0
R 1	3,980	46,673	44,666	103	1,473	431	3,798	10,946	10,624	71	251	0

区分 年度	産 婦 健 康 診 査					
	実人員	延人員	異常なし	要精検	要医療	経過観察
R 1	3,096	5,408	5,096	7	20	285

イ 新生児聴覚検査事業

新生児の聴覚障がいを早期に発見し、早い段階から療育等適切な措置を講じられるようにするため、委託医療機関において聴覚検査を実施。(公費負担あり)

(単位：人)

年度	受検児数	確認検査 児 数	要精密検査 児 数	精密検査 受診児数	精密検査結果		
					正常	一側性難聴	両側難聴
H29	3,945	53	23	15	3	6	6
H30	3,765	42	11	9	2	5	2
R 1	3,638	50	24	13	2	6	5

ウ 1歳6か月児健康診査

疾病及び異常、育児上の問題等を早期に発見し、治療や改善を促すとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図る。

未受診児対策として、未受診者全員について、受診勧奨及び状況把握を行い、虐待等疑われる場合には、子ども相談センターへ適切に情報提供を行っている。

- ・対 象 1歳6か月児
- ・内 容 体重・身長測定、予診、歯科診察、内科診察、保健指導、歯科指導、心理相談(一部)、精密健康診査(医療機関委託)
- ・料 金 無 料

(単位：人，%)

区分	年度	H29	H30	R 1
対象児数 (a)		4,324	4,295	3,860
受診児数 (b)		4,153	4,105	3,695
受診率 (b)/(a)		96.0	95.6	95.7
発育状況 (体重)	10% 以下	340	488	437
	11% ~ 89%	3,306	3,317	2,984
	90% 以上	507	300	274
指導区分	正 常	3,056	2,999	2,788
	経 過 観 察	569	558	501
	要 精 検	97	110	94
	要 治 療	431	438	312
心理相談実施者数		222	164	166

区分	年度	H29	H30	R 1
診察所見 内訳	耳 の 異 常	6	6	5
	鼻 咽 喉 の 異 常	3	6	3
	眼 の 異 常	23	26	20
	皮 膚 疾 患	372	359	267
	呼 吸 器 疾 患	76	60	49
	四 肢 の 異 常	16	14	6
	心 臓 疾 患	41	34	40
	精 神 発 達 の 遅 れ	20	30	30
	言 語 発 達 の 遅 れ	260	254	241
	運 動 発 達 の 遅 れ	35	35	32
け い れ ん	15	10	10	
そ の 他	491	457	345	
う 歯 の 状 況	歯科受診児数(c)	4,152	4,105	3,693
	う歯り患児数(d)	54	37	23
	う 歯 総 数(e)	176	112	71
	う 歯 り 患 率 (d)/(c)	1.3	0.9	0.6
	う 歯 1 人 当 たり 平 均 (e)/(c)	0.04	0.03	0.02

エ 2歳児歯科健康診査

乳歯の早期う歯予防を図るため、り患率の低い2歳児の時期に歯科健診、フッ素塗布（希望者のみ）、歯科保健指導を実施している。

- ・対 象 2歳児
- ・内 容 歯科健診、歯科保健指導、フッ素塗布（希望者のみ）
- ・料 金 無 料

(単位：人，%)

区分 年度	対象児数 (a)	受診児数 (b)	受診率 (b)/(a)	う歯り患児数 (c)	う歯総数 (d)	う歯り患率 (c)/(b)	う歯一人平均数(d)/(b)
H29	4,337	3,006	69.3	172	462	5.7	0.15
H30	4,293	3,062	71.3	137	457	4.5	0.15
R 1	3,953	2,796	70.7	98	292	3.5	0.10

オ 3歳児健康診査

疾病及び異常、育児上の問題等を早期に発見し、治療や改善を促すとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図る。

未受診児対策として、未受診者全員について、受診勧奨及び状況把握を行い、虐待等疑われる場合には、子ども相談センターへ適切に情報提供を行っている。

- ・対 象 3歳6か月児
- ・内 容 検尿・体重・身長・胸囲測定、歯科診察、内科診察、視聴覚検査（一部）、保健指導、歯科指導、心理相談（一部）、精密健康診査（医療機関委託）
- ・料 金 無 料

(単位：人，%)

区分		年度	H29	H30	R 1
対象児数 (a)			4,453	4,358	3,939
受診児数 (b)			4,159	4,122	3,712
受診率 (b)/(a)			93.4	94.6	94.2
発育状況 (体重)	10% 以下		663	448	363
	11% ~ 89%		3,277	3,337	3,025
	90% 以上		219	335	321
指導区分	正 常		2,756	2,819	2,617
	要 観 察		435	452	477
	要 精 検		550	410	265
	要 治 療		418	441	353
心理相談実施者数			211	184	160
診 察 所 見 内 訳	耳 の 異 常		6	19	10
	鼻咽喉の異常		9	20	12
	眼 の 異 常		198	149	134
	皮 膚 疾 患		247	226	160
	呼 吸 器 疾 患		56	30	33
	四 肢 の 異 常		9	5	11
	心 臓 疾 患		44	28	39
胸 郭 異 常			5	6	11

区分		年度	H29	H30	R 1
診 察 所 見 内 訳	脊 柱 異 常		0	0	0
	貧 血		1	1	4
	へ ル ニ ア		4	6	7
	け い れ ん		26	21	15
	精神発達の遅れ		148	140	103
	言語発達の遅れ		182	200	153
	運動発達の遅れ		2	5	4
そ の 他			780	737	527
尿 検 査	検 査 人 員		3,886	3,843	3,453
	た ん ぱ く +		11	10	19
	潜 血 +		145	96	47
潜血・たんぱく+			10	4	2
う 歯 の 状 況	歯科受診児数 (c)		4,156	4,121	3,709
	う 歯 り 患 児 数 (d)		602	567	439
	う 歯 総 数 (e)		1,894	1,804	1,431
	う 歯 り 患 率 (d)/(c)		14.5	13.8	11.8
	う 歯 1 人 当 たり 平 均 (e)/(c)		0.46	0.44	0.39

④ 健康教育・相談

(単位：回，人)

ア パパママセミナー（市民学習センターと共催）

夫婦で協力して出産，育児をしていくための準備と仲間づくりを目的に初めて出産を迎える妊婦とその配偶者を対象に実施している。

年度	実施回数	参加人数
H29	8	449
H30	9	510
R 1	9	466

イ 子育てはじめの一步教室

生後6ヶ月以内の乳児とその保護者に対し，発育・発達確認と育児相談，育児全般の保健指導，地域の子育て資源の情報提供を行っている。

(単位：回，人)

年度	実施回数	参加児数	参加総数	1回平均数
H29	59	574	876	14.8
H30	48	536	726	15.1
R 1	53	461	644	12.2

ウ 乳児のための離乳食教室

平成25年度から，対象を生後5か月前後の乳児とし，離乳食開始に向けた支援の充実を図っている。

(単位：回，人)

年度	実施回数	参加人数 (延)	1回平均数
H29	26	882	33.9
H30	25	911	36.4
R 1	23	813	35.3

エ 子どものための歯の教室 (単位：回, 人)

年度	実施回数	参加人数	1回平均人数
H29	12	313	26.1
H30	12	284	23.7
R 1	11	169	15.4

⑤ 産後の支援 産後ケア事業

出産後の母体の回復や育児不安が高く、保健指導を必要とする産後4か月までの母子を、助産所又は産婦人科医療機関に宿泊又は日帰りで入所させ、母体の保護・保健指導等のサービスを提供することにより、母子の健全育成に寄与する。

(単位：人, 泊, 日)

年度	宿泊産後ケア			日帰り産後ケア		
	利用者数	利用延宿泊数	平均利用泊数	利用者数	利用延日数	平均利用日数
H29	89	373	4.2	47	100	2.1
H30	82	339	4.1	62	147	2.4
R 1	95	321	3.4	103	208	2.0

⑥ 医療費の助成等

ア 特定不妊治療支援事業

・事業概要 不妊症のため、子どもを持つことができない夫婦に対して、治療費が高額である体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）と併せて特定不妊治療のために実施した精巣又は精巣上体から直接精子を採取する手術（以下「男性不妊治療」という。）について、その治療費の一部を助成する。

・給付実績 特定不妊治療給付実績は次のとおり。

(単位：件, 円)

区分 年度	A		B		C	D	E	F	男性不妊のみ	合計	
	体外受精	顕微授精	体外受精	顕微授精						給付件数	支給額
H29	65	67	87	86	271	2	34	7	1	620	99,898,843
H30	68	49	80	88 (1)	243	3	36	7	2	576 (1)	93,102,862
R 1	23	23	135	121 (4)	240	0	46 (1)	4	2	594 (5)	99,511,396

※A～Fは体外受精・顕微授精の治療ステージ等を示す。

A：新鮮胚移植を実施

B：採卵・受精後、1～3周期の間隔をあけて凍結胚移植を実施

C：以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施

D：体調不良等により移植のめどが立たず治療終了

E：受精できず又は胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により中止

F：採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止

男性不妊のみ：主治医の方針により、採卵前に男性不妊治療を実施し、精子が得られなかった場合

※（ ）内は、特定不妊治療と併せて実施した男性不妊治療の件数の再掲。

イ 未熟児養育医療

身体の発育が未熟なまま出生した未熟児に対して、養育に必要な医療の給付を行う。

(単位：件、千円)

- ・対象 出生体重2,000g以下又は身体発育が未熟なまま出生した乳児であって、医師が入院養育を必要と認めた児
- ・内容 給付対象……医療保険各法に基づく自己負担部分について公費負担する。(所得に応じた自己負担金あり)
給付方法……現物給付

年度	件数	事業費
H29	165	34,145
H30	131	28,885
R 1	148	32,092

ウ 自立支援医療（育成医療）

身体に障がいのある児童を早期発見、早期治療することにより障がいの除去又は軽減を図り、生活能力を得られるよう、治療の必要な児童に対して医療の給付を行う。

(単位：件、千円)

- ・対象 満18歳未満の身体に障がいのある児童であって、確実な治療効果が期待される者
- ・内容 給付対象……医療保険各法に基づく自己負担部分の内、医療費の1割と入院時食事療養費を除いて公費負担する。(医療費の1割については所得により上限額あり)
給付方法……現物給付

年度	件数	事業費
H29	61	9,811
H30	45	4,907
R 1	52	5,281

エ 療育医療

長期の入院治療を要する結核児童に対して必要な医療の給付を行うとともに、心身の健全な育成のために学習品及び日用品の支給を行う。

(単位：件)

- ・対象 満18歳未満の児童であって、医師が入院を必要と認めた者
- ・内容 給付対象……保険診療から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び医療保険各法に基づく給付を控除した自己負担部分について公費負担する。(所得に応じた自己負担金あり)
給付方法……現物給付

年度	件数
H29	0
H30	0
R 1	0

オ 特定疾患児支援金

特定疾患に罹患した児童に対し、支援金を支給することによって特定疾患児の生活の安定と福祉の向上に寄与する。

(単位：件、円)

- ・実施時期 平成21年7月27日
- ・対象 市内在住で岡山県から特定医療費（指定難病）受給者証を交付されている中学生以上満18歳未満（年度内に18歳に達する者を含む。）の者（平成27年度から経過措置対象者に限る。）
- ・支給金額 9,000円（1人／年額）
（※平成29年度で事業廃止）

年度	請求件数	支給金額
H28	25	225,000
H29	18	162,000

⑦ 未熟児訪問指導

未熟児の発育や栄養状態、環境調整等について、保健師等が適切な訪問指導を行い、健全な発育を支援する。

- ・対象者 2,500g未満の低出生体重児
- ・訪問指導状況

(単位：人、%)

年	未熟児出生数	訪問対象児数	訪問実人員	訪問率
H29	395	395	304	77.0
H30	352	352	282	80.1
R 1	355	355	201	56.6

(6) 成人保健

健康寿命の延伸を目指し、健康の保持増進を図ることを目的に、40歳以上を対象として健康教育、健康診査等を実

施する。

① 健康教育

(単位：回，人)

生活習慣病予防，その他健康に関する正しい知識の普及を図り，「自らの健康は自らつくる。」という認識と自覚を高め，健康の保持増進に資する。

※人数は40歳～64歳を対象とした実績

年度	回数	人数
H29	982	22,821
H30	453	10,985
R 1	753	14,487

② 健康相談

(単位：回，人)

心身の健康に関する個別の相談に応じ，必要な指導及び助言を行い，家庭における健康管理に資する。

※人数は40歳～64歳を対象とした実績

年度	回数	人数
H29	139	1,411
H30	404	937
R 1	224	841

③ 健康診査

がん，心臓病，脳卒中など生活習慣病予防対策として早期発見を図るため，40歳以上の者（子宮頸がん検診は20歳以上）を対象に次のとおり行い，健康についての認識と自覚を高めてもらう。

ア 健康増進法に基づく生活習慣病予防健診

対象：40歳以上で健康保険に加入していない者

(単位：人)

年 度	受 診 者 数
H29	207
H30	229
R 1	237

イ 胃がん検診

対象：50歳以上の者 (単位：人)

年 度	受 診 者 数
H29	13,015
H30	4,656
R 1	11,063

ウ 子宮頸がん検診

対象：20歳以上の女性 (単位：人)

年 度	受 診 者 数
H29	21,013
H30	20,448
R 1	21,036

※平成28年度までの対象者は，40歳以上の者

※平成29年度から受診間隔は2年に1回，受診した年度の翌年度は受診できない

※検診内容については，平成28年度まではエックス線のみ，平成29年度からエックス線または内視鏡

エ 乳がん検診

対象：40歳以上の女性 (単位：人)

年 度	受 診 者 数
H29	17,181
H30	17,474
R 1	18,797

オ 肺がん検診

対象：40歳以上の者 (単位：人)

年 度	受 診 者 数		
	計	読影のみ	読影+喀痰
H29	29,205	28,443	762
H30	27,434	26,815	619
R 1	28,682	28,065	617

※平成28年度までの視触診対象者は，30歳以上の女性

※平成29年度から対象者は40歳以上となり，マンモグラフィと視触診を両方必ず受診することに変更となった。

カ 大腸がん検診

対象：40歳以上の者

(単位：人)

年度	受診者数
H29	25,343
H30	23,936
R 1	25,194

キ 肝炎ウイルス検診

対象：40歳以上で過去にこの検診を受けていない者

(単位：人)

年度	受診者数
H29	2,866
H30	3,194
R 1	3,336

ク 前立腺がん検診

対象：50歳以上の男性

(単位：人)

年 度	受診者数
H29	8,159
H30	7,988
R 1	8,644

ケ 歯周病検診

対象：妊婦，40歳，50歳，60歳，70歳

(単位：人)

年 度	受診者数 (成人)	受診者数 (妊婦)
H29	666	1,684
H30	262	1,680
R 1	583	1,823

コ 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

特定の年齢に達した市民に対して、がんに関する検診手帳と検診の費用が無料となる検診無料クーポン券を送付し、検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図り、もって健康保持及び増進を図る。

※年齢は平成31年3月31日現在の満年齢。

(子宮頸がん検診クーポン)

(単位：人)

対象年齢	生 年 月 日	対象者数	受診者数
20歳	平成10年4月2日～平成11年4月1日	2,486	124

(乳がん検診クーポン)

(単位：人)

対象年齢	生 年 月 日	対象者数	受診者数
40歳	昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	3,103	478

(7) 女性の健康支援

(単位：人)

女性の一般健康診査

健康診査の受診機会がない女性に対し、やせ、貧血、生活習慣病などの早期発見・早期治療を目的として実施する。

・対 象 20歳から39歳の女性

年 度	受診者数
H29	2,663
H30	2,337
R 1	2,301

(8) 在宅ねたきり者等歯科訪問健康診査

(単位：人)

通院できない在宅ねたきり者等を対象に、訪問歯科健診を行うことにより口腔衛生の保持増進を図る。

年 度	受診者数
H29	150
H30	163
R 1	187

(9) 栄養指導対策等推進事業

(単位：回，施設，件)

① 給食施設関係職員研修会・食の健康危機管理研修会・巡回指導等

給食施設関係者の栄養に関する知識や調理技術の向上等を図り、喫食者の適切な栄養管理ができるよう、研修会や巡回指導等を実施している。

年 度	研 修 会		巡回指導等件数
	開催回数	参加施設数	
H29	2	195	28
H30	1	140	28
R 1	1	129	31

② 食品の栄養成分表示等に関する相談指導 (単位：件)

食品の栄養成分表示等についての正しい理解と活用が図られるよう、市民及び食品製造業者を対象に相談を実施している。

年 度	相 談 件 数
H29	34
H30	43
R 1	133

③ 専門的栄養指導 (単位：件)

難病やアレルギー等の疾患における食事管理等の助言を行い、病態の維持・改善や不安の解消を図るため相談及び教室を実施している。

年 度	相 談 件 数
H29	30
H30	23
R 1	33

(10) 健康づくり事業 (平成13年度から実施) (単位：人)

市民の健康寿命を延ばすため、健康づくりの三要素である「運動・栄養・休養」を重視し、心身の健康を維持・増進することにより、活力ある生活が送れるよう一人ひとりの健康づくりを支援することを目的に、倉敷市総合福祉事業団へ委託し実施。

年 度	会 員 数	延 利 用 人 数
H29	773	33,245
H30	795	33,450
R 1	671	32,045

(11) 精神保健福祉対策 精神障がい者保健福祉手帳所持者数 (年度末現在 単位：人)

① 精神障がい者保健福祉手帳 (実施主体：県)

一定の精神障がいの状態にあることを証する手段となることにより、手帳所持者に対する各方面からの支援・協力を促進し、精神障がい者の社会復帰の促進と自立、社会参加を図っている。

年 度	1 級	2 級	3 級	合 計
H29	464	2,596	563	3,623
H30	460	2,777	621	3,858
R 1	440	2,956	661	4,057

② 自立支援医療 (精神通院医療) (実施主体：県) (年度末現在, 単位：人)

病院又は診療所で精神疾患の通院医療を受ける場合において、その医療に必要な費用の90%に相当する額を保険者と公費で負担することにより、経済的負担を10%に軽減し、適正な医療の普及・通院治療の促進を図っている。

年 度	自 立 支 援 医 療 (精 神 通 院 医 療) 利 用 者 数
H29	8,071
H30	8,277
R 1	8,580

③ 心の健康相談 (単位：回, 件)

地域住民の心の健康の保持増進を図るため、精神科医師が心の不調や悩みの相談を受けている。

※令和元年度は12回実施予定の内、10回実施。

年 度	回 数	実 相 談 件 数	延 相 談 件 数
H29	9	18	18
H30	11	23	23
R 1	10	19	19

④ 心の健康づくり講座 (単位：回, 人)

精神疾患への関心を深め、正しい知識の普及と精神障がいに対する偏見除去を目的とし各地区で開催している。関係機関や団体と協働して内容を企画し、医師の講演や当事者・家族の体験発表、当事者との交流などを行っている。

年 度	回 数	延 参 加 者 数
H29	10	760
H30	8	585
R 1	6	559

⑤ 患者会・生活支援の場づくり

当事者が集い交流を深めるなかで、相互支援、社会参加促進、啓発活動などを目的に様々な活動を行っている。

(単位：回，人)

年 度	会・場の数	内 容	回数	延参加者数
H29	4	話し合い，レクリエーションなど	30	255
H30	8	話し合い，レクリエーションなど	42	383
R 1	8	話し合い，レクリエーションなど	44	786

⑥ 家族教室

(単位：回，人)

病気やひきこもりに対する正しい知識・情報を得て、当事者とともに回復の過程を歩む家族としての役割を考え、家族のセルフケア力を高めることを目的に教室を開催している。

年度	回数	延参加者数
H29	6	58
H30	2	48
R 1	6	74

⑦ 倉敷地域自立支援協議会精神部会（ひきこもり支援・地域移行支援）

(単位：回，人)

精神保健医療福祉に携わる関係者が、意見交換や研修を行うことにより、それぞれの役割を理解し、連携することで効果的な支援体制づくりを行う。

平成29年度より保健医療福祉連絡会をひきこもり支援・地域移行支援への専門分科会へと変更してより地域課題解決へ向けて開催した。

年度	回数	延参加者数
H29	12	283
H30	8	303
R 1	8	240

⑧ くらしき心ほっとサポーター養成講座

(単位：回，人)

心の健康づくりの推進や精神障がいに対する偏見除去のため、一市民としての立場から行政と協働し地域へ啓発するくらしき心ほっとサポーターを養成する。

令和元年度はサポーター活動10周年を記念し、合同研修会と兼ねて講演会を実施。

区分	回数	対象・数	延参加数
ステップ1 (理解編)	7	170	155
ステップ2 (自分発見編)	R 1年度実施なし (隔年実施)		
サポーター活動 10周年記念講演会 (兼合同研修会)	1	サポーター 111名と 一般住民	190

⑨ 生きるを支えるフォーラム

(単位：回，人)

平成25年度より自殺予防講座を「生きるを支えるフォーラム」と名称を変更し、自殺対策の関連機関等と連携強化を図り、自殺予防の正しい知識と周囲の対応方法を伝え、地域の絆を深め市民一人ひとりがより生きていく力を強化することを目的に開催する。

平成30年度は倉敷市の自殺対策の取組み報告に加え、パネルディスカッション・ワークショップを行い参加者同士の意見交換を行った。また、関係機関の展示ブースでのPR、岡山弁護士会・岡山県司法書士会による「こころと法律の無料相談会」を協働で実施した。

年度	回数	参加者数
H29	1	190
H30	1	184
R 1	1	257

⑩ 倉敷市自殺対策ネットワーク会議

(単位：回，人)

倉敷市自殺対策基本条例に基づき、平成27年4月1日に設置。庁内外の関係機関と自殺対策を協議し、倉敷市自殺基本計画の推進と進行管理を行う。平成26年度までは、「倉敷市自殺対策連絡会議」として実施。

年度	回数	参加者数
H29	2	93
H30	1	45
R 1	3	108

⑪ 人材育成事業（庁内・地域別ゲートキーパー養成）

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることができる人材の養成と体制の整備を図るために実施した。

（単位：回，人）

庁内研修会参加対象	内 容	回数	参加者数
10・11年目教職員研修	職員のセルフケア力向上とゲートキーパーの役割について	1	57
市・議会幹部研修		1	117
相談対応研修		1	21

庁外研修会参加対象	回数	参加者数
高校・大学関係	8	1,473
市内高校養護教諭部会	1	16
補導員研修会	1	192
司法書士会倉敷支部	1	39
愛育委員	9	304
栄養委員・栄養教室生	4	76
民生委員	1	20
一般市民・自主グループ	7	334
民間企業（新入職員）	3	108
生きるを支えるフォーラム	1	217

⑫ 自殺未遂者支援事業

平成22年度に倉敷市自殺対策連絡会議で、委員から自殺未遂者への対応について各機関の役割を越えた生活支援の必要性が問題提起されたことを機に、平成24年度から実施。自殺未遂者またはその家族等に対して、市保健所が積極的に介入して適切な支援を図ることにより、再度自殺企図のないように生活支援する。

（単位：件）

年度	新規支援事例	自殺企図に至った要因 ※要因複数あり				自殺未遂歴有
		家族問題	経済問題	住居問題	健康問題	
H29	0	0	0	0	0	0
H30	4	2	2	1	3	2
R 1	7	6	3	1	7	4

(12) 感染症対策

① 感染症対策

感染症のまん延を防止するため、発生時の患者への調査指導、該当業務への就業制限、消毒の指示、接触者への健康診断の勧告等を行っている。また、感染症発生動向調査により、発生報告を行っている。

一、二、三類感染症発生状況

（単位：人）

年	種別	三 類			計	
		腸管出血性大腸菌感染症	コレラ	細菌性赤痢		腸チフス パラチフス
H29		15	0	0	1	16
H30		14	0	0	0	14
R 1		15	0	3	0	18

※一類感染症、二類感染症（結核を除く）は発生なし

※結核（二類感染症）については「(11) 結核予防」に記載

② エイズ対策事業

エイズの感染防止と患者・感染者や病気そのものへの差別や偏見の解消を図るため、エイズ出前講座やミニ講座の実施、チラシの配布を行い正しい知識の普及啓発に努めている。また、HIV抗体検査やエイズホットラインによる相談等を実施している。(単位：件、人、回)

年 度	面接・電話による相談件数(延)		H I V抗体検査 受 診 者 数	エイズ出前講座	エイズミニ講座
		うちエイズホットライン			
H29	538	457	255	3	21
H30	563	455	251	5	6
R 1	516	454	283	3	6

③ 肝炎対策事業

肝炎やウイルス感染について不安のある方へ無料検査や相談等を実施している。(単位：件)

年 度	肝炎相談件数	C型肝炎ウイルス検査数	B型肝炎ウイルス検査数
H29	192	308	314
H30	144	354	358
R 1	107	317	338

④ 風しん対策事業

平成25年の全国的な風しんの流行を受けて、妊婦の風しん感染を防ぎ、先天性風しん症候群を予防するため、無料の風しん抗体検査やワクチン費用の一部助成を行っている。

助成状況 (単位：件)

年 度	風しん抗体検査	ワクチン費用助成
H29	745	592
H30	2,170	921
R 1	974	566

※平成25年度は対象者からの申請によりワクチン費用の一部助成を行った。

※平成26年度から、県下統一の事業として風しん抗体検査の無料実施が開始された。この抗体検査で抗体価が十分でなかった方を対象として、ワクチン費用の一部助成を行った。

※平成28年度は、妊婦健診で風しん抗体価が十分でなかった方にも対象を拡げ、ワクチン費用の一部助成を行った。

令和元年度から令和3年度までの3年間、風しんの追加的対策として、風しんの予防接種を公的に受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性に対し、抗体検査及び予防接種を実施している。

実施状況

年 度	抗体検査	予防接種
R 1	4,176	984

※令和元年度は、対象者のうち、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性に対し、抗体検査及び予防接種を無料で受けることができるクーポン券を送付。

(13) 結核予防

① 定期健康診断（胸部レントゲン検診）

結核患者の早期発見，早期治療のため健康診断を実施している。

（単位：人，％）

区分		年度	H29	H30	R 1
胸部レントゲン	該当者数		133,488	130,048	130,915
	受診者数		22,847	21,083	22,215
	受診者数（医療機関）		-	-	-
	受診率（％）		17.1	17.1	17.0
か く 痰 検 査			0	0	0
結 核 発 見 患 者 数			1	0	0

② 定期予防接種

乳幼児期の結核の早期発見及び感染予防のために行っている。

（単位：人）

区分		年度	H29	H30	R 1
B C G 接 種			4,210	4,077	3,902

③ 結核患者管理

ア 結核登録患者の状況

（単位：人）

年	新登録患者		年末現在登録患者	
	患者数	り患率	登録患者	登録率
H29	46	9.5	132	27.3
H30	33	6.8	109	22.6
R 1	27	5.6	89	18.5

※り患率，登録率は人口（10月1日現在）10万人対

イ 接触者健康診断

（単位：人）

結核患者の接触者等に健康診断を行い，感染源の探索及び二次感染・発病の早期発見に努めている。

年度	受診者数
H29	521
H30	619
R 1	580

ウ 管理検診

（単位：人）

結核登録患者に対して，結核の予防又は医療上の必要時に精密検査を行い，再発・重症化の早期発見に努めている。

年度	受診者数
H29	92
H30	151
R 1	166

エ 結核医療費公費負担状況

（単位：件）

（単位：件）

第37条関係（勧告入院患者）			
H30年度末	R 1 年度承認数	R 1 年度解除数	R 1 年度末現在
1	8	7	2

年度	第37条の2関係（一般患者）	
	申請数	承認数
H29	102	102
H30	82	82
R 1	60	58

(14) 予防接種

① 定期予防接種

伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、各種予防接種を行っている。

接種者総数

(単位：人)

区		分	H29年度	H30年度	R1年度	
B 型 肝 炎	第一回		4,219	4,049	3,906	
	第二回		4,173	4,090	3,920	
	第三回		4,392	3,985	3,891	
四 種 混 合 〔百日ぜき ジフテリア 破傷風 急性灰白髄炎〕	第一期	第一回	4,235	4,092	3,915	
		第二回	4,245	4,100	3,947	
		第三回	4,252	4,126	3,940	
		追 加	4,421	4,256	4,114	
三 種 混 合 〔百日ぜき ジフテリア 破傷風〕	第一期	第一回	0	0	0	
		第二回	0	0	0	
		第三回	0	0	0	
		追 加	0	0	0	
二 種 混 合 〔ジフテリア 破傷風〕	第一期	第一回	0	0	0	
		第二回	0	0	0	
		追 加	0	0	0	
		第 二 期	2,436	2,672	2,970	
麻しん風しん混合ワクチン		第 一 期	4,400	4,191	3,938	
		第 二 期	4,506	4,232	4,362	
麻 し ん			1	0	0	
風 し ん			0	0	0	
日 本 脳 炎	第一期	初回	第一回	4,763	4,806	4,702
			第二回	4,614	4,770	4,755
		追 加	4,332	4,689	4,400	
			第 二 期	3,402	3,789	3,836
ポリオ (不活化ワクチン)	第一期	第一回	3	1	0	
		第二回	32	9	0	
		第三回	51	15	1	
		追 加	107	32	4	
水 痘	第一回		4,361	4,171	3,989	
	第二回		3,778	3,856	3,920	
子 宮 頸 が ん	第一回		25	71	264	
	第二回		18	60	197	
	第三回		15	37	128	
ヒ ブ	第一回		4,505	4,032	3,892	
	第二回		4,262	4,078	3,842	
	第三回		4,183	4,048	3,808	
	追 加		3,964	4,170	3,720	
小 児 用 肺 炎 球 菌	第一回		4,508	4,037	3,913	
	第二回		4,271	4,082	3,930	
	第三回		4,199	4,066	3,922	
	追 加		3,988	4,189	4,044	
高 齢 者 インフルエンザ	65歳以上		70,158	73,340	77,046	
	60～65歳未満		101	92	109	
成 人 用 肺 炎 球 菌	65歳以上		12,603	11,845	4,212	
	60～65歳未満		1	0	2	

日本脳炎予防接種は接種後の健康被害の問題により、平成17年5月30日以降積極的勧奨を差し控えていた。新しいワクチンの導入により平成22年度から接種勧奨を再開、平成23年5月20日には積極的勧奨差し控えの影響を受けた者への特例が施行された。

平成24年11月1日から、従来の三種混合にポリオ不活化ワクチンを加えた四種混合ワクチンが導入された。

子宮頸がん予防・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチンは、平成22年度から接種費用の全額助成を行った。平成25年4月から定期接種となった。

子宮頸がん予防ワクチンについては、平成25年6月14日に積極的勧奨を差し控える勧告が出された。

水痘ワクチンは平成26年10月から定期接種化された。平成26年度のみ5歳未満の者に1回接種する経過措置が行われた。

成人用肺炎球菌ワクチンは、平成23年度、24年度に満70歳以上の市民、平成25年度から平成26年9月末までは満70歳の市民に対し、費用の一部助成を行った。平成26年10月から定期接種となった。

B型肝炎ワクチンは、平成28年10月から定期接種化された。

② 予防接種に関する相談件数

相談件数

(単位：件)

相談内容	H29年度	H30年度	R1年度
助成制度に関すること	1,395	956	1,007
予防接種番号について	704	571	458
接種スケジュールに関すること	310	287	161
予防接種の効果に関すること	188	178	88
副反応に関すること	50	35	28
実施の報告について	129	159	156
その他	107	114	82

(15) 難病対策

① 指定難病医療支援事業（実施主体：県）

(単位：人)

原因不明で、治療方法が確立していない難病のうち、国が定める疾病にかかっており、病態など一定の基準を満たす患者の医療費の自己負担分の一部を公費で負担している。患者の負担軽減だけでなく、病状や治療状況を把握し、治療研究の推進を図っている。

年度	認定患者数(含重症患者)	重症患者数
H29	4,056	—
H30	3,976	—
R1	4,168	—

② 小児慢性特定疾病医療支援事業

(単位：人)

小児慢性特定疾病にかかっている児童等に対して、医療費の自己負担の一部を公費負担することにより、児童の健全な育成を促進し、患者の負担軽減を図っている。

年度	認定患者数
H29	536
H30	520
R1	491

③ 訪問相談事業

(単位：回、人)

医療福祉相談に参加できない要支援難病患者やその家族が抱える日常生活上及び療養上の悩みについて、患者のプライバシーに配慮しつつ、個別の相談、指導、助言等を行うため、看護師等を訪問相談員として派遣するとともに、訪問相談員の確保と資質の向上を図るため、訪問看護師等の育成を行っている。

年度	実	延べ
H29	7	94
H30	6	61
R1	5	55

④ 医療福祉相談事業

(単位：回，人)

難病患者等の療養上の不安を解消するため、医療福祉相談班による相談、指導、助言を行っている。

年 度	開催回数	参加人数
H29	3	18
H30	3	17
R 1	3	13

⑤ 患者・家族交流会

(単位：回，人)

同病者が少なく孤立しやすい難病患者・家族に対して、患者・家族の交流会を通じ、仲間づくりの支援を行っている。

年 度	開催回数	参加人数
H29	9	225
H30	5	147
R 1	9	172

(16) 保健師活動

① 家庭訪問指導状況

地域の保健福祉サービスの現状と住民のニーズを総合的に検討しながら、倉敷市保健所、各保健福祉センター等の保健師82名があらゆる健康状態の住民を対象に地域保健活動を推進している。

年 度	区 分	計		感染症		結 核		精 神		心身障害 (児・者)		成人・老人	
		初回	延べ	初回	延べ	初回	延べ	初回	延べ	初回	延べ	初回	延べ
H29	被指導 人 員	3,327	6,316	27	27	86	313	459	1,144	40	59	92	162
	割 合 (%)	100.0	100.0	0.8	0.4	2.6	5.0	13.8	18.1	1.2	0.9	2.8	2.6
H30	被指導 人 員	3,405	5,976	13	13	82	221	506	1,202	26	29	201	338
	割 合 (%)	100.0	100.0	0.4	0.2	2.4	3.7	14.9	20.1	0.8	0.5	5.9	5.7
R 1	被指導 人 員	3,979	7,646	58	58	45	116	499	1,276	102	136	20	31
	割 合 (%)	100	100	1.5	0.8	1.1	1.5	12.5	16.7	2.6	1.8	0.5	0.4

年 度	区 分	小児慢性 特定疾患		難 病		妊 産 婦		乳 児		幼 児		児童虐待		そ の 他	
		初回	延べ	初回	延べ	初回	延べ	初回	延べ	初回	延べ	初回	延べ	初回	延べ
H29	被指導 人 員	8	17	67	166	503	641	824	1,155	503	931	414	1,206	304	495
	割 合 (%)	0.2	0.3	2.0	2.6	15.1	10.1	24.8	18.3	15.1	14.8	12.5	19.1	9.1	7.8
H30	被指導 人 員	37	47	42	140	508	657	759	1,006	488	818	278	770	465	735
	割 合 (%)	1.1	0.8	1.2	2.3	14.9	11.0	22.3	16.8	14.3	13.7	8.2	12.9	13.6	12.3
R 1	被指導 人 員	134	215	37	49	788	1,159	1,066	1,565	529	969	284	1,069	417	1,003
	割 合 (%)	3.4	2.8	0.9	0.6	19.8	15.1	26.8	20.5	13.3	12.7	7.1	14.0	10.5	13.1

(17) 組織育成

① 保健ボランティア

母子をはじめ、地域住民の健康づくりの推進役として地域ごとに組織されている愛育委員、栄養委員等のボランティアに対し、研修等を実施している。

(各年度 3.31現在 単位：人)

区分 年度	愛育委員						栄養委員					
	倉敷	水島	児島	玉島	真備	計	倉敷	水島	児島	玉島	真備	計
H29	1,472	694	829	870	202	4,067	318	204	299	282	151	1,254
H30	1,454	672	822	870	203	4,021	321	212	301	271	130	1,235
R 1	1,471	673	809	838	203	3,994	325	217	286	257	117	1,202

※船穂分は、玉島分に含まれる。

② 親子クラブ

就学（園）までの乳幼児及びその親により、おおむね小学校区単位に組織されており、地域の中の母と子の仲間づくりをすすめることにより、情報交換の場・育児の学習の場とし、更に、母子保健の問題を当事者の立場から考え健康問題の解決を目指すことを目標とし活動している。

(各年度 9.1現在 単位：人、数)

年度	倉敷			水島			児島			玉島			真備		
	母	子	クラブ	母	子	クラブ	母	子	クラブ	母	子	クラブ	母	子	クラブ
H29	380	431	20	66	72	6	61	70	5	118	136	5			
H30	349	393	18	65	71	5	40	43	3	80	89	5			
R 1	277	296	17	61	68	4	49	54	2	65	70	5			

※真備は、平成28年度に倉敷市親子クラブから脱退した。

(18) 健康危機管理事業

地域における健康危機管理の観点から、地域住民組織及び地域の関係機関と共に、有事に迅速かつ有効な対応ができるような体制の構築を目指す。

① 地域健康危機管理体制推進事業

ア 災害時医療体制構築

市内36病院の職員を対象に、平成30年7月豪雨災害での経験を踏まえ、減災をテーマに研修会を実施した。また、災害時に、患者が災害拠点病院に集中することなく、スムーズに医療を受けることができるように、研修会で話題提供を行った。(病院・行政職員46名参加)

イ 住民共助での災害時対応力の向上

減災のための地域づくり等について普及啓発、特に平成30年7月豪雨災害の経験から住民同士のつながりの大切さを伝える啓発を行った。(小地域ケア会議、愛育委員会、小地域ケア会議等で 計34回 1,577人に実施)

ウ 災害時の保健所機能強化

平成28年度から、倉敷市災害対策本部保健対策部保健所班として、災害時には平常時の4課体制から課を超えた組織横断的な多職種による6班体制にすることとしており、各班での検討・訓練・会議を実施した。(計24回延181人参加)

保健所内の多職種検討チームによる災害時対応マニュアルやアクションカードの見直し、保健所対策本部の機能強化を目指し、DHEAT研修への職員派遣、研修参加者企画による保健所全職員を対象とした訓練を実施し、研修内容の共有を図った。(106人参加)

② 感染症への備え

新型インフルエンザ情報伝達訓練(11月8日)を実施。岡山県の実施する情報伝達訓練にあわせて実施した。県から伝達された情報を分析し、保健所として実施すべきことを検討した。

(19) 献血の推進

医療技術の高度化により輸血用の血液の需用が年々増加し、それに対応するため、定期献血、地区献血を実施し、血液の確保に努めている。

・献血者数 (単位：人)

年 度	200ml	400ml
H29	63	16,479
H30	93	15,523
R 1	70	15,615

(20) 医療施設、医師等医療従事者の状況

① 医療施設の概況

(R2. 3.31現在 単位：数)

区 分	病 院							一般診療所				歯科診療所				助産所数	
	施設数 総数	病 床 数						施設数 総数	有床診療所数	有床診療所病床数	無床診療所数	施設数 総数	有床診療所数	有床診療所病床数	無床診療所数		
		総数	精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床										
全 市	36	7,390	854	10	0	1,186	5,340	353	19	310	334	226	0	0	226	13	
再掲	倉敷	15	4,738	662	10	0	389	3,677	183	8	113	175	114	0	0	114	6
	児島	6	720	0	0	0	138	582	54	5	85	49	34	0	0	34	2
	玉島	7	733	0	0	0	440	293	57	2	38	55	33	0	0	33	0
	水島	6	927	0	0	0	219	708	51	4	74	47	38	0	0	38	3
	真備	2	272	192	0	0	0	80	8	0	0	8	7	0	0	7	2

② 医療機関に対する立入検査 () は、うち自主検査数

(令和元年度 単位：件)

区 分	立入検査延べ件数	文書指導延べ件数	処 分 件 数				告発件数
			使用制限又は禁止	管理者の変更	許可の取消	閉鎖命令	
病 院	36	1	0	0	0	0	
診療所	一般診療所	66(55)	1	0	0	0	
	歯科診療所	48(43)	0	0	0	0	
助産所	0	0	0	0	0	0	
計	150(98)	2	0	0	0	0	

③ 医師等の医療従事者数

(隔年12.31現在 単位：人)

年 次	医 師	歯科医師	薬 剤 師	保 健 師	助 産 師	看 護 師
平成28年	1,757	350	908	190	169	7,382
平成30年	1,795	349	917	200	182	7,583

※看護師数は、准看護師数を含む。

(21) 救急医療

① 初期救急医療体制

ア 倉敷市休日夜間急患センター

- ・ 所在地 倉敷市新田2689番地 (電話425-5020)
- ・ 目的 市民の急病の医療需要に対処し、その救急医療体制の確保及び充実に図り、市民の健康保持の増進及び福祉の向上に寄与する。
- ・ 開設年月日 昭和57年10月1日

- ・診療時間 休日 午前9時～午後0時30分，午後1時～午後5時
夜間 午後8時～午後11時
- ・診療科目 内科及び小児科
- ・診療体制 業務の全部を公益財団法人倉敷市保健医療センターに委託
休日 医師2名（1名は小児科医），看護師3名，事務3名
夜間 医師1名，看護師2名，事務1名
- ・委託料 84,318千円（令和元年度）
- ・患者数の状況

（単位：人）

区分	年度	診療日数	患者数	1日当たり患者数
休日診療	H29	71	5,924	83.4
	H30	72	5,412	75.2
	R1	76	6,091	80.1
夜間診療	H29	365	4,540	12.4
	H30	365	4,415	12.1
	R1	366	4,474	12.2

イ 在宅夜間急病診療

- ・目的 夜間急病患者の救済を図り，市民の生命を守るとともに健全な生活の確保に資することを目的とする。
- ・施行年月日 昭和52年4月1日
- ・診療時間 午後8時～午後10時
- ・診療箇所 児島，玉島地区に各1箇所
- ・診療体制
 - 倉敷市連合医師会に業務を委託し，在宅当番医輪番診療により実施
 - 内科，小児科医を中心とした在宅当番医による応急処置とする。
 - テレホンガイドによる案内（児島・玉島支所に1箇所ずつ設置，ガイド時間は午後7時～午後10時）
 - 待機医師による診療
 - 当番医の診断で必要とする科目の待機医師（眼，耳，産等）へ連絡し，指示を受ける。
 - 二次病院への収容
 - 当番医の診断で直ちに入院治療を要する患者について，二次病院（奇数日は倉敷中央病院，偶数日は川崎医科大学附属病院）へ必要のあるときは連絡のうえ転送する。
- ・委託料 16,761千円（令和元年度）
- ・患者数の状況

（単位：人）

区分	年度	H29	H30	R1
内科・小児科疾患		812	800	712
外科的疾患		40	36	24
産婦人科疾患		19	20	9
耳鼻いんこう科疾患		17	12	24
眼科疾患		2	5	3
その他の疾患		10	9	2
合計		900	882	774
救急病院へ移送した者		7	8	10

ウ 在宅休日診療

- ・目的 休日急病患者の救済を図り，市民の生命を守るとともに健全な生活の確保に資することを目的とする。
- ・診療時間 午前9時～午後5時
- ・診療箇所 倉敷・水島地区1箇所，児島地区2箇所，玉島地区1箇所，真備地区1箇所

- ・診療体制 倉敷、児島、玉島、吉備、都窪、北児島医師会の在宅当番医輪番診療
- ・委託料 16,241千円（令和元年度）
- ・患者数の状況

（単位：人）

年 度	倉敷・水島	児 島	玉 島	真 備
H29	2,094	4,732	1,820	591
H30	1,817	4,285	1,909	125
R 1	3,626	5,790	2,122	420

※船穂地区は玉島地区へ含まれる。

エ 休日歯科診療

- ・目 的 市民の休日歯科診療の需要に対処し、その医療体制の確保を図る。
- ・施行年月日 倉敷・水島……昭和53年1月1日、児島……昭和54年10月7日、玉島……昭和56年4月5日
- ・診療時間 倉敷・水島地区…午前10時～12時、午後1時～午後3時
児島地区……午前10時～12時、午後1時～午後3時
玉島地区……午前10時～12時、午後1時30分～午後3時
- ・診療箇所 倉敷・水島、児島、玉島地区各1箇所
- ・診療体制 倉敷・水島地区（倉敷歯科医師会）……センター方式
児島・玉島地区（児島・玉島歯科医師会）…在宅当番医による輪番診療
- ・補助金 1休日当たり15千円
- ・患者数の状況

（単位：人）

年 度	倉敷・水島	児 島	玉 島
H29	729	111	136
H30	834	116	151
R 1	851	129	165

オ 救急告示医療機関

- ・目 的 けがや交通事故等の外科的治療を要する患者の医療体制を確保することを目的とする。
- ・診療時間 24時間
- ・指定病院 市内22病院
- ・補助金 1病院につき200千円（22病院）

カ 小児初期救急医療確保のための事業

- ・目 的 小児の初期救急患者を小児科医が診療する医療体制の確保を図る。
- ・診療体制 倉敷医師会、児島医師会に委託し、休日、夜間に小児科医が診療にあたる。
- ・施行年月日 倉敷……平成15年1月1日、児島……平成14年10月1日
- ・委託料 12,830千円（令和元年度）

キ 自動体外式除細動器（AED）貸出事業

- ・目 的 市で開催される各種行事においてAEDを貸出すことにより、心肺停止者への早期の救命手当を行うとともに、市民へのAEDの普及啓発を行い、市民の安全と安心の確保に資することを目的とする。
- ・施行年月日 平成21年4月1日
- ・貸出体制 保健所に設置しているAED1台を閉庁日を中心に貸出する。
平成29年12月20日から、本庁、保健所、児島・玉島・水島・庄・茶屋町・船穂・真備支所の9箇所に貸出用AEDを1台ずつ設置し、貸出窓口を拡大した。

② 二次救急医療体制

- ・目 的 休日又は夜間における重症救急患者（入院治療を必要とする患者）の医療を確保することを目的とする。
- ・施行年月日 昭和54年3月15日
- ・二次救急医療圏域の範囲

(岡山県南西部圏域構成市町) …倉敷市, 笠岡市, 井原市, 総社市, 浅口市, 早島町, 里庄町, 矢掛町
(令和2年4月1日現在構成市町)

・診療体制 圏域内の病院群輪番制病院(2病院)から1箇所, 協力病院当番制病院(18病院)から倉敷地区(倉敷・水島・玉島)3箇所, 井笠地区1箇所が当番となり, 病院群が輪番制方式により実施している。なお, 小児の救急体制を強化するため, 平成14年4月1日から2病院の輪番制による小児救急医療支援事業を開始した。

・補助金 48,036千円(令和元年度)

・経費の負担

- 病院群輪番制病院運営事業 圏域市町 全額負担
- 小児救急医療支援事業 国・県・圏域市町 各1/3の負担割合
- 協力病院当番制病院運営事業 圏域市町 全額負担
- 圏域内の市町が均等割20%, 人口割80%の負担割合で本事業実施に伴う経費を負担する。
- 令和元年度における圏域内市町からの負担金額合計 17,756千円

・二次救急患者数の状況

病院群輪番制病院運営事業・小児救急医療支援事業 (単位:人)

年度	区分	内科	小児科	外科	その他	計	当番日
H29	入院	2,951 (6.8)	732 (1.7)	208 (0.5)	2,133 (4.9)	6,024 (13.8)	437日
	外来	12,134 (27.8)	9,340 (21.4)	520 (1.2)	11,508 (26.3)	33,502 (76.7)	
	計	15,085 (34.5)	10,072 (23.0)	728 (1.7)	13,641 (31.2)	39,526 (90.4)	
H30	入院	3,263 (7.4)	666 (1.5)	197 (0.4)	2,274 (5.2)	6,400 (14.6)	438日
	外来	13,174 (30.1)	9,098 (20.8)	542 (1.2)	12,584 (28.7)	35,398 (80.8)	
	計	16,437 (37.5)	9,764 (22.3)	739 (1.7)	14,858 (33.9)	41,798 (95.4)	
R1	入院	3,463 (7.8)	666 (1.5)	203 (0.5)	2,258 (5.1)	6,590 (14.9)	442日
	外来	12,069 (27.3)	7,969 (18.0)	585 (1.3)	10,824 (24.5)	31,447 (71.1)	
	計	15,532 (35.1)	8,635 (19.5)	788 (1.8)	13,082 (29.6)	38,037 (86.1)	

※その他は, 整形外科, 脳神経外科など

※()は一当番日平均患者数。計は一致しない場合がある。

協力病院当番制病院運営事業

(単位:人)

年度	区分	内科	小児科	外科	その他	計	当番日
H29	入院	299 (1.0)	4 (0.0)	62 (0.2)	93 (0.3)	458 (1.6)	288日
	外来	2,522 (8.8)	355 (1.2)	716 (2.5)	2,244 (7.8)	5,837 (20.3)	
	計	2,821 (9.8)	359 (1.2)	778 (2.7)	2,337 (8.1)	6,295 (21.9)	
H30	入院	199 (0.7)	6 (0.0)	35 (0.1)	177 (0.6)	417 (1.4)	292日
	外来	2,112 (7.2)	179 (0.6)	722 (2.5)	2,235 (7.7)	5,248 (18.0)	
	計	2,311 (7.9)	185 (0.6)	757 (2.6)	2,412 (8.3)	5,665 (19.4)	
R1	入院	210 (0.7)	3 (0.0)	69 (0.2)	193 (0.6)	475 (1.6)	304日
	外来	2,462 (8.1)	131 (0.4)	923 (3.0)	2,056 (6.8)	5,572 (18.3)	
	計	2,672 (8.8)	134 (0.4)	992 (3.3)	2,249 (7.4)	6,047 (19.9)	

※その他は, 産婦人科, 整形外科など

※()は一当番日平均患者数。計は一致しない場合がある。

③ 三次救急医療体制

- ・目的 休日又は夜間における重篤救急患者(脳卒中, 心臓発作等の入院治療を必要とする患者)の医療を確保することを目的とする。
- ・施行年月日 川崎医科大学附属病院……昭和54年1月1日, 岡山赤十字病院……昭和58年4月1日
津山中央病院……平成11年12月19日, 岡山大学病院……平成24年4月1日
倉敷中央病院……平成25年4月16日
- ・診療体制 県知事が岡山県下5箇所病院を指定, 救命救急センターを設置し診療にあたる。
救命救急センター……岡山赤十字病院, 倉敷中央病院, 津山中央病院

高度救命救急センター……岡山大学病院, 川崎医科大学附属病院

④ 地域医療の普及啓発

- ・事業概要 対話型講演会など高梁川流域連携中枢都市圏内の医療機関等と連携した取組を通じて、医療の機能分化に対する知識を深め、適切な地域医療環境の構築を図るための啓発活動を行う団体に対して支援を行う。
- ・施行年月日 平成28年4月1日
- ・補助金 400千円（令和元年度）

(2) 生活衛生

① 生活衛生対策

ア 旅館業、興行場、公衆浴場などの生活衛生営業施設等に対し、関係法に基づき、許可、届出の受理及び監視指導等を行い、公衆衛生の向上に努めている。 (単位：件)

年度	区分	旅館	興行場	公衆浴場	理容所	美容所	クリーニング	特定建築物	計
		H29	施設数	162	9	51	457	997	254
	監視・指導施設数	26	1	32	59	175	37	4	334
H30	施設数	165	9	51	456	1,018	229	132	2,060
	監視・指導施設数	11	0	5	19	34	5	5	79
R1	施設数	178	9	51	451	1,044	233	137	2,103
	監視・指導施設数	5	0	10	34	71	0	0	120

年度	区分	プール	コインランドリー	計	温泉利用	簡易専用水道	専用水道	計
		H29	施設数	33	75	108	13	500
	監視・指導施設数	11	2	13	5	5	0	10
H30	施設数	33	84	117	14	508	14	536
	監視・指導施設数	0	0	0	0	0	0	0
R1	施設数	33	90	123	14	516	14	544
	監視・指導施設数	9	0	9	0	0	0	0

イ 家庭用品衛生監視指導

家庭用品に含まれる有害物質による健康被害を防止するため、市販されている製品を購入し、試験検査を実施している。

(検査項目：ホルムアルデヒド等、家庭用品の分類：繊維製品等)

年 度	検査件数	検査成績	
		適	不適
H29	30	30	0
H30	0	-	-
R1	30	30	0

② 薬事関係対策

ア 薬事関係監視

安全な医薬品等の提供と適正な使用を図るため、薬局、医薬品販売業者及び医療機器販売業者等に対し、監視指導を実施している。(単位：件)

年 度	許可・届出施設数	新規許可施設数	更新許可施設数	廃止施設数	立入検査施行施設数
H29	2,058	164	106	159	760
H30	2,086	147	66	119	487
R 1	2,129	154	41	111	504

イ 毒物劇物関係監視

毒物及び劇物に起因する保健衛生上の危害を防止するため、毒物劇物販売業及び毒物劇物業務上取扱業者等に対し、監視指導を実施している。(単位：件)

年 度	登録・届出施設数	新規登録施設数	更新登録施設数	廃止施設数	立入検査施行施設数
H29	328	15	56	23	99
H30	329	17	33	16	63
R 1	353	35	22	11	81

③ 食中毒防止対策

ア 食品衛生監視指導

食中毒の予防及び食品の多様化と製造技術の高度化に対応するため、倉敷市食品衛生監視指導計画に基づき食品等関連施設に対する監視指導を実施した。

(ア) 食品関係営業許可施設数及び監視指導状況 (令和元年度)

区 分	営業施設数 (年度末現在)	営業許可施設数(年度中)		廃業施設数 (年度中)	監視数 (年度中)	
		継 続	新 規			
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	2,405	286	208	213	670
	仕出し屋・弁当屋	365	57	43	30	142
	旅 館	107	21	5	4	41
	そ の 他	1,455	131	252	246	405
そ の 他	3,659	325	368	350	905	
計	7,991	820	876	843	2,163	
不要許可施設	2,399	-	-	-	368	

(イ) 集団給食施設に対する監視指導の実施 (令和元年度)

区 分	施 設 数	監視指導数	
特定給食施設	学 校	62	33
	病院・診療所	17	19
	社会福祉施設等	115	53
	計	194	105

(ウ) 食中毒発生状況

年度	発生年月日	施 設	摂食者数	患 者 数	原 因 物 質
R 1	5月25日	飲食店	37	20	ノロウイルスGⅡ.3
R 1	8月13日	飲食店	24	16	サルモネラ属菌(O4)
R 1	8月14日	飲食店	22	5	サルモネラ属菌(O4)
R 1	12月29日	飲食店	34	21	ノロウイルスGⅡ.4

イ 衛生教育事業

各種講習会で、営業者及び消費者に対する衛生知識の普及啓発に努めた。

(単位：回，人)

年度	区分	営業者	集団給食	消費者	その他	計
H29	回数	22	5	8	4	39
	人数	886	660	252	74	1,872
H30	回数	15	3	10	1	29
	人数	843	355	360	9	1,567
R1	回数	22	2	10	1	35
	人数	730	342	284	15	1,371

④ 動物の適正飼育の推進

ア 狂犬病予防対策

法に基づき、犬の登録・注射済票交付を行った。また、市民からの苦情相談（捕獲依頼）等により野犬の捕獲に努めた。

年度	区分	犬の登録頭数	(再掲) 新規登録頭数	狂犬病予防注射頭数	野犬等の捕獲頭数及び返還頭数		苦情相談件数(野犬に関するもの)		
					捕獲頭数	返還頭数	捕獲収容依頼	咬傷	その他
H29		25,080頭	2,032頭	14,267頭	418頭	68頭	492件	3件	31件
H30		25,685頭	2,209頭	14,264頭	376頭	78頭	492件	0件	14件
R1		25,993頭	1,978頭	14,884頭	327頭	51頭	609件	1件	8件

イ 動物の愛護及び管理業務

やむを得ない理由で飼えなくなった犬及び猫について引取りを行った。また、飼い犬及び猫における苦情相談に対して指導を行った。

年度	区分	犬の引取り頭数	苦情相談件数(飼い犬に関するもの)			
			放し飼い	鳴き声・糞尿	咬傷	その他
H29		3頭	19件	44件	9件	26件
H30		6頭	26件	65件	14件	62件
R1		5頭	25件	31件	8件	46件

年度	区分	ねこの引取り匹数	苦情相談件数(ねこに関するもの)		
			保護・引取り	被害(不適正飼養・鳴き声・糞尿)	その他
H29		32匹	75件	69件	23件
H30		48匹	78件	95件	30件
R1		2匹	57件	104件	12件

ウ 倉敷市犬・ねこ等適正飼育啓発員(くらしきペットサポーター)

平成20年度に設置された倉敷市動物愛護管理審議会の答申を受け、行政と市民との架け橋を担う人材を育成することとなったもの。平成23年10月1日より試行されており、平成27年度からは公募による講習会を実施し、現在までに185名(累計)に活動を委託している。

エ 第一種動物取扱業

動物を販売するペットショップ等の施設について、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき登録・更新検査を実施した。

区分 年度	事業所件数	登録件数	(再掲) 新規登録数	(再掲) 登録の更新件数
H29	191件	226件	29件	36件
H30	186件	225件	17件	16件
R 1	189件	228件	24件	22件

(2) 衛生検査

① 流通食品の検査

市内の流通食品について食品衛生法に基づき、取去検査等を実施した。

年度	内 容	検査件数	検査項目数
H29	食 品 衛 生 検 査	766	8,515
	残留農薬・動物用医薬品検査	44	14,306
H30	食 品 衛 生 検 査	526	6,824
	残留農薬・動物用医薬品検査	32	9,523
R 1	食 品 衛 生 検 査	848	8,819
	残留農薬・動物用医薬品検査	41	12,621

② 食中毒・苦情検査

食中毒・苦情発生時に、原因物質究明のための微生物、ノロウイルス及び理化学検査を実施した。

年度	検査件数	検査項目数
H29	145	1,378
H30	59	572
R 1	128	906

③ 感染症検査

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症拡大防止のための微生物検査及びノロウイルス検査を実施した。

年度	検査件数	検査項目数
H29	25	25
H30	75	75
R 1	55	55

④ 生活（環境）衛生検査

公衆浴場法施行条例、旅館業法施行条例等に基づき、市内の生活（環境）衛生施設の水質検査を実施した。

年度	検査件数	検査項目数
H29	31	175
H30	14	84
R 1	23	129

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、家庭用品（乳幼児用繊維製品）のホルムアルデヒド検査を実施した。

年度	検査件数	検査項目数
H29	30	30
H30	0	0
R 1	30	30

※平成30年度は災害のため実施なし

13. 国民健康保険

(1) 国民健康保険事業の概要

平成29年度までの国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は、死亡に関し必要な保険給付を行うため、市町村が保険者となり、特別会計を設け保険料と国庫支出金を二大財源として、事業運営を行ってきた。

平成30年4月からの新たな国民健康保険制度においては、都道府県も新たに保険者に加わり、都道府県は、国民健康保険の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など事業運営の中心的な役割を担う一方、市町村は、資格管理や保険給付、保険証等の発行、保険料率の決定、保険料の賦課・徴収、保健事業など、被保険者（国保加入者）の身近な事業を引き続き担っている。

また、国民健康保険の加入対象者は、職場の健康保険や後期高齢者医療制度・生活保護適用者以外のすべての住民である。

・根拠法令：国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）

(2) 令和2年度倉敷市国民健康保険事業特別会計予算

(単位：千円)

歳 入			歳 出		
科 目	R2年度当初	構成比	科 目	R2年度当初	構成比
1. 国民健康保険事業収入	46,110,811	100.0	1. 国民健康保険事業費	46,110,811	100.0
01 保険料	8,014,185	17.4	01 総務費	649,981	1.4
03 保険税	531	0.0	05 保険給付費	33,511,863	72.7
05 使用料及び手数料	200	0.0	08 国民健康保険事業費納付金	11,449,979	24.8
10 国庫支出金	27,893	0.1	10 保健事業費	349,888	0.8
20 県支出金	33,784,685	73.3	15 諸支出金	148,600	0.3
27 財産収入	2,330	0.0	20 予備費	500	0.0
30 繰入金	3,967,279	8.6			
35 繰越金	110,000	0.2			
40 諸収入	203,708	0.4			

(3) 一般会計からの繰入金

(単位：千円)

区分	年度	H30 (決算)	R 1 (決算見込)	R 2 (当初予算)
歳入		50,390,601	49,211,807	46,110,811
歳出		49,733,841	48,791,966	46,110,811
差引残高		656,760	419,841	0
繰入額		3,947,826	3,961,579	3,967,279

(4) 被保険者の現況

① 加入割合

(R2. 3. 31現在)

人 口			国 保 加 入			加 入 率	
人 口	世 帯	1世帯当たり 人 員	被保険者	世 帯	1世帯当たり 人 員	被保険者	世 帯
481,542人	213,391世帯	2.26人	92,421人	59,304世帯	1.56人	19.19%	27.79%

② 加入者の推移（年間平均）

区分	年度	H30	R 1	R 2（見込）
加 入 世 帯		61,851	60,179	58,530
加 入 者		98,334	94,363	90,690
加 入 率（％）		20.4	19.6	-

③ 被保険者異動状況（令和元年度）

国 保 資 格 取 得				国 保 資 格 喪 失			
転 入	社保離脱	後期離脱	その他	転 出	社保加入	後期加入	その他
2,174	11,694	8	1,510	2,298	10,050	3,225	3,654

(5) 保険料

① 賦課方法等

料・税の別		料
賦 課 方 法	医 療 分	3方式 (所得割・均等割・平等割)
	後期高齢者支援金分	
	介 護 分	
所得割算定基礎	医 療 分	旧ただし書方式 (基礎控除後の総所得金額等)
	後期高齢者支援金分	
	介 護 分	
賦 課 期 日		4月1日
納 期		10回（6月～3月）
納 期 限		毎月末（12月は25日）

② 保険料率

(単位：％,円)

区分 年度	医 療 分				後期高齢者支援金分				介 護 分			
	所得割	均等割	平等割	賦 課 限 度 額	所得割	均等割	平等割	賦 課 限 度 額	所得割	均等割	平等割	賦 課 限 度 額
H30	7.2%	26,040	21,240	580,000	2.6%	9,240	6,720	190,000	2.2%	9,240	5,280	160,000
R 1	7.2%	26,040	21,240	610,000	2.6%	9,240	6,720	190,000	2.2%	9,240	5,280	160,000
R 2	7.2%	26,040	21,240	630,000	2.6%	9,240	6,720	190,000	2.2%	9,240	5,280	170,000

③ 収納状況

(単位：千円)

年度	区 分	調 定 額	収 納 額	還付未済額	収入済額	不納欠損額	収納率 (%)
H29	現 年 分	9,346,250	8,646,476	11,892	8,658,368	0	92.5
	滞納繰越分	2,160,283	651,429	945	652,374	202,133	30.2
H30	現 年 分	8,795,091	8,182,926	14,155	8,197,081	0	93.0
	滞納繰越分	1,983,864	662,563	483	663,046	220,717	33.4
R 1	現 年 分	8,552,908	7,987,470	9,092	7,996,562	0	93.4
	滞納繰越分	1,688,849	645,055	511	645,566	252,269	38.2

④ 被保険者保険料（税）負担状況（現年分調定額）

(単位：円)

区分	年度	H29	H30	R 1
1 人 当 た り		90,958	89,441	90,638
1 世 帯 当 た り		147,079	142,198	142,124

(6) 給付

① 保険給付割合及びその他の給付

- ・療養の給付 療養費 7割(70歳以上75歳未満8割, または7割,義務教育(小学校)就学前8割)
- ・高額療養費
- ・その他給付
 - 出産育児一時金 1件につき420,000円
 - 葬祭費 1件につき50,000円

② 療養諸費率

区分		年度	H29	H30	R 1
療養の給付	件数 (件)		1,620,069	1,561,129	1,523,178
	費用額 (千円)		41,163,139	40,188,995	39,979,931
	1件当たり費用額 (円)		25,408	25,744	26,248
	1人当たり費用額 (円)		398,953	407,315	422,389
	受診率 (%)		1,570.2	1,582.2	1,609.2
療養費	件数 (件)		37,621	33,365	30,252
	費用額 (千円)		284,695	256,093	235,975
	1件当たり費用額 (円)		7,567	7,676	7,800
	1人当たり費用額 (円)		2,759	2,596	2,493
	受診率 (%)		36.5	33.8	32.0
合計	件数 (件)		1,657,690	1,594,494	1,553,430
	費用額 (千円)		41,447,834	40,445,088	40,215,906
	1件当たり費用額 (円)		25,003	25,365	25,888
	1人当たり費用額 (円)		401,712	409,911	424,882
	受診率 (%)		1,606.6	1,616.0	1,641.2

③ 療養の給付状況

区分		年度	H29	H30	R 1
入院	件数 (件)		27,648	28,174	27,546
	費用額 (千円)		15,587,675	15,690,923	15,654,916
	1件当たり費用額 (円)		563,790	556,929	568,319
	1人当たり費用額 (円)		151,076	159,027	165,394
	受診率 (%)		26.8	28.6	29.1
入院外	件数 (件)		931,832	896,950	868,860
	費用額 (千円)		16,893,162	16,341,243	16,250,333
	1件当たり費用額 (円)		18,129	18,219	18,703
	1人当たり費用額 (円)		163,728	165,618	171,685
	受診率 (%)		903.1	909.1	918.0
歯科	件数 (件)		221,750	212,850	210,652
	費用額 (千円)		2,934,365	2,818,125	2,771,935
	1件当たり費用額 (円)		13,233	13,240	13,159
	1人当たり費用額 (円)		28,440	28,562	29,286
	受診率 (%)		214.9	215.7	222.6
合計	件数 (件)		1,181,230	1,137,974	1,107,058
	費用額 (千円)		35,415,202	34,850,290	34,677,184
	1件当たり費用額 (円)		29,982	30,625	31,324
	1人当たり費用額 (円)		343,244	353,208	366,365
	受診率 (%)		1,144.8	1,153.3	1,169.6

④ 高額療養費（昭和49年7月1日実施）

区分	年度	H29	H30	R 1
件数（件）		70,986	71,990	81,598
支給額（千円）		4,413,868	4,292,952	4,403,307
1件当たり支給額（円）		62,179	59,633	53,963
1人当たり支給額（円）		42,779	43,509	46,521

⑤ その他の給付

（単位：件,千円）

区分	出産育児一時金		葬祭費		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H29	393	165,389	636	31,800	1,029	197,189
H30	315	132,482	612	30,600	927	163,082
R 1	301	126,420	595	29,750	896	156,170

市 民 病 院

—— 内 容 ——

沿 革
建 築 概 要
診 療 科 目 別 医 師 数
利 用 状 況
入 院 ・ 外 来 別 収 益 状 況 調 べ
財 政 状 況
職 員

1. 沿革

- ・昭和25年5月 児島味野1609番地の既存建物を利用，20病床で開設，逐次増築50病床
- ・昭和33年12月 児島小川5丁目7番13号へ新築移転，103床（内伝染病床30床）で開業
- ・昭和37年6月 病棟324㎡を増築，44病床を増設
- ・昭和41年7月 中央検査室43.58㎡を増設
- ・昭和42年2月1日 合併により児島市立児島市民病院から倉敷市立児島市民病院と改称
- ・昭和48年10月1日 倉敷市児島味野4006番地1（現在地）へ新築移転，一般病床162床，結核病床38床，計200床で開業
- ・昭和49年5月1日 救急病院等を定める省令第1条に規定する救急病院となる。
- ・昭和52年10月1日 結核病床38床を廃止し，一般病床200床となる。
- ・平成7年3月31日 第2診療棟（鉄骨2階建，延床面積1,191.32㎡）を増築
- ・平成7年4月11日 眼科・耳鼻咽喉科及び健診センターを開設
- ・平成10年4月1日 リウマチ科，リハビリテーション科，麻酔科を新設
- ・平成11年6月1日 療養型病床群を導入
- ・平成12年1月1日 指定居宅介護支援事業者となる。
- ・平成12年4月1日 介護療養型医療施設の認定業者となる。
- ・平成12年4月1日 介護療養型医療施設15床となる。（療養型病床33床の内）
- ・平成12年6月1日 院外処方の実施
- ・平成13年4月1日 病床数198床に変更，病棟の再編成
- ・平成14年4月1日 小児科の夜間救急診療開始
- ・平成15年4月1日 地域医療連携室開設
- ・平成15年10月30日 臨床研修病院に指定される。
- ・平成16年3月15日 (財)日本医療機能評価機構による「病院機能評価」認定
- ・平成18年10月1日 神経内科を新設
- ・平成20年7月1日 亜急性期病棟を導入
- ・平成20年10月1日 分娩の受入中止
- ・平成20年12月1日 オーダリングシステム導入
- ・平成21年12月17日 倉敷市立児島市民病院の経営健全化方策等について（諮問）
- ・平成22年3月1日 アレルギー科の新設
- ・平成22年3月31日 倉敷市立児島市民病院の経営健全化方策等について（答申）
- ・平成22年4月1日 呼吸器内科，消化器内科の新設。電子カルテシステムの導入
- ・平成22年10月1日 介護療養型医療施設7床に変更（療養型病床33床の内）
- ・平成23年3月31日 居宅介護支援事業の廃止
- ・平成23年4月1日 形成外科，脳神経外科の新設，医療安全管理室の設置
- ・平成23年5月1日 亜急性期病床を35床に変更
- ・平成23年11月1日 脳卒中の専門医による診察を開始
- ・平成23年11月1日 亜急性期病床を42床に変更
- ・平成24年2月1日 介護療養病床を7床から4床に変更，医療療養病床29床
- ・平成24年4月1日 栄養管理科の新設
- ・平成25年2月1日 院内保育所の開設
- ・平成25年3月31日 介護療養病床を廃止
- ・平成25年4月1日 医療療養病床33床，看護師等修学資金貸与制度創設
- ・平成25年7月1日 循環器内科の新設
- ・平成26年7月1日 精神科の新設
- ・平成26年9月30日 脳卒中の専門医による診察を終了，亜急性期病床の廃止
- ・平成26年10月1日 地域包括ケア病棟の新設
- ・平成27年7月1日 日帰り産後ケア開始
- ・平成28年1月1日 電子カルテシステムの更新

- ・平成28年4月1日 地方公営企業法の全部適用
- ・平成28年10月1日 緩和ケア内科の新設
- ・平成28年10月1日 分娩の受入再開
- ・平成28年12月1日 倉敷市立児島市民病院の経営健全化方策等について（諮問）
- ・平成29年3月16日 倉敷市立児島市民病院の経営健全化方策等について（答申）
- ・平成30年1月31日 新病院竣工
- ・平成30年3月31日 医療療養病床廃止
- ・平成30年4月1日 倉敷市立児島市民病院から倉敷市立市民病院と改称し、一般病床198床を持つ新病棟で開院
- ・平成30年4月1日 歯科口腔外科の新設
- ・平成30年6月1日 (財)日本医療機能評価機構による「病院機能評価」認定

2. 建築概要

- ・位 置 倉敷市児島駅前2丁目39番地（TEL472-8111・FAX472-8116）
- ・敷地面積 16,762.58㎡（約5,080坪）
- ・建築面積 3,515.2㎡（病院棟）
- ・延床面積 14,116.7㎡（病院棟）
- ・構 造 P C造（基礎免震構造）、地上6階建
- ・建物の高さ 約26m

3. 診療科目別医師数

（R2. 3.31現在）

科 目	内科	外科	整形外科	産婦人科	小児科	泌尿器科	耳鼻咽喉科	放射線科	形成外科
医師数	9	4	2	2	3	1	1	1	2

科 目	麻酔科	歯科口腔外科
医師数	1	1

4. 利用状況

令和元年度科別利用状況

（単位：人）

	外 来 患 者	1日当たり平均	入 院 患 者	1日当たり平均
内 科	27,566	114.8	24,784	67.7
外 科	9,132	38	10,196	27.8
整 形 外 科	24,905	103.7	13,826	37.7
産 婦 人 科	6,461	26.9	2,015	5.5
小 児 科	15,106	62.9	1,186	3.2
泌 尿 器 科	7,211	30	1,828	4.9
眼 科	2,739	11.4	143	0.3
耳 鼻 咽 喉 科	7,932	33	324	0.8
放 射 線 科	532	2.2	0	0.0
形 成 外 科	5,958	24.8	2,256	6.1
麻 酔 科	85	0.3	0	0.0
歯 科 口 腔 外 科	3,597	14.9	0	0.0
合 計	111,224	463.4	56,558	154.5

5. 入院・外来別収益状況調べ（税抜）

区分 年度別	入 院		外 来		計	
	患者数(人)	収益(円)	患者数(人)	収益(円)	患者数(人)	収益(円)
H29	49,646	1,501,005,214	104,152	688,923,072	153,798	2,189,928,286
H30	48,082	1,704,258,763	116,540	824,252,341	164,622	2,528,511,104
R 1	56,558	2,163,672,192	111,224	875,345,156	167,782	3,039,017,348

6. 財政状況

(1) 収益の収支（決算は税抜、予算は税込）

（単位：千円）

区 分		H30年度（決算）	R 1年度（決算見込）	R 2年度（当初予算）
収 入	医 業 収 益	2,801,224	3,346,170	3,475,808
	医 業 外 収 益	282,794	362,260	370,083
	特 別 利 益	132	131	310
	計	3,084,150	3,708,562	3,846,201
支 出	医 業 費 用	3,419,309	3,591,819	3,967,714
	医 業 外 費 用	136,473	152,415	59,291
	特 別 損 失	3,135	4,061	2,370
	予 備 費	0	0	0
	計	3,558,917	3,748,296	4,029,375

(2) 資本的収支（決算は税抜、予算は税込）

（単位：千円）

区 分		H30年度（決算）	R 1年度（決算見込）	R 2年度（当初予算）
収 入	企 業 債	49,400	336,000	50,000
	他 会 計 繰 入 金	147,503	94,120	140,552
	他 会 計 借 入 金	81,204	94,120	0
	固 定 資 産 売 却 代 金	0	9	0
	投 資 回 収 金	1,350	0	0
	計	279,457	524,249	190,552
支 出	企 業 債 償 還 金	123,912	258,902	271,582
	他 会 計 長 期 借 入 金 償 還 金	45,000	45,000	45,000
	建 設 改 良 費	337,114	353,435	60,000
	投 資	1,550	450	0
	計	507,576	657,787	376,582

7. 職 員

(R2. 3.31現在)

職 種	人 員	職 種	人 員	職 種	人 員
医 師	26	臨 床 検 査 技 師	5	栄 養 士	3
歯 科 医 師	1	理 学 療 法 士	7	事 務 職 員	15
看 護 師	121	作 業 療 法 士	5		
薬 剤 師	5	言 語 聴 覚 士	1	このほか嘱託・臨時職員	70
放 射 線 技 師	6	臨 床 工 学 技 士	1	合 計	266